

第 2 章 父子家庭

第2章 父子家庭

1. 父子家庭の世帯数と子どもの数の動向

(1) 全国の父子家庭の状況

ひとり親家庭の調査結果として「平成28年度全国ひとり親世帯等調査（平成28年11月1日現在）」（厚生労働省子ども家庭局）にひとり親になった理由別構成比が公表されている。

これによると、父子家庭になった理由では「死別」が19.0%、「生別」が80.0%で、「生別」の中では「離婚」が全体の75.6%を占めている。

昭和58年からの推移をみると、「死別」「生別」とともに近年は横ばいとなっている。

表2-1 全国の理由別父子家庭の世帯数

		総数	死別	生別		
				計	離婚	その他
構成比 (%)	平成28年	100.0	19.0	80.0	75.6	4.5
	平成23年	100.0	16.8	83.2	74.3	8.9
	平成18年	100.0	22.1	77.4	74.4	3.0
	平成15年	100.0	19.2	80.2	74.2	5.9
	平成10年	100.0	31.8	64.9	57.1	7.8
	平成5年	100.0	32.2	65.6	62.6	2.9
	昭和63年	100.0	35.9	64.1	55.4	8.7
	昭和58年	100.0	40.0	60.1	54.2	5.8
世帯数 (世帯)	平成28年	-	-	-	-	-
	平成23年	-	-	-	-	-
	平成18年	-	-	-	-	-
	平成15年	173,800	33,400	139,400	128,900	10,600
	平成10年	163,400	52,000	106,100	93,400	12,700
	平成5年	157,300	50,700	103,100	98,500	4,600
	昭和63年	173,300	62,200	111,200	96,000	15,200
	昭和58年	167,300	66,900	100,500	90,700	9,800
増減数 (世帯)	平成28年	-	-	-	-	-
	平成23年	-	-	-	-	-
	平成18年	-	-	-	-	-
	平成15年	10,400	-18,600	33,300	35,500	-2,100
	平成10年	6,100	1,300	3,000	-5,100	8,100
	平成5年	-16,000	-11,500	-8,100	2,500	-10,600
	昭和63年	6,000	-4,700	10,700	5,300	5,400
	昭和58年	-	-	-	-	-

※全国ひとり親世帯等調査結果（厚生労働省）。総数は不詳を含む数値。

平成15年の「その他」の世帯数には「遺棄」「行方不明」を含む。

構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

(2) 北九州市の父子家庭の世帯数

北九州市の令和3年11月1日現在の父子家庭は1,782世帯と推測される。人口推計(令和3年11月1日現在、北九州市調べ)による総世帯数(436,956世帯)に占める割合(出現率)は0.41%である。前回の調査結果(平成28年11月1日現在)に比べ、540世帯減少、増減率は-23.3%となっている。

父子家庭になった理由をみると、「離婚」によるものが1,245世帯と全体の69.9%を占めており、「その他」を合わせた「生別」が1,346世帯(全体の75.5%)であるのに対し、「死別」は390世帯(全体の21.9%)となっている。

経年変化をみると、「離婚」によるものが減少傾向にある。

表2-2 北九州市の理由別父子家庭の世帯数

		総数	死別	生別			不明
				計	離婚	その他	
世帯数 (世帯)	令和3年	1,782	390	1,346	1,245	101	46
	平成28年	2,322	509	1,760	1,725	35	53
	平成23年	2,229	367	1,842	1,755	87	20
	平成18年	2,446	448	1,991	1,918	73	7
	平成13年	2,774	551	2,223	2,050	173	-
	平成8年	2,500	620	1,820	1,710	110	60
	平成3年	2,010	492	1,464	1,296	168	54
構成比 (%)	令和3年	100.0	21.9	75.5	69.9	5.7	2.6
	平成28年	100.0	21.9	75.8	74.3	1.5	2.3
	平成23年	100.0	16.5	82.6	78.7	3.9	0.9
	平成18年	100.0	18.3	81.4	78.4	3.0	0.3
	平成13年	100.0	19.9	80.1	73.9	6.2	-
	平成8年	100.0	24.8	72.8	68.4	4.4	2.4
	平成3年	100.0	24.5	72.9	64.5	8.4	2.7
出現率 (%)	令和3年	0.41	0.09	0.31	0.28	0.02	0.01
	平成28年	0.54	0.12	0.41	0.40	0.01	0.01
	平成23年	0.53	0.09	0.43	0.41	0.02	0.00
	平成18年	0.58	0.11	0.48	0.46	0.02	0.00
	平成13年	0.67	0.13	0.54	0.50	0.04	-
	平成8年	0.64	0.16	0.46	0.44	0.03	0.02
	平成3年	0.53	0.13	0.40	0.35	0.04	0.01
増減数 (世帯)	令和3年	-540	-119	-414	-480	66	-7
	平成28年	93	142	-82	-30	-52	33
	平成23年	-217	-81	-149	-163	14	13
	平成18年	-328	-103	-232	-132	-100	7
	平成13年	274	-69	403	340	63	-60
	平成8年	490	128	356	414	-58	6
	平成3年	-23.3	-23.4	-23.5	-27.8	188.6	-13.2
増減率 (%)	平成28年	4.2	38.7	-4.5	-1.7	-59.8	165.0
	平成23年	-8.9	-18.1	-7.5	-8.5	18.8	185.7
	平成18年	-11.8	-18.7	-10.4	-6.4	-57.8	-
	平成13年	11	-11.1	22.1	19.9	57.3	-100.0
	平成8年	24.4	26.0	24.3	32.0	-29.8	11.1

※平成18年以降は11月1日現在、平成13年以前は10月1日現在。

構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

(3) 各別父子家庭の世帯数

区別にみた父子家庭の状況は、「八幡西区」が最も多く438世帯、次いで「小倉北区」が422世帯、「小倉南区」が393世帯と、これら3つの区で全体の70.3%を占めている。
出現率は「小倉北区」が0.44%で最も高く、最も低いのは「若松区」の0.35%である。

表2-3 各別父子家庭の世帯数

		総数	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
総世帯数 (世帯)	令和3年	436,956	43,002	96,751	91,821	33,765	30,247	112,974	28,396
	平成28年	427,941	42,956	92,041	88,943	33,847	31,227	111,019	27,908
	平成23年	423,706	44,076	89,873	87,490	33,645	32,121	108,552	27,949
	平成18年	418,553	44,708	88,367	85,355	33,418	33,113	105,251	28,341
	平成13年	411,305	46,038	85,896	81,462	32,589	33,919	103,054	28,347
父子世帯数 (世帯)	令和3年	1,782	172	422	393	118	123	438	116
	平成28年	2,322	245	452	525	227	144	600	129
	平成23年	2,229	222	375	549	208	141	613	121
	平成18年	2,446	257	450	544	263	185	610	137
	平成13年	2,774	332	550	614	228	242	671	137
構成比 (%)	令和3年	100.0	9.7	23.7	22.1	6.6	6.9	24.6	6.5
	平成28年	100.0	10.6	19.5	22.6	9.8	6.2	25.8	5.6
	平成23年	100.0	10.0	16.8	24.6	9.3	6.3	27.5	5.4
	平成18年	100.0	10.5	18.4	22.2	10.8	7.6	24.9	5.6
	平成13年	100.0	12.0	19.8	22.1	8.2	8.7	24.2	4.9
出現率 (%)	令和3年	0.41	0.40	0.44	0.43	0.35	0.41	0.39	0.41
	平成28年	0.54	0.57	0.49	0.59	0.67	0.46	0.54	0.46
	平成23年	0.53	0.50	0.42	0.63	0.62	0.44	0.57	0.43
	平成18年	0.58	0.57	0.51	0.64	0.79	0.56	0.58	0.48
	平成13年	0.67	0.72	0.64	0.75	0.70	0.71	0.65	0.48

※総世帯数は、平成18年以降は11月1日現在、平成13年は10月1日現在の推計世帯数による。(市企画調整局)
構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

(4) 子どもの数

父子家庭の20歳未満の子どもの数は2,430人と推測される。

また、父子家庭1世帯当たりの20歳未満の子どもの数は1.37人であり、前回調査結果(1.50人)から減少している。

父子家庭の子どもの数ベースの出現率は、子どもの年齢が上がるとともに高くなっており、義務教育後の子どもでは3.18%となっている。

表2-4 子どもの数、構成比及び出現率

		総数	未就学児	小学生	中学生	義務教育 終了後の 子ども
子どもの数(人)	令和3年	149,697	47,016	46,956	24,901	30,824
父子家庭の 子どもの数(人)	令和3年	2,430	270	720	460	980
構成比(%)	令和3年	100.0	11.1	29.6	18.9	40.3
出現率(%)	令和3年	1.62	0.57	1.53	1.85	3.18

		総数	未就学児	小学生		中学生	義務教育 終了後の 子ども
				1～3 年生	4～6 年生		
児童・生徒 の総数 (人)	平成28年	49,270		25,925	...
	平成23年	25,188	26,362	27,312	...
	平成18年	26,919	26,838	27,325	...
	平成13年	27,088	27,779	30,388	...
	平成8年	28,852	32,938	33,767	...
	平成3年	36,214	38,666	42,727	...
父子家庭の 子どもの数 (人)	平成28年	3,480	200	1,010		860	1,410
	平成23年	3,440	260	390	740	720	1,330
	平成18年	3,760	330	500	760	790	1,380
	平成13年	4,510	470	490	610	1,020	1,920
	平成8年	4,030	380	330	610	900	1,810
	平成3年	3,100	200	280	400	840	1,380
構成比 (%)	平成28年	100.0	5.7	29.0		24.7	40.5
	平成23年	100.0	7.6	11.3	21.5	20.9	38.7
	平成18年	100.0	8.8	13.3	20.2	21.0	36.7
	平成13年	100.0	10.4	10.9	13.5	22.6	42.6
	平成8年	100.0	9.4	8.2	15.1	22.3	44.9
	平成3年	100.0	6.5	9.0	12.9	27.1	44.5
出現率 (%)	平成28年	2.05		3.32	...
	平成23年	1.55	2.81	2.64	...
	平成18年	1.86	2.83	2.89	...
	平成13年	1.81	2.20	3.36	...
	平成8年	1.14	1.85	2.67	...
	平成3年	0.77	1.00	1.97	...

※出現率算定の基礎となる小学生・中学生の児童・生徒数は、令和3年5月1日現在。(県学校基本調査)
その他は、令和3年5月1日現在の年齢別人口による。(総務省統計局)

2. 世帯の状況

(1) 父親の年齢

問1 あなたの年齢は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

父子家庭の父親の年齢は、「45～49歳」が24.5%で最も割合が高く、次いで「40～44歳」が19.8%、「50～54歳」が17.5%が続いている。前回調査に比べ、50歳以上の割合が高くなっている。

父子家庭になった理由別でみると、死別では40代後半から50代前半で半数以上を占めており、離婚は40代の割合が他の年代に比べて高くなっている。

図2-1 父親の年齢

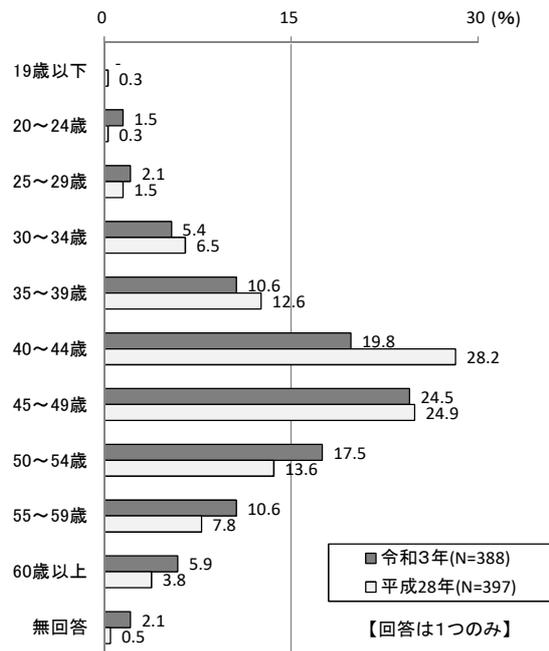


表2-5 父親の年齢

		標本数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	(%) 無回答
全体		388	-	6	8	21	41	77	95	68	41	23	8
		100.0	-	1.5	2.1	5.4	10.6	19.8	24.5	17.5	10.6	5.9	2.1
時系列	平成28年	397	0.3	0.3	1.5	6.5	12.6	28.2	24.9	13.6	7.8	3.8	0.5
	平成23年	437	-	0.9	2.7	7.8	18.5	24.3	18.1	15.1	8.5	2.7	1.4
	平成18年	366	-	1.1	2.7	11.5	14.2	18.0	24.6	14.5	11.5	1.6	0.3
	平成13年	322	-	0.6	4.7	6.5	13.4	22.4	26.4	17.4	5.3	2.5	0.9
理由別	死別	85	-	-	-	1.2	5.9	15.3	25.9	25.9	16.5	8.2	1.2
	離婚	271	-	1.5	2.6	7.0	12.5	22.1	24.4	15.9	8.5	4.4	1.1
	その他の生別	25	-	8.0	-	4.0	8.0	16.0	28.0	12.0	12.0	12.0	-
	無回答	7	-	-	14.3	-	-	-	-	-	14.3	14.3	57.1
参考	福岡市	484	-	0.2	1.9	4.3	12.0	19.0	27.5	19.6	8.9	4.8	1.9
	久留米市	168	-	0.6	1.8	6.0	7.1	19.0	28.6	19.0	11.3	5.4	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	-	0.6	2.8	5.0	13.5	21.0	24.9	17.6	7.8	5.3	1.5
	母子家庭	1,231	-	3.0	7.5	12.0	16.7	20.7	20.5	13.6	3.2	0.9	1.9

(2) 世帯人員

問2 同居の家族（お子さん以外の方）について、下の□にそれぞれの現在の人数をご記入ください。

世帯人員は、多い方から「2人」(37.1%)、「3人」(27.1%)、「4人」(17.8%) となっており、5人以上の世帯は10.6%である。

平均世帯人員は3.1人で、前回調査とほぼ同じである。

図2-2 世帯人員

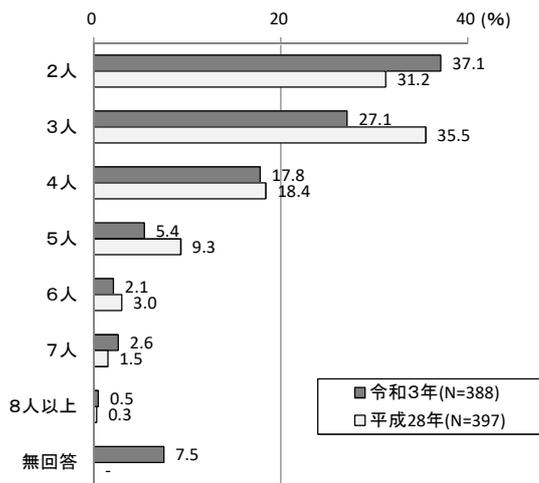


表2-6 世帯人員

		標本数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	無回答	平均(人)
全体		388 100.0	-	144 37.1	105 27.1	69 17.8	21 5.4	8 2.1	10 2.6	2 0.5	29 7.5	3.1
時系列	平成28年	397	0.8	31.2	35.5	18.4	9.3	3.0	1.5	0.3	-	3.2
	平成23年	437	-	26.1	29.5	22.9	13.3	5.9	0.7	0.7	0.9	3.5
	平成18年	366	-	26.0	30.1	21.3	16.1	4.4	1.9	0.3	-	3.5
	平成13年	322	-	23.0	37.6	22.7	13.0	0.3	1.6	0.3	1.6	3.4
参考	福岡市	484	-	37.0	32.0	14.9	7.9	2.3	0.6	0.6	4.8	3.1
	久留米市	168	-	32.7	35.7	14.9	6.0	3.6	1.2	-	6.0	3.1
	県(政令市、中核市を除く)	854	-	27.3	28.7	22.7	9.0	4.0	1.4	1.3	5.6	3.4
	母子家庭	1,231	-	64.7	11.3	13.3	4.5	0.8	0.5	0.2	4.7	2.6

(3) 20歳未満の子ども以外の同居家族

問3 同居の家族はどなたがおられますか。(〇印はいくつでも)

20歳未満の子ども以外の同居家族は、「母(子どもからは祖母)」が24.5%、「父(子どもからは祖父)」が16.0%となっている。

「父子のみ(父親と20歳未満の子ども)」の世帯の割合は44.3%を占めており、前回調査と比べると13.6ポイント減少している。

父子家庭になった理由別にみると、離婚の場合、「母(子どもからは祖母)」「父(子どもからは祖父)」との同居割合が、他に比べ高くなっている。

図2-3 20歳未満の子ども以外の同居家族 [複数回答]

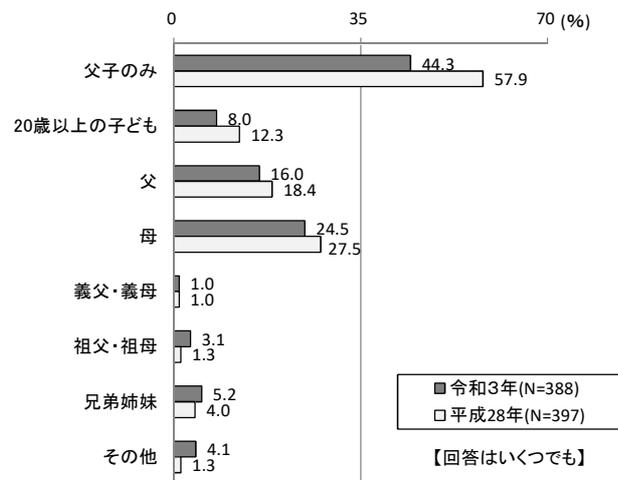


表2-7 20歳未満の子ども以外の同居家族 [複数回答]

		標本数	父子のみ	20歳以上の子ども	父	母	義父・義母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
全体		388	172	31	62	95	4	12	20	16	60
		100.0	44.3	8.0	16.0	24.5	1.0	3.1	5.2	4.1	15.5
時系列	平成28年	397	57.9	12.3	18.4	27.5	1.0	1.3	4.0	1.3	0.8
	平成23年	437	43.7	10.8	22.7	38.4	2.1	5.9	7.6	2.5	0.9
	平成18年	366	43.7	12.0	27.0	42.9	-	3.0	8.2	1.6	-
	平成13年	322	46.3	17.4	18.0	31.7	1.6	0.9	7.8	2.2	-
理由別	死別	85	42.4	17.6	8.2	12.9	3.5	3.5	1.2	3.5	18.8
	離婚	271	45.4	5.2	18.5	29.2	0.4	3.0	5.5	3.7	12.9
	その他の生別	25	48.0	8.0	12.0	16.0	-	4.0	12.0	12.0	20.0
	無回答	7	14.3	-	28.6	14.3	-	-	14.3	-	57.1
参考	福岡市	484	49.4	11.6	14.0	22.7	0.2	1.4	4.8	1.9	14.9
	久留米市	168	50.6	15.5	13.1	24.4	1.2	1.2	5.4	1.2	8.3
	県(政令市、中核市を除く)	854	41.9	10.7	19.4	32.0	2.0	2.5	6.7	1.8	11.7
	母子家庭	1,231	54.3	2.4	14.6	23.6	0.2	3.2	5.8	2.7	15.2

(4) 20歳未満の子どもの就学・就労状況

問3-1 あなたのお子さん（令和3年11月1日現在で20歳未満）の生年月を記入し、同居の別、就学・就労状況のあてはまる番号1つに○印をつけてください。

※進学、就職などで別居しているお子さんも、20歳未満であれば記入してください。

20歳未満の子どものいる家庭の就学・就労状況は、「小学生」のいる家庭が30.4%、「高校生」のいる家庭が29.9%、「中学生」のいる家庭が22.9%となっており、就学前では「認可保育所・園」に通園している子どものいる家庭が8.8%、「幼稚園」に通園している子どものいる家庭が2.3%である。

図2-4 20歳未満の子どもの就学・就労状況〔複数回答〕

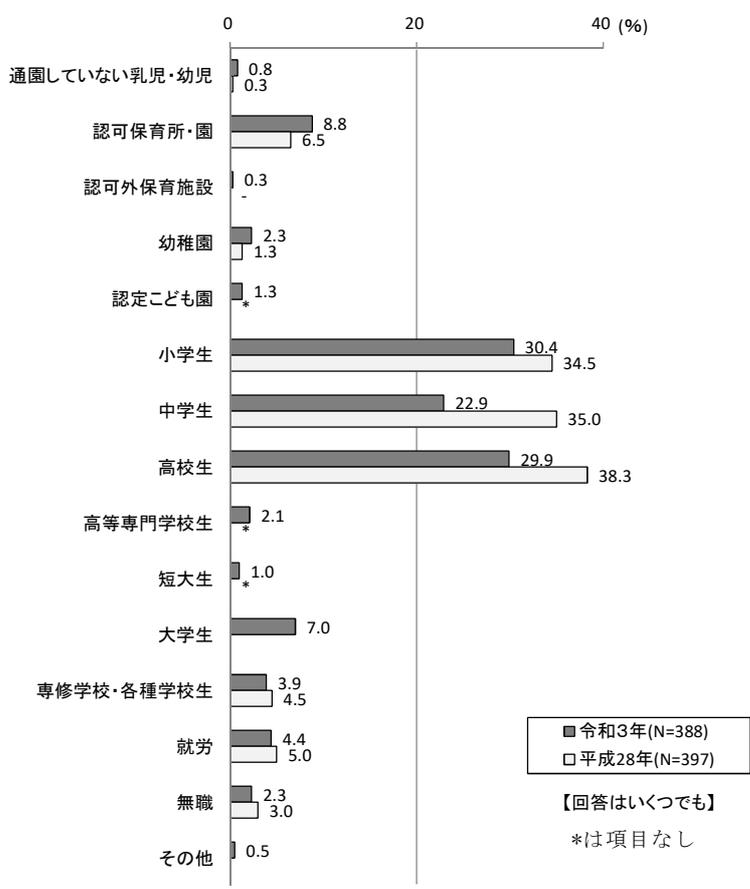


表2-8 20歳未満の子どもの就学・就労状況 [複数回答]

	標本数	乳通園 して いない 乳児・ 幼児	認可 保育所・ 園	認可 外保育 施設	幼稚園	認定 こども 園	小学生		中学生	高校生	高等 専門 学校 生	専 修 学 校・ 各 種 学 校 生	短 大 生	大 学 生	就 労	無 職	そ の 他	無 回 答	(%)
							1 〜 3 年 生	4 〜 6 年 生											
							全体												
全体	388	3	34	1	9	5	118	89	116	8	15	4	27	17	9	2	29		
	100.0	0.8	8.8	0.3	2.3	1.3	30.4	22.9	29.9	2.1	3.9	1.0	7.0	4.4	2.3	0.5	7.5		
時 系 列	平成28年	397	0.3	6.5	-	1.3	34.5	35.0	38.3	4.5	7.1	7.1	5.0	3.0	0.3	-	-		
	平成23年	437	1.6	5.9	0.5	3.2	16.5	29.7	30.0	31.6	2.3	6.9	7.3	5.7	0.9	0.5	-		
	平成18年	366	1.4	7.7	0.3	2.5	19.9	28.4	29.0	30.9	4.1	4.4	8.2	5.2	0.3	-	-		
	平成13年	322	2.5	11.8	-	2.5	15.5	19.6	32.6	33.9	3.4	6.8	9.0	10.2	1.2	0.9	-		
参 考	福岡市	484	0.2	9.1	0.8	2.3	33.5	31.6	35.3	1.0	2.5	0.6	7.9	2.1	1.2	1.0	2.7		
	久留米市	168	-	7.1	-	-	33.3	26.8	40.5	3.0	6.0	0.6	6.0	4.2	1.2	1.2	3.0		
	県(政令市、中核市を除く)	854	0.6	7.4	0.4	1.6	35.6	35.4	39.3	1.6	3.3	0.5	4.4	3.4	1.5	1.4	3.2		
	母子家庭	1,231	2.4	13.6	0.9	3.2	2.4	28.5	14.2	22.9	1.1	2.9	0.3	3.7	2.4	0.7	0.6	2.5	

表2-8-2 同居・別居別にみた20歳未満の子どもの就学・就労状況

	標本数	通園 して いない 乳児・ 幼児	認可 保育所・ 園	認可 外保育 施設	幼稚園	認定 こども 園	小 学 生	中 学 生	高 校 生	高 等 専 門 学 校 生	専 修 学 校・ 各 種 学 校 生	短 大 生	大 学 生	就 労	無 職	そ の 他	無 回 答	(人)
全体	551	3	40	1	9	6	156	99	130	8	15	4	27	17	9	2	25	
	100.0	0.5	7.3	0.2	1.6	1.1	28.3	18.0	23.6	1.5	2.7	0.7	4.9	3.1	1.6	0.4	4.5	
同 居 ・ 別 居 別	同居	482	3	33	1	9	142	90	119	7	11	4	16	11	8	1	21	
	別居	30	-	4	-	-	4	5	3	-	3	-	7	3	-	-	1	
	無回答	39	-	3	-	-	10	4	8	1	1	-	4	3	1	1	3	

3. 父子家庭になった当時の状況

(1) 父子家庭になってからの経過年数

問 4 父子家庭になってから現在まで、何年になりますか。(〇印は1つ)

父子家庭になってからの経過年数は、「5～10年未満」が28.4%で最も割合が高く、次いで「10～15年未満」が14.7%、「1～2年未満」が12.1%となっている。
 前回調査と比べると、大きな変化はみられない。

図 2-5 父子家庭になってからの経過年数

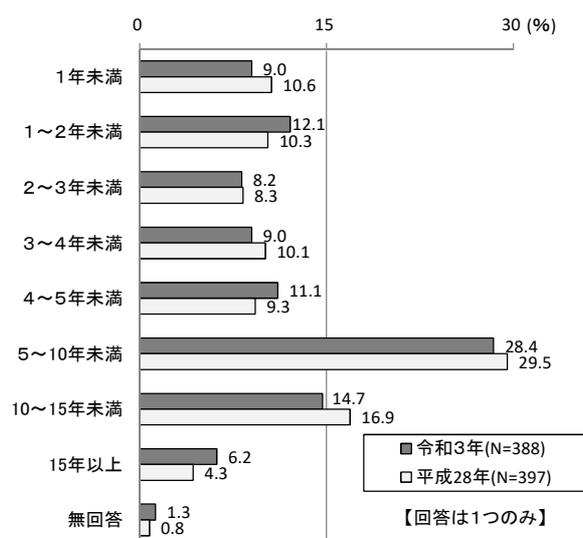


表 2-9 父子家庭になってからの経過年数

		標本数	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上	無回答
全体		388	35	47	32	35	43	110	57	24	5
		100.0	9.0	12.1	8.2	9.0	11.1	28.4	14.7	6.2	1.3
時系列	平成28年	397	10.6	10.3	8.3	10.1	9.3	29.5	16.9	4.3	0.8
	平成23年	437	10.5	11.7	8.5	9.6	7.6	28.1	17.6	5.0	1.4
	平成18年	366	9.3	7.1	6.8	11.5	11.7	31.1	16.7	4.4	1.4
	平成13年	322	14.6	10.2	9.9	10.2	8.7	28.3	13.7	4.3	-
参考	福岡市	484	9.1	13.0	13.4	7.4	8.7	28.3	16.5	3.1	0.4
	久留米市	168	7.1	8.9	8.9	20.2	3.0	33.3	14.3	4.2	-
	県(政令市、中核市を除く)	854	8.7	10.8	8.3	8.4	10.8	29.4	18.6	4.0	1.1
	母子家庭	1,231	7.9	8.4	7.1	6.5	6.8	28.4	22.3	11.5	1.1

(2) 父子家庭になった理由

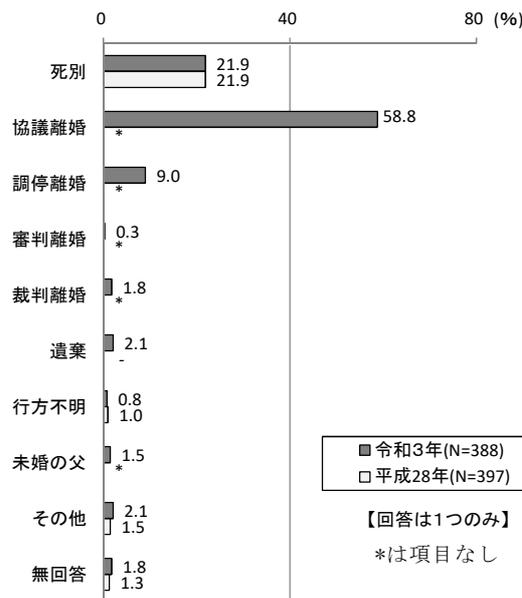
問5 父子家庭になった理由は何ですか。(○印は1つ)

父子家庭になった理由は『離婚』（「協議離婚」「調停離婚」「審判離婚」「裁判離婚」の合計）が69.9%で最も割合が高く、「死別」が21.9%、「遺棄」が2.1%となっている。前回調査では『離婚』が74.3%であり、今回4.4ポイント減少している。

離婚の内訳をみると、「協議離婚」（58.8%）が最も高い割合を占めている。

年齢別にみると、「死別」では高い年齢層で割合が高くなっている。一方で、「協議離婚」は、低い年齢層で割合が高くなる傾向にある。

図2-6 父子家庭になった理由



※平成28年の調査では、今回の選択肢「協議離婚」「調停離婚」「審判離婚」「裁判離婚」を一括して「離婚」と質問しており、その合計は74.3%であった。

表2-10 父子家庭になった理由

		標本数	死別	協議離婚	調停離婚	審判離婚	裁判離婚	遺棄	行方不明	未婚の父	その他	無回答
全体		388	85	228	35	1	7	8	3	6	8	7
		100.0	21.9	58.8	9.0	0.3	1.8	2.1	0.8	1.5	2.1	1.8
時系列	平成28年	397	21.9	74.3				-	1.0	...	1.5	1.3
	平成23年	437	16.4	78.7				0.7	0.2	...	3.0	0.9
	平成18年	366	18.2	78.4				0.3	0.8	...	1.9	0.3
	平成13年	322	19.9	73.9				1.2	2.2	...	2.8	-
年齢別	29歳以下	14	-	71.4	7.1	-	-	7.1	-	7.1	-	7.1
	30~34歳	21	4.8	81.0	9.5	-	-	-	-	4.8	-	-
	35~39歳	41	12.2	73.2	9.8	-	-	-	-	2.4	2.4	-
	40~44歳	77	16.9	66.2	9.1	-	2.6	2.6	-	-	2.6	-
	45~49歳	95	23.2	56.8	9.5	-	3.2	3.2	1.1	-	3.2	-
	50歳以上	132	32.6	47.7	9.1	0.8	1.5	1.5	1.5	2.3	1.5	1.5
	無回答	8	12.5	37.5	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	福岡市	484	24.4	60.5	6.8	-	1.2	0.6	0.6	1.2	3.7	0.8
	久留米市	168	24.4	56.0	7.7	0.6	0.6	0.6	1.2	-	7.7	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	18.4	61.5	8.5	0.1	1.8	1.6	0.8	0.8	4.2	2.2
	母子家庭	1,231	5.0	57.8	13.5	0.3	2.0	0.5	0.5	14.5	3.9	1.9

(3) 離婚した妻との養育費の取り決め

問 5-1 【父子家庭になった理由を協議離婚、調停離婚、審判離婚、または裁判離婚と答えた方に】あなたの離別した妻との子どもの養育費の受給の取り決めについておたずねします。

(ア) 養育費についての相談相手

ア. あなたは、離婚の際またはその後、養育費のことで、だれか（どこか）に相談しましたか。（○印は1つ）

父子家庭となった理由が離婚と回答した人に、離婚した際に子どもの養育費について相談したかたずねたところ、「相談していない」が 66.1%で最も割合が高い。具体的な相談先では「親族」「弁護士」がいずれも 12.9%、「家庭裁判所」が 4.8%で続いている。

前回調査と比べると、「相談していない」が 6.8ポイント低くなっている。また、相談先としては「家庭裁判所」が減少し、「親族」「弁護士」が増加している。

年齢別では、29歳以下、35～39歳で「親族」の占める割合が高くなっている。

図 2-7 養育費についての相談相手

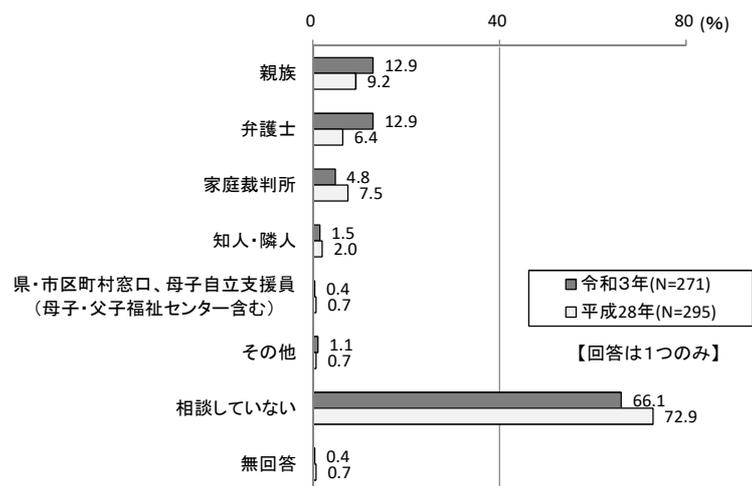


表2-11 養育費についての相談相手

			親族	知人・隣人	弁護士	福祉センター(含む)	自立支援(母子・父子)	市区町村窓口、母子家庭裁判所	その他	相談していない	無回答
		標本数	(%)								
全体		271 100.0	35 12.9	4 1.5	35 12.9	1 0.4	13 4.8	3 1.1	179 66.1	1 0.4	
時系列	平成28年	295	9.2	2.0	6.4	0.7	7.5	0.7	72.9	0.7	
	平成23年	344	9.0	0.9	4.9	0.6	7.8	0.6	75.6	0.6	
年齢別	29歳以下	11	36.4	-	18.2	-	-	-	45.5	-	
	30～34歳	19	5.3	-	5.3	-	10.5	5.3	73.7	-	
	35～39歳	34	20.6	2.9	14.7	-	-	-	61.8	-	
	40～44歳	60	16.7	1.7	15.0	1.7	3.3	3.3	58.3	-	
	45～49歳	66	13.6	1.5	15.2	-	4.5	-	65.2	-	
	50歳以上	78	5.1	1.3	10.3	-	7.7	-	74.4	1.3	
	無回答	3	-	-	-	-	-	-	100.0	-	
養育費支給状況の別	現在も受けている	27	11.1	-	25.9	-	25.9	-	37.0	-	
	受けたことはあるが、現在は受けていない	12	16.7	-	25.0	-	8.3	-	50.0	-	
	受けたことがない	220	12.3	1.8	10.9	0.5	2.3	1.4	70.9	-	
	無回答	12	25.0	-	8.3	-	-	-	58.3	8.3	
参考	福岡市	332	8.7	1.8	11.7	0.9	4.2	0.9	71.7	-	
	久留米市	109	9.2	2.8	11.9	-	5.5	-	70.6	-	
	県(政令市、中核市を除く)	614	11.7	3.4	9.9	0.8	3.4	1.0	68.7	1.0	
	母子家庭	907	25.2	2.3	16.0	1.4	9.8	1.9	41.7	1.7	

(イ) 養育費の取り決め状況

イ. 養育費の受給の取り決めの状況について、あてはまるものを選んでください。

(○印は1つ)

子どもの養育費についての取り決めについては、「判決、調停、審判など裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書により、取り決めをしている」(14.8%)と「上記以外の文書により、取り決めをしている」(11.8%)を合わせた『文書等による取り決めをしている』割合が26.6%を占め、前回調査に比べ10.0ポイント高くなっている。

また、「取り決めをしていない」は56.8%で最も割合が高いが、前回調査との比較では14.0ポイント減少している。

図2-8 養育費の取り決め状況

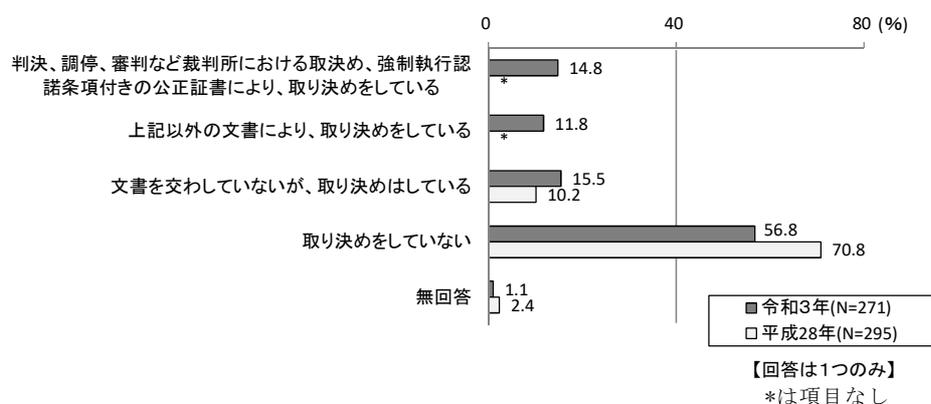


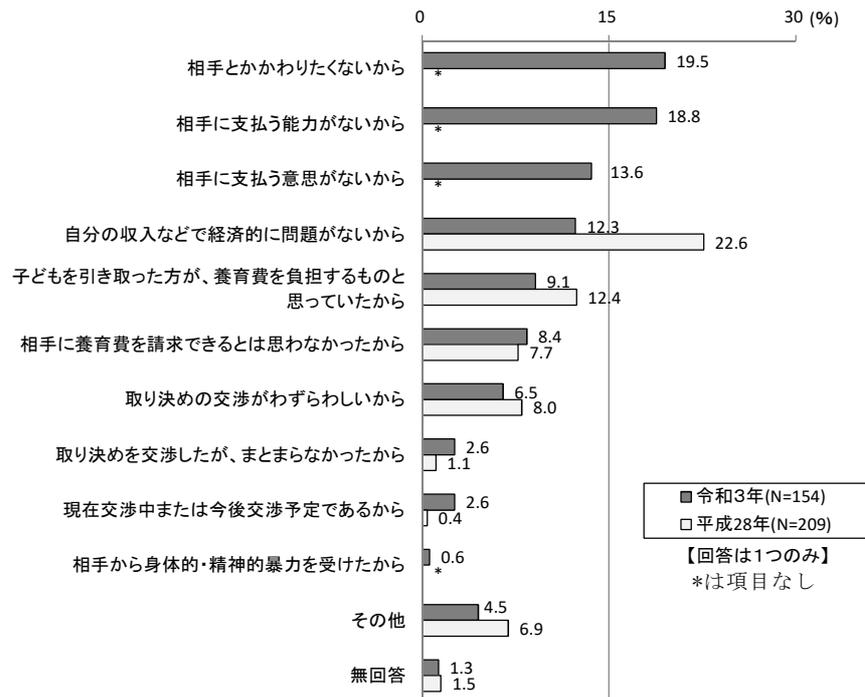
表2-12 養育費の取り決め状況

		標本数	正取 証書 により 取り 決め をして いる	判決 、調 停、 審判 など 裁判 所 にお ける	上 記 以 外 の 文 書 に よ り、 取 り 決 め を し て い る	文 書 を 交 わ し て い な い が、 取 り 決 め は し て い る	取 り 決 め を し て い な い	無 回 答
全体		271 100.0	40 14.8	32 11.8	42 15.5	154 56.8	3 1.1	
時系列	平成28年	295	16.6		10.2	70.8	2.4	
	平成23年	344	9.0		9.3	79.7	2.0	
年齢別	29歳以下	11	18.2	9.1	18.2	54.5	-	
	30～34歳	19	10.5	10.5	15.8	63.2	-	
	35～39歳	34	11.8	11.8	8.8	67.6	-	
	40～44歳	60	11.7	15.0	16.7	55.0	1.7	
	45～49歳	66	18.2	10.6	13.6	56.1	1.5	
	50歳以上	78	16.7	11.5	19.2	51.3	1.3	
	無回答	3	-	-	-	100.0	-	
取 面 会 決 め 流 況 の 別	裁判所において、取り決めをしている	41	53.7	9.8	9.8	24.4	2.4	
	上記以外で、文書により、取り決めをしている	31	32.3	48.4	-	19.4	-	
	文書を交わしていないが、取り決めはしている	43	2.3	7.0	53.5	37.2	-	
	取り決めをしていない	150	4.7	6.0	9.3	79.3	0.7	
	無回答	6	-	16.7	16.7	50.0	16.7	
参 考	福岡市	332	11.1	11.4	19.0	58.1	0.3	
	久留米市	109	11.9	8.3	7.3	70.6	1.8	
	県(政令市、中核市を除く)	614	11.6	9.1	15.5	63.0	0.8	
	母子家庭	907	31.2	12.0	14.3	41.1	1.3	

問 5-1-1 【養育費の取り決めをしていないと答えた方に】養育費の受給の取り決めをしていない理由は何ですか。次の中から最もあてはまるものを選んでください。
(○印は1つ)

養育費の取り決めをしていない理由についてみると、「相手とかかわりたくないから」が19.5%で最も割合が高く、次いで「相手に支払う能力がないから」が18.8%、「相手に支払う意思がないから」が13.6%で続いている。

図2-9 養育費の取り決めをしていない理由



※平成28年調査では、今回の選択肢「相手に支払う能力がないから」「相手に支払う意思がないから」を一括して「相手に支払う意思や能力がないから」と質問しており、その数値は42.6%であった。

表2-13 養育費の取り決めをしていない理由

(%)

		標本数	自分の収入などで経済的に問題がないから	取り決めの交渉がわずらわしいから	相手に養育費を請求できるとは思わなかったから	子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから	相手に支払う能力がないから	相手に支払う意思がないから	取り決めを交渉したが、まとまらなかったから	現在交渉中または今後交渉予定であるから	相手から身体的・精神的暴力を受けたから	相手とかかわりたくないから	その他	無回答
全体		154 100.0	19 12.3	10 6.5	13 8.4	14 9.1	29 18.8	21 13.6	4 2.6	4 2.6	1 0.6	30 19.5	7 4.5	2 1.3
時系列	平成28年	209	24.9	7.7	9.6	8.6	42.6		2.4	-	3.3	1.0
	平成23年	274	22.6	8.0	7.7	12.4	39.4		1.1	0.4	6.9	1.5
参考	福岡市	193	19.2	4.7	9.3	6.2	23.3	7.8	1.0	0.5	0.5	21.2	4.7	1.6
	久留米市	77	18.2	6.5	15.6	3.9	13.0	16.9	2.6	1.3	-	16.9	5.2	-
	県(政令市、中核市を除く)	387	13.4	4.4	12.1	5.7	24.5	16.3	1.3	0.3	0.5	18.9	2.6	-
	母子家庭	373	2.1	4.6	3.5	2.7	19.6	22.3	6.2	0.5	6.2	27.1	5.1	0.3

(4) 離婚した妻からの養育費の受給状況

問5-2 【父子家庭になった理由を協議離婚、調停離婚、審判離婚、または裁判離婚と答えた方に】あなたの離別した妻からの養育費の受給の状況について、あてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

離婚した妻からの養育費の受給状況についてみると、「現在も受けている」(10.0%)、「受けたことはあるが、現在は受けていない」(4.4%)の合計は14.4%となっている。一方「受けたことがない」は81.2%であった。

前回調査に比べると、「受けたことがない」が9.0ポイント減少している。

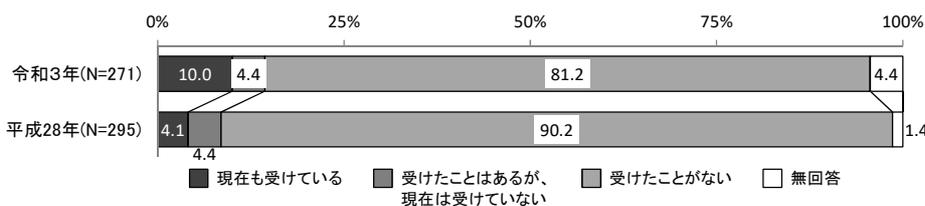
年齢別にみると、高い年齢層ほど「受けたことがない」の割合が高くなっている。

父子家庭になってからの経過年数別では、1年未満の人で「現在も受けている」の割合が他に比べ高くなっている。

養育費の受給の取り決め状況別では、何らかの取り決めをしている場合「現在も受けている」の割合が高いが、取り決めをしていない場合、「受けたことがない」が90.9%を占めている。

平均受給年数について「現在も受けている」は3.3年、「受けたことはあるが、現在は受けていない」は2.6年となっている。

図2-10 離婚した妻からの養育費の受給状況



《受給期間》

	標本数	(%)							平均(年)
		1年未満	1〜3年未満	3〜5年未満	5〜10年未満	10〜15年未満	15年以上	無回答	
現在も受けている	27	9	4	-	8	1	-	5	3.3
	100.0	33.3	14.8	-	29.6	3.7	-	18.5	
受けたことはあるが、現在は受けていない	12	3	2	2	1	2	-	2	3.6
	100.0	25.0	16.7	16.7	8.3	16.7	-	16.7	

表2-14 離婚した妻からの養育費の受給状況

			(%)			
		標本数	現在も受けている	現在は受けていないが、受けたことがある	受けたことがない	無回答
全 体		271 100.0	27 10.0	12 4.4	220 81.2	12 4.4
時系列	平成28年	295	4.1	4.4	90.2	1.4
	平成23年	344	3.8	4.1	89.5	2.6
年齢別	29歳以下	11	9.1	27.3	63.6	-
	30～34歳	19	21.1	-	63.2	15.8
	35～39歳	34	14.7	5.9	73.5	5.9
	40～44歳	60	11.7	3.3	80.0	5.0
	45～49歳	66	6.1	6.1	84.8	3.0
	50歳以上	78	7.7	1.3	89.7	1.3
	無回答	3	-	-	66.7	33.3
経過年数別	1年未満	28	28.6	3.6	64.3	3.6
	1～2年未満	33	6.1	3.0	84.8	6.1
	2～3年未満	23	8.7	8.7	82.6	-
	3～4年未満	20	10.0	-	90.0	-
	4～5年未満	26	7.7	-	84.6	7.7
	5～10年未満	80	12.5	5.0	80.0	2.5
	10～15年未満	41	2.4	7.3	80.5	9.8
	15年以上	19	-	5.3	89.5	5.3
無回答	1	-	-	100.0	-	
取養費の状況別	裁判所、公正証書により取り決めをしている	40	30.0	12.5	57.5	-
	上記以外の文書により、取り決めをしている	32	25.0	-	71.9	3.1
	文書を交わしていないが、取り決めはしている	42	14.3	4.8	78.6	2.4
	取り決めをしていない	154	0.6	3.2	90.9	5.2
	無回答	3	-	-	33.3	66.7
実施会状況交流別	現在、面会交流を行っている	123	13.0	5.7	79.7	1.6
	過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	46	6.5	6.5	82.6	4.3
	面会交流を行ったことがない	89	9.0	-	85.4	5.6
	無回答	13	-	15.4	61.5	23.1
参考	福岡市	332	8.4	4.8	83.7	3.0
	久留米市	109	11.9	1.8	78.9	7.3
	県(政令市、中核市を除く)	614	8.1	4.1	82.7	5.0
	母子家庭	907	37.4	11.9	47.2	3.5

問 5-2-1 【現在も受けている、または受けたことがあると答えた方に】養育費の受け取り方についてあてはまるものを選び（○印は1つ）、金額、対象となる子どもの人数をご記入ください。

養育費の受け取り方については、「月額での受け取り」が79.5%と高い割合を占め、「決まっていない」は7.7%であった。

受給している場合の養育費の月額「1万～1万5,000円」「2万～2万5,000円」がいずれも24.1%となっており、平均月額は14,828円となっている。

年額での受け取りに回答は無かった。

一括での受け取りの場合では、「30万円未満」で1件の回答があり、金額は4万円であった。

図 2-11 離婚した妻からの養育費の受け取り方



表 2-15 離婚した妻からの養育費の受け取り方

		標本数	月額での受け取り (%)	年額での受け取り (%)	一括での受け取り (%)	決まっていない (%)	無回答 (%)
全体		39	79.5	-	5.1	7.7	7.7
参考	福岡市	44	81.8	2.3	-	4.5	11.4
	久留米市	15	86.7	-	6.7	6.7	-
	県(政令市、中核市を除く)	75	84.0	4.0	1.3	5.3	5.3
	母子家庭	447	92.6	0.9	0.7	1.6	4.3

《月額での受け取り》

		(%)										平均(円)	
	標本数	1万円未満	1万5,000円未満	2万5,000円未満	2万5,000円未満	3万5,000円未満	3万5,000円未満	4万5,000円未満	4万5,000円未満	5万5,000円未満	5万円以上	無回答	
全体	29 100.0	6 20.7	7 24.1	5 17.2	7 24.1	2 6.9	2 6.9	-	-	-	-	-	14,828

《年額での受け取り》

		(%)										平均(円)	
	標本数	10万円未満	10,300万円未満	30,500万円未満	50,700万円未満	70,900万円未満	90,110万円未満	110,130万円未満	110,130万円未満	130,150万円以上	150万円以上	無回答	
全体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

《一括での受け取り》

		(%)								平均(円)	
	標本数	30万円未満	30,500万円未満	50,700万円未満	70,900万円未満	90,110万円未満	110,130万円未満	110,130万円未満	130,150万円以上	無回答	
全体	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	40,000

※受給金額と、受給人数について記入された数値をもとに、子ども1人あたりの受給金額の合計金額を、無回答を除く標本数により平均を算出した。

問 5-2-2 【現在は受けていない、または受けたことがないと答えた方に】養育費を受けていない子どもの人数をご記入ください。

養育費を受けていない子どもの人数は、「1人」が 53.9%で最も割合が高く、次いで「2人」が 30.6%、「3人」が 9.5%となっている。

図 2-12 養育費を受けていない子どもの人数

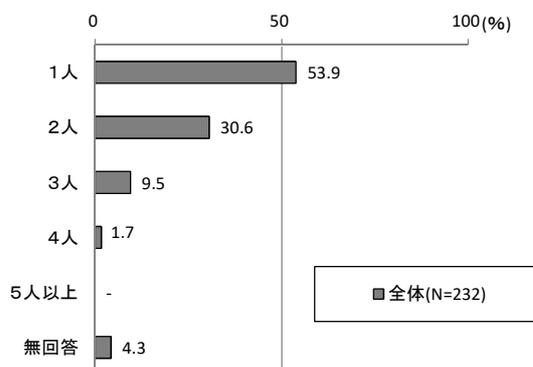


表 2-16 養育費を受けていない子どもの人数

		標本数	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
全体		232	125	71	22	4	-	10
		100.0	53.9	30.6	9.5	1.7	-	4.3
参考	福岡市	294	47.3	35.7	10.2	1.4	0.3	5.1
	久留米市	88	40.9	34.1	14.8	1.1	1.1	8.0
	県(政令市、中核市を除く)	533	44.5	32.8	13.1	0.9	0.6	8.1
	母子家庭	536	82.3	7.5	1.5	0.6	0.2	8.0

(5) 離婚した妻との面会交流の取り決め

問5-3 【父子家庭になった理由を協議離婚、調停離婚、審判離婚、または裁判離婚と答えた方に】あなたの妻との子ども面会交流の取り決めについておたずねします。

(ア) 面会交流についての相談相手

ア. あなたは、離婚の際またはその後、面会交流のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。(〇印は1つ)

離婚した妻との面会交流に関する相談先では、「相談していない」が60.5%を占め、具体的な相談先では「親族」が14.8%、「弁護士」が13.7%で続いている。

年齢別にみると、いずれの年代でも「相談していない」の割合が高く、50歳以上では70.5%を占めている。

図2-13 面会交流についての相談相手

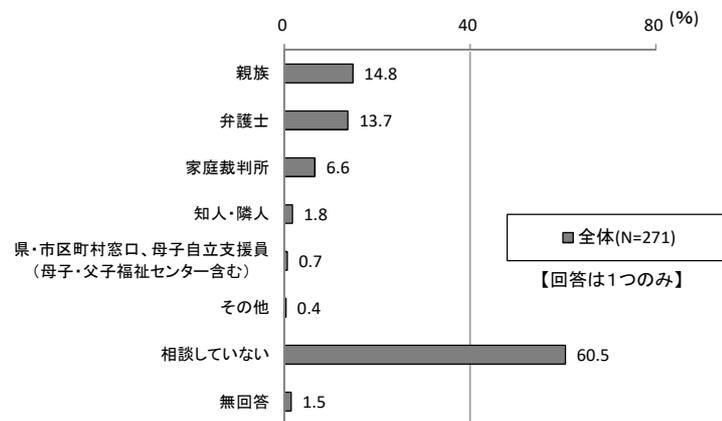


表2-17 面会交流についての相談相手

		親族	知人・隣人	弁護士	福祉・市区町村窓口、母子自立支援員(含む)	家庭裁判所	その他	相談していない	無回答	
		標本数								
全体		271	40	5	37	2	18	1	164	4
		100.0	14.8	1.8	13.7	0.7	6.6	0.4	60.5	1.5
年齢別	29歳以下	11	27.3	-	27.3	9.1	-	-	36.4	-
	30~34歳	19	10.5	-	10.5	-	10.5	5.3	63.2	-
	35~39歳	34	26.5	5.9	14.7	-	5.9	-	47.1	-
	40~44歳	60	15.0	3.3	10.0	1.7	10.0	-	60.0	-
	45~49歳	66	13.6	1.5	15.2	-	6.1	-	59.1	4.5
	50歳以上	78	9.0	-	14.1	-	5.1	-	70.5	1.3
	無回答	3	33.3	-	-	-	-	-	66.7	-
参考	福岡市	332	6.9	1.8	9.3	0.3	7.2	1.5	71.7	1.2
	久留米市	109	11.0	2.8	9.2	0.9	9.2	1.8	63.3	1.8
	県(政令市、中核市を除く)	614	12.5	2.3	8.5	0.2	6.7	1.3	65.8	2.8
	母子家庭	907	19.6	1.7	10.5	1.2	9.0	2.3	53.0	2.6

(イ) 面会交流の取り決め状況

イ. 面会交流の取り決めの状況について、あてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

離婚した妻との面会交流の取り決めについては、「文書は交わしていないが、取り決めはしている」が15.9%、「調停、審判など、裁判所において取り決めをしている」が15.1%、「上記以外で、文書により、取り決めをしている」が11.4%となっており、これらを合わせた『取り決めをしている』割合は42.4%を占める。一方で「取り決めをしていない」は55.4%であった。

前回調査(67.5%)と比較すると「取り決めをしていない」割合が12.1ポイント減少している。

父子家庭になってからの経過年数別では、いずれも「取り決めをしていない」の回答が多く、3年以上の各層で特に割合が高くなっている。

養育費の取り決め状況別では、「調停、審判など、裁判所において取り決めをしている」場合には、面会交流でも取り決めをしている割合(55.0%)が高くなっている。

図2-14 面会交流の取り決め状況

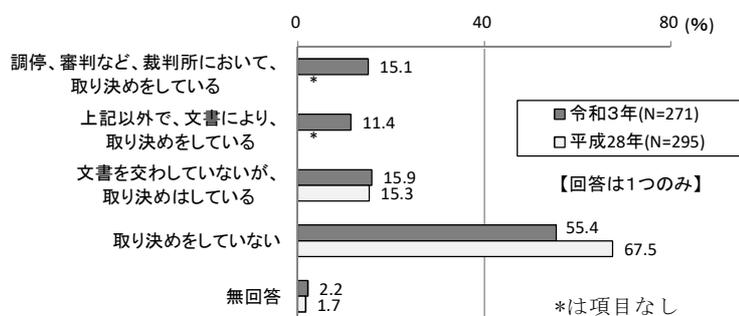


表2-18 面会交流の取り決め状況

		標本数	調停、審判など、取り決めをしている	上記以外で、文書により、取り決めをしている	文書を交わしていないが、取り決めはしている	取り決めをしていない	無回答
全体		271	15.1	11.4	15.9	55.4	2.2
前回	平成28年	295	15.6	15.3	15.3	67.5	1.7
年齢別	29歳以下	11	18.2	18.2	9.1	54.5	-
	30~34歳	19	15.8	15.8	15.8	52.6	-
	35~39歳	34	14.7	11.8	14.7	55.9	2.9
	40~44歳	60	20.0	10.0	15.0	53.3	1.7
	45~49歳	66	13.6	10.6	15.2	56.1	4.5
	50歳以上	78	11.5	11.5	19.2	56.4	1.3
	無回答	3	33.3	-	-	66.7	-
養育費の状況別	裁判所、公正証書により取り決めをしている	40	55.0	25.0	2.5	17.5	-
	上記以外の文書により、取り決めをしている	32	12.5	46.9	9.4	28.1	3.1
	文書を交わしていないが、取り決めはしている	42	9.5	-	54.8	33.3	2.4
	取り決めをしていない	154	6.5	3.9	10.4	77.3	1.9
	無回答	3	33.3	-	-	33.3	33.3
参考	福岡市	332	12.3	13.0	17.2	56.0	1.5
	久留米市	109	11.0	10.1	11.0	65.1	2.8
	県(政令市、中核市を除く)	614	13.8	8.3	14.0	61.4	2.4
	母子家庭	907	15.4	11.4	13.3	57.0	2.9

問 5-3-1 【面会交流の取り決めをしていないと答えた方に】面会交流の取り決めをしていない理由は何ですか。次の中から最もあてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

離婚した妻との面会交流の取り決めをしていない理由では、「取り決めをしなくても交流できるから」が32.7%で最も割合が高く、次いで、「相手とかかわり合いたくないから」が16.7%、「相手が面会交流を希望しないから」が10.7%で続いている。

図2-15 面会交流の取り決めをしていない理由

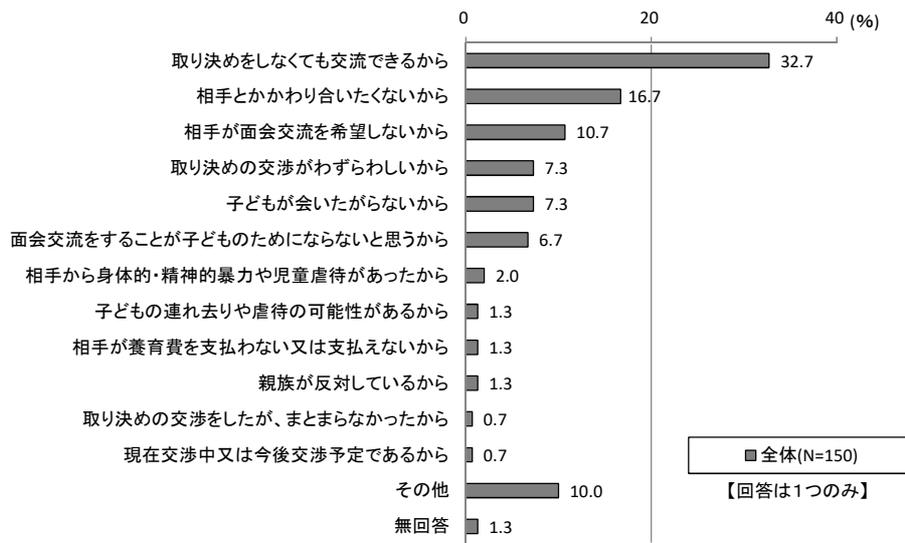


表2-19 面会交流の取り決めをしていない理由

	標本数	(%)														
		い取り決めの交渉がわずらわしいから	や相手から身体的・精神的暴力	か相手とかかわり合いたくないから	か相手が面会交流を希望しないから	き取り決めにしなくても交流できるから	能子どもの連れ去りや虐待の可能性	子子どもが会いたがらないから	は相手が養育費を支払わない又は	の面会交流をすることが子どもから	親族が反対しているから	とまらなかつたから	で現在交渉中又は今後交渉予定	その他	無回答	
全体	150 100.0	11 7.3	3 2.0	25 16.7	16 10.7	49 32.7	2 1.3	11 7.3	2 1.3	10 6.7	2 1.3	1 0.7	1 0.7	15 10.0	2 1.3	
参考	福岡市	186	7.0	3.2	18.3	9.7	36.0	2.7	3.8	1.1	4.3	-	1.6	-	11.8	0.5
	久留米市	71	9.9	-	14.1	11.3	33.8	1.4	5.6	2.8	4.2	-	-	-	15.5	1.4
	県(政令市、中核市を除く)	377	8.0	3.4	20.7	8.5	34.0	1.3	5.8	1.9	5.6	-	1.6	1.1	7.4	0.8
	母子家庭	517	5.0	6.6	23.4	16.2	18.6	0.4	5.8	6.4	4.8	-	1.2	0.4	10.4	0.8

(6) 離婚した妻との面会交流の実施状況

問 5-4 【父子家庭になった理由を協議離婚、調停離婚、審判離婚、または裁判離婚と答えた方に】面会交流の実施状況について、あてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

離婚した妻との面会交流の実施状況をみると、「現在、面会交流を行っている」が 45.4%で最も割合が高く、次いで「面会交流を行ったことがない」が 32.8%、「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」が 17.0%を占めている。

年齢別にみると、低い年齢層ほど「面会交流を行ったことがない」の割合が高くなっている。

父子家庭になってからの経過年数別にみると、2年未満、3～4年未満の各層で「現在、面会交流を行っている」の割合が高くなっている。

養育費の受給の取り決め状況別では、取り決めをしていない場合、「面会交流を行ったことがない」の割合が 40.3%と、他に比べ高くなっている。

養育費の受給状況別では、現在も受けている人、受けたことはあるが、現在は受けていない人で「現在、面会交流を行っている」割合が約6割となっている。

面会交流の取り決め状況別では、何らかの文書で取り決めをしている場合「現在、面会交流を行っている」の割合が約6割となっているのに対し、取り決めをしていない場合、「面会交流を行ったことがない」の割合が 45.3%と、他に比べ高い割合を占めている。

図 2-16 離婚した妻との面会交流の実施状況

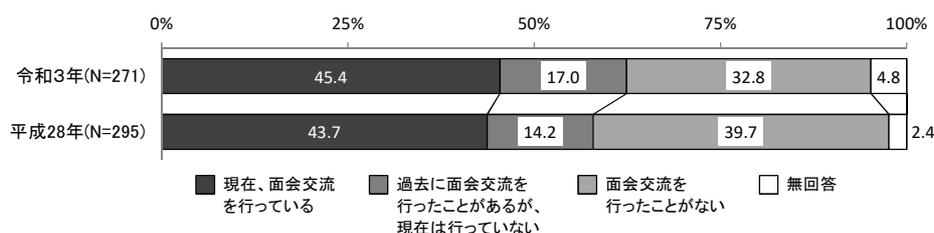


表2-20 離婚した妻との面会交流の実施状況

			(%)			
		標本数	現在、面会交流を行っている	過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	面会交流を行ったことがない	無回答
全体		271 100.0	123 45.4	46 17.0	89 32.8	13 4.8
前回	平成28年	295	43.7	14.2	39.7	2.4
年齢別	29歳以下	11	36.4	9.1	54.5	-
	30～34歳	19	36.8	21.1	42.1	-
	35～39歳	34	38.2	17.6	38.2	5.9
	40～44歳	60	48.3	16.7	35.0	-
	45～49歳	66	39.4	22.7	30.3	7.6
	50歳以上	78	53.8	12.8	26.9	6.4
	無回答	3	66.7	-	-	33.3
経過年数別	1年未満	28	57.1	3.6	39.3	-
	1～2年未満	33	66.7	9.1	18.2	6.1
	2～3年未満	23	39.1	30.4	30.4	-
	3～4年未満	20	65.0	10.0	25.0	-
	4～5年未満	26	34.6	23.1	38.5	3.8
	5～10年未満	80	46.3	16.3	33.8	3.8
	10～15年未満	41	36.6	24.4	26.8	12.2
	15年以上	19	5.3	21.1	63.2	10.5
	無回答	1	100.0	-	-	-
養育費の状況別	裁判所、公正証書により取り決めをしている	40	55.0	17.5	25.0	2.5
	上記以外の文書により、取り決めをしている	32	46.9	18.8	31.3	3.1
	文書を交わしていないが、取り決めはしている	42	71.4	9.5	14.3	4.8
	取り決めをしていない	154	35.7	18.8	40.3	5.2
	無回答	3	33.3	-	33.3	33.3
養育費の状況別	現在も受けている	27	59.3	11.1	29.6	-
	受けたことはあるが、現在は受けていない	12	58.3	25.0	-	16.7
	受けたことがない	220	44.5	17.3	34.5	3.6
	無回答	12	16.7	16.7	41.7	25.0
面会交流の取り	裁判所において、取り決めをしている	41	65.9	19.5	9.8	4.9
	上記以外で、文書により、取り決めをしている	31	58.1	19.4	22.6	-
	文書を交わしていないが、取り決めはしている	43	62.8	14.0	20.9	2.3
	取り決めをしていない	150	33.3	17.3	45.3	4.0
	無回答	6	16.7	-	16.7	66.7
参考	福岡市	332	48.5	18.1	28.6	4.8
	久留米市	109	46.8	12.8	33.0	7.3
	県(政令市、中核市を除く)	614	42.7	19.4	31.6	6.4
	母子家庭	907	28.3	25.2	42.3	4.1

問 5-4-1 【現在、面会交流を行っている、または過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていないと答えた方に】面会交流の頻度について、あてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

面会交流の頻度をみると、「月2回以上」が20.7%で最も割合が高く、次いで「月1回以上2回未満」が18.9%、「4～6か月に1回以上」が13.6%、「2～3か月に1回以上」が12.4%、「上記（新型コロナウイルス感染症の影響）以外の理由により中止」が7.1%、「新型コロナウイルス感染症の影響により中止」が6.5%で続いている。

図 2-17 面会交流の頻度

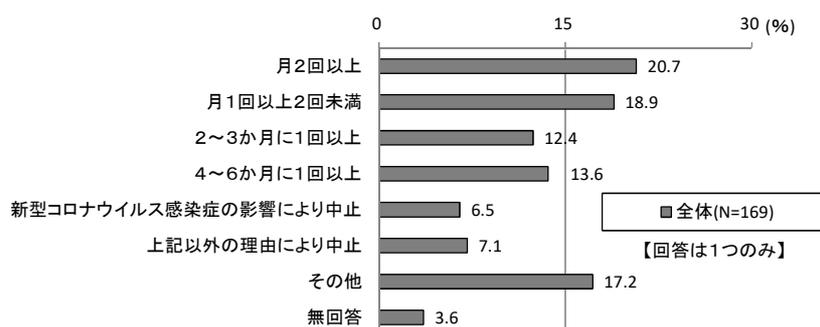


表 2-21 面会交流の頻度

		標本数	月2回以上	月1回以上2回未満	2～3か月に1回以上	4～6か月に1回以上	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	上記以外の理由により中止	その他	無回答 (%)
全体		169	35	32	21	23	11	12	29	6
		100.0	20.7	18.9	12.4	13.6	6.5	7.1	17.2	3.6
決 め 会 況 流 別 の 取 り	裁判所において、取り決めをしている	35	17.1	31.4	11.4	5.7	5.7	11.4	11.4	5.7
	上記以外で、文書により、取り決めをしている	24	4.2	25.0	12.5	16.7	8.3	8.3	25.0	-
	文書を交わしていないが、取り決めはしている	33	36.4	18.2	9.1	6.1	18.2	3.0	6.1	3.0
	取り決めをしていない	76	19.7	11.8	14.5	19.7	1.3	6.6	22.4	3.9
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-
実 施 会 況 流 別 の	現在、面会交流を行っている	123	27.6	21.1	13.0	12.2	6.5	0.8	14.6	4.1
	過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	46	2.2	13.0	10.9	17.4	6.5	23.9	23.9	2.2
	面会交流を行ったことがない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参 考	福岡市	221	21.7	21.7	10.4	10.0	5.0	5.9	20.8	4.5
	久留米市	65	15.4	18.5	13.8	10.8	6.2	-	33.8	1.5
	県(政令市、中核市を除く)	381	21.0	20.5	15.0	11.0	5.2	4.7	19.2	3.4
	母子家庭	486	8.6	19.5	15.6	13.4	7.8	11.1	20.4	3.5

問 5-4-2 【過去に面会交流を行ったことがある、現在は行っていない、または面会交流を行っていないと答えた方に】現在、面会交流を行っていない理由について、最もあてはまるものをひとつ選んでください。(○印は1つ)

現在、面会交流を行っていない理由では、「相手が面会交流を求めてこないから」が25.9%で最も割合が高く、次いで「子どもが会いたがらないから」が17.0%、「面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になるから」が10.4%で続いている。

図 2-18 面会交流を行っていない理由

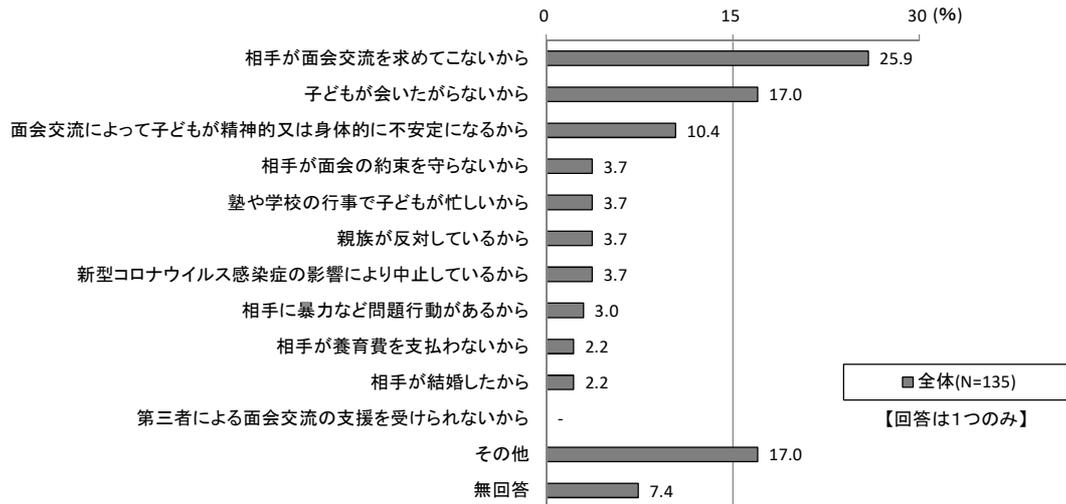


表 2-22 面会交流を行っていない理由

		標本数	相手が養育費を支払わないから	相手が面会の約束を守らないから	子どもが会いたがらないから	か塾や学校の行事で子どもが忙しい	又面会交流によって子どもが精神的	ら相手に暴力など問題行動があるか	ら相手が面会交流を求めてこないか	親族が反対しているから	第三者による面会交流の支援を受	相手が結婚したから	に新型コロナウイルス感染症の影響	その他	(%)
全体		135	3	5	23	5	14	4	35	5	-	3	5	23	10
		100.0	2.2	3.7	17.0	3.7	10.4	3.0	25.9	3.7	-	2.2	3.7	17.0	7.4
経過年数別	1年未満	12	-	-	16.7	-	8.3	-	33.3	-	-	-	-	33.3	8.3
	1~2年未満	9	11.1	11.1	33.3	-	-	11.1	-	-	-	-	22.2	11.1	-
	2~3年未満	14	-	-	21.4	-	21.4	-	21.4	7.1	-	-	7.1	14.3	7.1
	3~4年未満	7	-	14.3	14.3	28.6	14.3	-	-	-	-	-	14.3	14.3	-
	4~5年未満	16	-	6.3	31.3	12.5	-	-	18.8	6.3	-	6.3	-	18.8	-
	5~10年未満	40	2.5	-	7.5	-	17.5	2.5	40.0	-	-	2.5	2.5	15.0	10.0
	10~15年未満	21	4.8	9.5	23.8	4.8	4.8	4.8	14.3	9.5	-	4.8	-	14.3	4.8
	15年以上	16	-	-	6.3	-	6.3	6.3	37.5	6.3	-	-	-	18.8	18.8
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	155	1.9	3.2	16.1	1.9	7.7	3.9	25.2	1.9	-	7.1	3.9	19.4	7.7
	久留米市	50	6.0	2.0	12.0	2.0	10.0	-	26.0	-	-	8.0	2.0	14.0	18.0
	県(政令市、中核市を除く)	313	2.6	1.9	19.2	1.9	11.2	0.6	27.5	1.3	-	4.2	2.9	14.4	12.5
	母子家庭	613	14.0	2.1	12.7	0.8	4.6	4.7	32.5	0.8	0.2	3.1	4.1	12.9	7.5

(7) 父子家庭になった当時困ったこと

問6 あなたは父子家庭になった当時、どんなことでお困りでしたか。(〇印は2つまで)

父子家庭になった当時困ったことは、「子どもの養育・しつけ・教育」が49.7%で最も割合が高く、次いで「さしあたりの生活費」が34.3%、「近くに身寄りや相談相手がいなかった」が11.1%、「退職や転職をしなければならなかった」が10.3%で続いている。「特に困ることはなかった」は13.9%であった。

父子家庭になった理由別では、死別の場合「子どもの養育・しつけ・教育」(60.0%)が他に比べ高い割合を占めている。

父子家庭になった当時の仕事の有無別にみると、仕事を持っていた場合「子どもの養育・しつけ・教育」(51.1%)の割合が高く、持っていなかった場合「さしあたりの生活費」(64.0%)の割合が高くなっている。

図2-19 父子家庭になった当時困ったこと [複数回答]

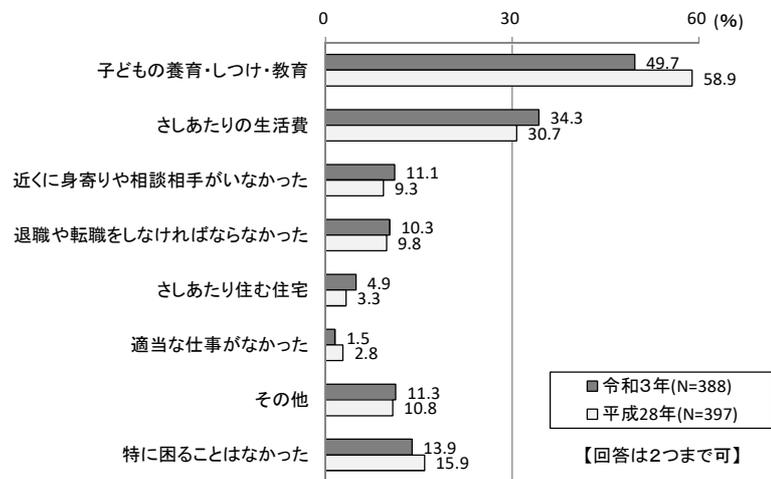


表2-23 父子家庭になった当時困ったこと [複数回答]

		標本数	さしあたりの生活費	子どもの養育・しつけ	さしあたり住む住宅	適当な仕事なかった	退職や転職をしなければならなかった	近くに身寄りや相談相手がいなかった	その他	特に困ることはなかった	無回答
全体		388	34.3	49.7	4.9	1.5	10.3	11.1	11.3	13.9	6
時系列	平成28年	397	30.7	58.9	3.3	2.8	9.8	9.3	10.8	15.9	3.3
	平成23年	437	25.2	56.5	5.3	5.3	8.9	5.7	14.4	15.3	4.3
	平成18年	366	30.3	63.1	8.2	4.6	10.9	7.1	8.2	12.6	0.3
	平成13年	322	25.8	57.5	5.9	4.7	14.3	9.3	13.7	11.2	1.6
理由別	死別	85	23.5	60.0	1.2	2.4	10.6	18.8	11.8	11.8	2.4
	離婚	271	37.3	46.9	6.6	1.5	10.7	7.4	12.5	14.4	0.7
	その他の生別	25	48.0	40.0	-	-	8.0	24.0	-	16.0	4.0
	無回答	7	-	71.4	-	-	-	14.3	-	14.3	14.3
別事当時の有無	持っていた	360	32.5	51.1	4.7	1.1	9.4	11.4	12.2	15.0	0.8
	持っていなかった	25	64.0	36.0	8.0	8.0	24.0	8.0	-	-	-
	無回答	3	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
参考	福岡市	484	29.8	51.9	4.5	5.2	12.2	14.7	13.6	12.8	1.4
	久留米市	168	35.1	53.0	4.8	2.4	10.1	11.3	12.5	13.7	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	35.5	52.6	2.7	3.4	10.8	10.0	11.1	15.9	1.3
	母子家庭	1,231	59.8	26.1	14.1	15.7	8.8	5.4	6.1	15.1	1.8

(8) 父子家庭になった当時の父子福祉施策の認知経路

問7 父子家庭になった当時、児童扶養手当などの父子福祉施策を、どのような方法で知りましたか。(○印は2つまで)

父子家庭になった当時、児童扶養手当等の父子福祉施策をどのように知ったかについては、「県・市区町村の窓口」が29.1%で最も割合が高く、次いで「インターネット」が16.0%、「友人・知人・近所の人」が15.7%、「県・市区町村の広報」が12.6%、「実家や親せきの人」が11.1%となっており、前回調査に比べ、「知る手立てがなかった」が15.9ポイント減少し、「県・市区町村の窓口」が10.2ポイント増加している。

年齢別にみると、低い年齢層ほど「実家や親せきの人」の割合が高くなっている。

図2-20 父子家庭になった当時の父子福祉施策の認知経路 [複数回答]

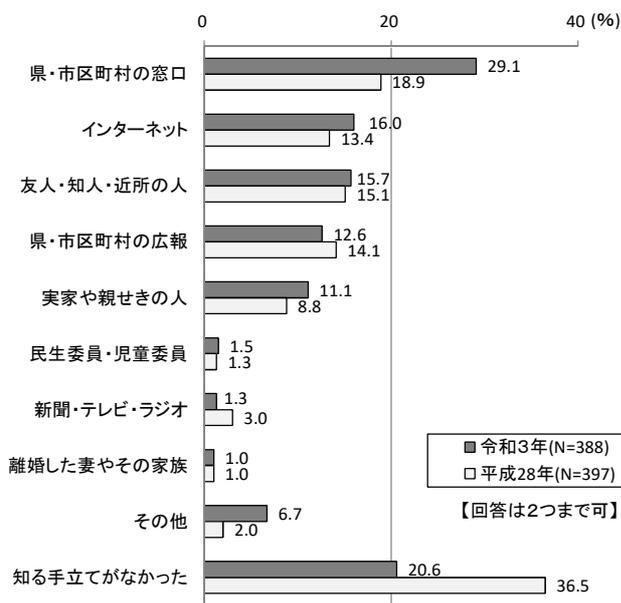


表2-24 父子家庭になった当時の父子福祉施策の認知経路 [複数回答]

		標本数	県・市区町村の広報	県・市区町村の窓口	民生委員・児童委員	実家や親せきの人	離婚した妻やその家族	友人・知人・近所の人	新聞・テレビ・ラジオ	インターネット	その他	知る手立てがなかった	無回答
全体		388	49	113	6	43	4	61	5	62	26	80	12
前回	平成28年	397	12.6	29.1	1.5	11.1	1.0	15.7	1.3	16.0	6.7	20.6	3.1
年齢別	29歳以下	14	7.1	50.0	-	42.9	-	14.3	-	-	-	14.3	-
	30~34歳	21	-	33.3	-	33.3	-	9.5	-	14.3	9.5	9.5	-
	35~39歳	41	12.2	17.1	2.4	19.5	4.9	19.5	-	36.6	-	14.6	2.4
	40~44歳	77	9.1	33.8	1.3	10.4	-	18.2	2.6	19.5	3.9	19.5	2.6
	45~49歳	95	12.6	33.7	2.1	7.4	1.1	10.5	-	14.7	7.4	18.9	5.3
	50歳以上	132	18.2	24.2	1.5	4.5	0.8	17.4	2.3	11.4	9.1	25.8	3.0
	無回答	8	-	25.0	-	12.5	-	25.0	-	-	25.0	37.5	-
参考	福岡市	484	11.8	27.3	0.8	8.5	3.7	11.0	1.7	27.7	3.7	21.3	2.1
	久留米市	168	15.5	26.2	1.8	14.3	3.6	14.9	1.8	16.7	7.1	14.9	3.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	15.2	38.6	1.8	12.5	2.6	16.5	0.6	13.3	4.7	14.1	2.8
	母子家庭	1,231	8.0	49.7	1.9	16.8	0.6	24.1	0.9	18.0	4.4	2.4	2.4

4. 仕事の状況

(1) 父子家庭になった当時の仕事の状況

(ア) 父子家庭になった当時の仕事の有無

問 8 父子家庭になった当時、あなたは何か仕事を持っていましたか。(〇印は1つ)

父子家庭になった当時の仕事の有無は、仕事を「持っていた」が 92.8%、「持っていなかった」は 6.4%で、前回調査と比較すると大きな差はみられなかった。

図 2-21 父子家庭になった当時の仕事の有無

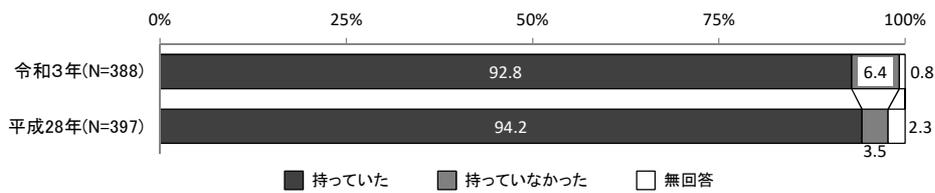


表 2-25 父子家庭になった当時の仕事の有無

		標本数	持っていた (%)	持っていなかった (%)	無回答 (%)
全体		388	92.8	6.4	0.8
時系列	平成28年	397	94.2	3.5	2.3
	平成23年	437	94.3	4.6	1.1
	平成18年	366	93.2	6.3	0.5
	平成13年	322	93.8	6.2	-
年齢別	29歳以下	14	100.0	-	-
	30~34歳	21	90.5	9.5	-
	35~39歳	41	92.7	4.9	2.4
	40~44歳	77	94.8	5.2	-
	45~49歳	95	89.5	9.5	1.1
	50歳以上	132	93.9	5.3	0.8
	無回答	8	87.5	12.5	-
理由別	死別	85	97.6	2.4	-
	離婚	271	92.3	7.0	0.7
	その他の生別	25	84.0	16.0	-
	無回答	7	85.7	-	14.3
参考	福岡市	484	92.6	6.8	0.6
	久留米市	168	95.2	3.6	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	94.4	4.6	1.1
	母子家庭	1,231	58.8	39.8	1.4

(イ) 父子家庭になった当時の就業形態

問 8-1 【持っていたと答えた方に】あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。
(○印は1つ)

父子家庭になった当時仕事を持っていた人の就業形態は、「正社員・正職員」が76.7%で最も高い割合を占め、次いで「自営業主」が11.9%で続いている。

年齢別、父子家庭になった理由別のいずれも、「正社員・正職員」が7～9割と高くなっている。

図 2-22 父子家庭になった当時の就業形態

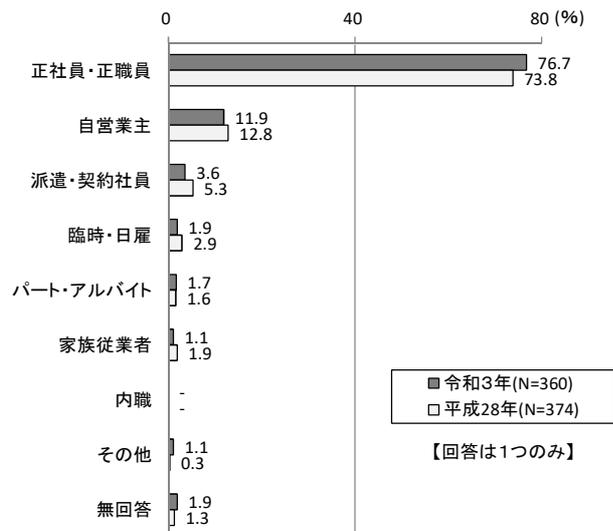


表 2-26 父子家庭になった当時の就業形態

		標本数	自営業主	家族従業者	正社員・正職員	派遣・契約社員	パート・アルバイト	臨時・日雇	内職	その他	無回答
全体		360	43	4	276	13	6	7	-	4	7
時系列	平成28年	374	12.8	1.9	73.8	5.3	1.6	2.9	-	0.3	1.3
	平成23年	412	15.8	1.9	70.9	2.7	1.2	3.6	-	1.7	2.2
年齢別	29歳以下	14	14.3	-	71.4	-	14.3	-	-	-	-
	30～34歳	19	-	5.3	84.2	5.3	-	5.3	-	-	-
	35～39歳	38	10.5	-	78.9	5.3	-	-	-	-	5.3
	40～44歳	73	15.1	2.7	72.6	1.4	-	4.1	-	2.7	1.4
	45～49歳	85	9.4	1.2	81.2	3.5	2.4	-	-	-	2.4
	50歳以上	124	13.7	-	74.2	4.8	1.6	2.4	-	1.6	1.6
	無回答	7	14.3	-	85.7	-	-	-	-	-	-
理由別	死別	83	9.6	1.2	77.1	4.8	1.2	2.4	-	1.2	2.4
	離婚	250	13.2	1.2	75.2	3.6	2.0	1.6	-	1.2	2.0
	その他の生別	21	9.5	-	85.7	-	-	4.8	-	-	-
	無回答	6	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
参考	福岡市	448	14.5	1.1	70.5	6.5	4.7	0.4	-	0.7	1.6
	久留米市	160	15.0	0.6	74.4	5.6	1.9	0.6	-	-	1.9
	県(政令市、中核市を除く)	806	14.0	2.6	71.0	5.0	2.4	1.9	-	1.1	2.1
	母子家庭	724	2.8	1.1	41.9	8.4	40.9	1.0	0.3	1.0	2.8

(ウ) 父子家庭になったことによる転職・退職経験とその理由

問 8-2 【持っていたと答えた方に】あなたは父子家庭になったことを契機として転職又は退職をしましたか。(〇印は1つ)

父子家庭になったことで転職や退職したかについては、「転職・退職していない」(76.7%)の割合が最も高く、「転職した」が12.8%、「退職した」が6.7%となっている。

年齢別で見ると、30～34歳では「転職した」(31.6%)の割合が、他に比べ高くなっている。

図 2-23 父子家庭になったことによる転職・退職経験

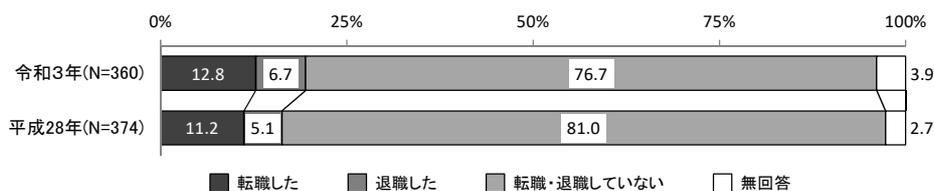


表 2-27 父子家庭になったことによる転職・退職経験

		標本数	転職した (%)	退職した (%)	転職・退職していない (%)	無回答 (%)
全体		360	12.8	6.7	76.7	3.9
時系列	平成28年	374	11.2	5.1	81.0	2.7
	平成23年	412	12.9	6.3	79.6	1.2
年齢別	29歳以下	14	14.3	-	85.7	-
	30～34歳	19	31.6	-	57.9	10.5
	35～39歳	38	10.5	5.3	78.9	5.3
	40～44歳	73	13.7	11.0	72.6	2.7
	45～49歳	85	15.3	9.4	71.8	3.5
	50歳以上	124	8.1	4.8	83.1	4.0
	無回答	7	14.3	-	85.7	-
理由別	死別	83	8.4	8.4	78.3	4.8
	離婚	250	15.2	6.0	75.2	3.6
	その他の生別	21	4.8	9.5	81.0	4.8
	無回答	6	-	-	100.0	-
参考	福岡市	448	15.0	6.9	75.0	3.1
	久留米市	160	15.0	2.5	80.0	2.5
	県(政令市、中核市を除く)	806	15.1	5.6	76.6	2.7
	母子家庭	724	22.0	10.4	64.8	2.9

問 8-2-1 【転職した又は退職したと答えた方に】理由のうちあてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

父子家庭になったことで転職・退職した理由は、「労働時間が長い」が 21.4%で最も割合が高く、次いで「休みが取りにくい・休みが少ない」「収入が少ない」がいずれも 12.9%で続いている。

年齢別にみると、40歳代で「労働時間が長い」と回答した割合が高い。

図 2-24 父子家庭になったことによる転職・退職経験の理由

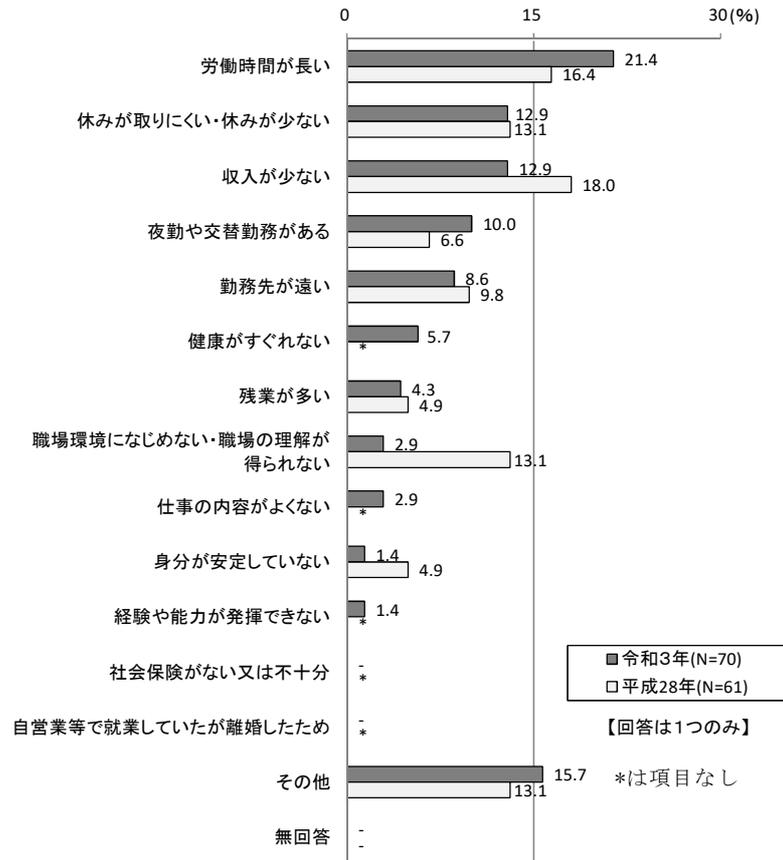


表 2-28 父子家庭になったことによる転職・退職経験の理由

		標本数	勤務先が遠い	労働時間が長い	夜勤や交替勤務がある	残業が多い	休みが取りにくい・	収入が少ない	身分が安定していない	職場環境になじめない・職場の理解が得られない	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	社会保険がない又は不十分	経験や能力が発揮できない	自営業等で就業していたが離婚したため	その他	無回答
全体		70	6	15	7	3	9	9	1	2	4	2	-	1	-	11	-
		100.0	8.6	21.4	10.0	4.3	12.9	12.9	1.4	2.9	5.7	2.9	-	1.4	-	15.7	-
時系列	平成28年	61	9.8	16.4	6.6	4.9	13.1	18.0	4.9	13.1	13.1	-
	平成23年	79	12.7	20.3	6.3	6.3	5.1	25.3	5.1	6.3	11.4	1.3
年齢別	29歳以下	2	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	6	16.7	-	33.3	-	16.7	16.7	-	-	16.7	-	-	-	-	-	-
	35~39歳	6	-	16.7	-	-	50.0	16.7	-	-	-	-	-	-	-	16.7	-
	40~44歳	18	-	22.2	5.6	5.6	11.1	11.1	5.6	11.1	5.6	-	-	5.6	-	16.7	-
	45~49歳	21	4.8	28.6	-	4.8	9.5	14.3	-	-	4.8	9.5	-	-	-	23.8	-
	50歳以上	16	25.0	18.8	12.5	6.3	6.3	12.5	-	-	6.3	-	-	-	-	12.5	-
無回答	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
理由別	死別	14	14.3	28.6	-	-	-	7.1	-	7.1	21.4	-	-	7.1	-	14.3	-
	離婚	53	7.5	20.8	11.3	3.8	17.0	15.1	1.9	1.9	1.9	3.8	-	-	-	15.1	-
	その他の生別	3	-	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	福岡市	98	8.2	21.4	4.1	7.1	9.2	16.3	1.0	5.1	1.0	1.0	1.0	2.0	4.1	18.4	-
	久留米市	28	17.9	17.9	14.3	-	17.9	7.1	-	7.1	-	-	-	-	7.1	7.1	3.6
	県(政令市、中核市を除く)	167	15.6	11.4	10.8	3.0	10.8	16.2	-	4.2	3.6	3.0	0.6	0.6	4.8	14.4	1.2
	母子家庭	234	13.2	4.7	6.0	3.4	5.6	37.2	3.0	2.6	3.8	1.3	1.7	-	1.3	15.4	0.9

(2) 現在の仕事の状況

(ア) 現在の仕事の有無

問9 現在あなたは仕事を持っていますか。(〇印は1つ)

現在、仕事を「持っている」人の割合は93.8%、「持っていない」人の割合は6.2%となっている。

当時の仕事の有無別にみると、父子家庭になった当時仕事を持っていなかった人では、現在も仕事を持っていない人が4割を占める。

図2-25 現在の仕事の有無

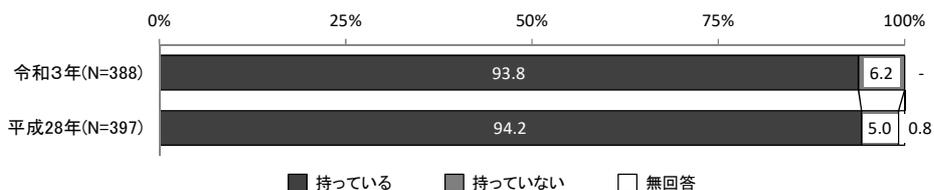


表2-29 現在の仕事の有無

		標本数	持っている (%)	持っていない (%)	無回答 (%)
全体		388	93.8	6.2	-
時系列	平成28年	397	94.2	5.0	0.8
	平成23年	437	91.8	8.2	-
	平成18年	366	92.9	7.1	-
	平成13年	322	92.9	7.1	-
年齢別	29歳以下	14	92.9	7.1	-
	30～34歳	21	100.0	-	-
	35～39歳	41	97.6	2.4	-
	40～44歳	77	96.1	3.9	-
	45～49歳	95	93.7	6.3	-
	50歳以上	132	90.2	9.8	-
	無回答	8	100.0	-	-
別事当時の有無	持っていた	360	96.4	3.6	-
	持っていなかった	25	60.0	40.0	-
	無回答	3	66.7	33.3	-
参考	福岡市	484	93.0	6.8	0.2
	久留米市	168	92.3	7.7	-
	県(政令市、中核市を除く)	854	94.4	5.4	0.2
	母子家庭	1,231	87.6	12.2	0.2

(イ) 現在の就業形態

問 9-1 あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

現在、仕事を持っている人の就業形態は、「正社員・正職員」が74.7%で特に高く、次いで「自営業主」が14.3%、「派遣・契約社員」が3.3%、「パート・アルバイト」「臨時・日雇」がいずれも2.7%となっている。

年齢別にみると、29歳以下で「自営業主」が23.1%、「パート・アルバイト」が15.4%と他の年齢層に比べ、高くなっている。

世帯年収別にみると、200万円未満の世帯では「自営業主」の割合が高く、200万円以上では、「正社員・正職員」の割合が高くなっている。

図 2-26 現在の就業形態

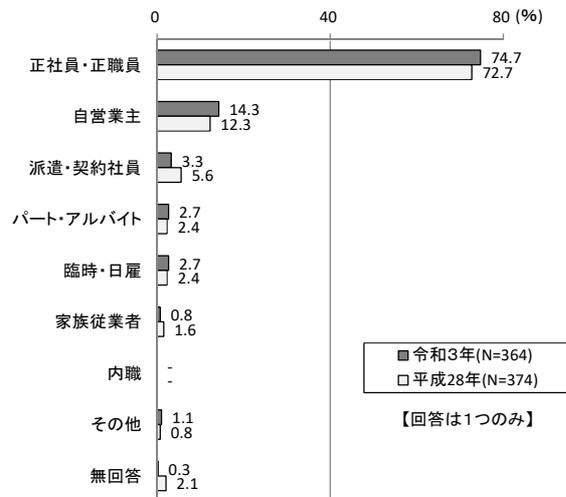


表 2-30 現在の就業形態

		標本数	自営業主	家族従業者	正社員・正職員	派遣・契約社員	パート・アルバイト	臨時・日雇	内職	その他	無回答
全体		364	52	3	272	12	10	10	-	4	1
		100.0	14.3	0.8	74.7	3.3	2.7	2.7	-	1.1	0.3
時系列	平成28年	374	12.3	1.6	72.7	5.6	2.4	2.4	-	0.8	2.1
	平成23年	401	15.7	2.0	69.1	5.0	2.0	3.7	0.2	1.7	0.5
	平成18年	340	18.2	0.6	66.5	6.5	0.6	7.1	-	-	0.6
	平成13年	299	18.4	1.7	65.6	...	2.7	7.7	-	3.7	0.3
年齢別	29歳以下	13	23.1	-	61.5	-	15.4	-	-	-	-
	30～34歳	21	4.8	4.8	81.0	-	4.8	4.8	-	-	-
	35～39歳	40	12.5	-	80.0	-	2.5	5.0	-	-	-
	40～44歳	74	16.2	2.7	70.3	4.1	-	4.1	-	1.4	1.4
	45～49歳	89	13.5	-	78.7	4.5	2.2	1.1	-	-	-
	50歳以上	119	16.0	-	71.4	4.2	3.4	2.5	-	2.5	-
	無回答	8	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
世帯年収別	150万円未満	22	45.5	-	9.1	9.1	13.6	22.7	-	-	-
	150～200万円未満	28	57.1	-	25.0	-	10.7	3.6	-	3.6	-
	200～300万円未満	38	18.4	2.6	57.9	10.5	2.6	5.3	-	2.6	-
	300～400万円未満	64	9.4	1.6	81.3	4.7	1.6	-	-	1.6	-
	400～500万円未満	57	1.8	-	94.7	1.8	1.8	-	-	-	-
	500～700万円未満	82	1.2	1.2	93.9	1.2	-	-	-	1.2	1.2
	700～1,000万円未満	46	10.9	-	89.1	-	-	-	-	-	-
	1,000万円以上	14	35.7	-	64.3	-	-	-	-	-	-
無回答	13	7.7	-	61.5	7.7	7.7	15.4	-	-	-	
参考	福岡市	450	17.6	0.7	67.8	5.8	6.0	0.9	-	0.9	0.4
	久留米市	155	16.8	0.6	72.9	5.2	3.9	-	-	0.6	-
	県(政令市、中核市を除く)	806	14.4	2.1	72.6	5.1	3.0	0.9	-	1.6	0.4
	母子家庭	1,078	3.9	0.7	50.6	11.4	30.4	0.9	0.2	1.7	0.2

(ウ) 現在の仕事の内容（職種）

問 9-2 仕事の内容（職種）は、次の中のどれにあてはまりますか。（○印は 1 つ）

現在の仕事の内容（職種）は、「技能的職業」が 37.4%で最も割合が高く、次いで「専門的・技術的職業」が 12.4%、「運輸・通信」が 12.1%で続いている。
 前回調査と比較すると、大きな変化はみられない。

図 2-27 現在の仕事の内容（職種）

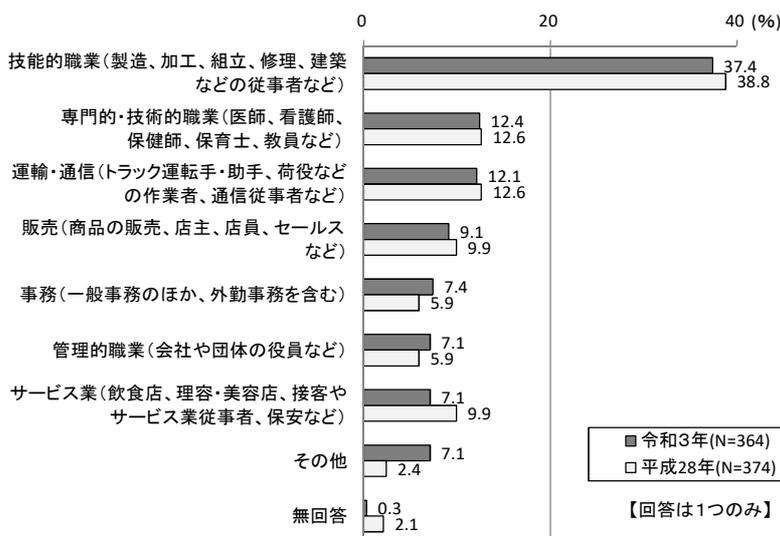


表 2-31 現在の仕事の内容（職種）

		標本数	専門的・技術的職業(医師、看護師、保健師、保育士、教員など)	管理的職業(会社や団体の役員など)	事務(一般事務のほか、外勤事務を含む)	販売(商品の販売、店主、店員、セールスなど)	運輸・通信(トラック運転手・助手、荷役などの作業員、通信従事者など)	技能的职业(製造、加工、組立、修理、建築などの従事者など)	接客やサービス業(飲食店、理容・美容店、保安など)	その他	無回答
全体		364	12.4	7.1	7.4	9.1	12.1	37.4	7.1	7.1	0.3
時系列	平成28年	374	12.6	5.9	5.9	9.9	12.6	38.8	9.9	2.4	2.1
	平成23年	401	9.5	6.0	4.5	10.0	12.5	41.6	8.0	7.0	1.0
	平成18年	340	10.3	5.9	5.9	10.3	13.2	43.5	8.8	1.2	0.9
	平成13年	299	7.4	4.0	4.7	12.4	17.4	43.1	9.4	1.7	-
参考	福岡市	450	12.4	10.9	6.2	14.4	14.2	18.4	12.0	10.7	0.7
	久留米市	155	14.2	7.7	5.8	8.4	13.5	32.9	7.7	8.4	1.3
	県(政令市、中核市を除く)	806	10.9	6.6	7.4	8.9	11.5	35.0	8.6	10.3	0.7
	母子家庭	1,078	24.8	0.9	27.8	9.3	1.9	5.5	17.5	11.8	0.6

(エ) 求職の方法

問 9-3 いまの仕事は、主にどんな方法で探しましたか。(〇印は1つ)

現在仕事を持っている人の主な求職の方法としては、「友人・知人の紹介」(18.4%)の割合が最も高く、次いで「家族や親せきの紹介」(13.5%)、「公共職業安定所(ハローワーク)の紹介」(11.5%)、「学校の紹介」(8.0%)が続いている。

年齢別にみると、29歳以下では「家族や親せきの紹介」(46.2%)、35～44歳の各年齢層では「友人・知人の紹介」の割合が高くなっている。

現在の就業形態別では、自営業主、家族従業者では、「探す必要はなかった」の割合が高くなっている。

図 2-28 求職の方法

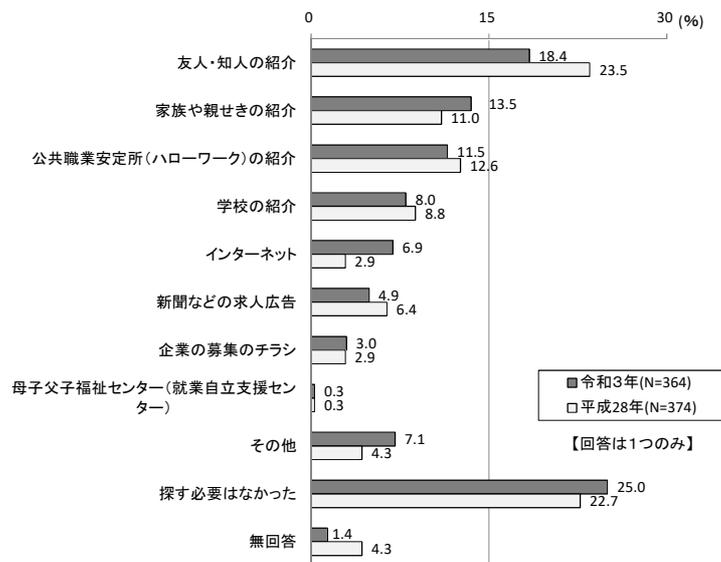


表 2-32 求職の方法

		標本数	の紹介(ハローワーク)	公共職業安定所	援セ(就業自立支援センター)	母子父子福祉センター	友人・知人の紹介	家族や親せきの紹介	学校の紹介	新聞などの求人広告	企業の募集のチラシ	インターネット	その他	探す必要はなかった	無回答
全体		364	42	1	67	49	29	18	25	11	25	26	91	5	
		100.0	11.5	0.3	18.4	13.5	8.0	4.9	3.0	6.9	7.1	25.0	1.4		
時系列	平成28年	374	12.6	0.3	23.5	11.0	8.8	6.4	2.9	2.9	4.3	22.7	4.3		
	平成23年	401	14.5	...	23.2	11.0	10.0	6.5	4.0	1.5	5.5	20.9	3.0		
	平成18年	340	13.2	...	26.5	10.3	10.6	9.7	2.4	0.6	4.1	18.5	4.1		
	平成13年	299	9.0	...	26.4	13.0	9.0	9.7	2.7	...	8.4	18.4	3.3		
年齢別	29歳以下	13	-	-	7.7	46.2	7.7	-	-	-	7.7	30.8	-		
	30～34歳	21	9.5	-	14.3	19.0	14.3	-	4.8	9.5	14.3	14.3	-		
	35～39歳	40	10.0	-	27.5	15.0	7.5	5.0	2.5	7.5	10.0	12.5	2.5		
	40～44歳	74	8.1	-	24.3	16.2	6.8	6.8	2.7	8.1	4.1	21.6	1.4		
	45～49歳	89	23.6	-	14.6	11.2	9.0	3.4	3.4	6.7	6.7	21.3	-		
	50歳以上	119	6.7	0.8	15.1	9.2	5.9	6.7	3.4	6.7	7.6	35.3	2.5		
	無回答	8	12.5	-	37.5	-	25.0	-	-	-	-	25.0	-		
現在の就業形態別	自営業主	52	-	-	11.5	11.5	-	-	-	1.9	3.8	5.8	57.7	7.7	
	家族従業者	3	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	66.7	-	
	正社員・正職員	272	14.7	-	19.1	13.2	10.3	4.4	3.7	5.9	7.7	20.6	0.4		
	派遣・契約社員	12	8.3	8.3	16.7	8.3	-	33.3	-	25.0	-	-	-		
	パート・アルバイト	10	-	-	10.0	20.0	-	20.0	-	30.0	10.0	10.0	-		
	臨時・日雇	10	10.0	-	60.0	20.0	-	-	-	10.0	-	-	-		
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	その他	4	-	-	-	-	25.0	-	-	-	25.0	50.0	-		
	無回答	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-			
参考	福岡市	450	7.1	-	16.4	6.2	7.1	4.2	4.9	12.2	9.3	29.3	3.1		
	久留米市	155	14.2	0.6	17.4	11.6	7.7	5.2	4.5	5.8	6.5	22.6	3.9		
	県(政令市、中核市を除く)	806	14.1	-	21.1	10.5	7.1	3.3	4.0	7.2	6.8	22.3	3.5		
	母子家庭	1,078	21.6	0.9	17.5	6.4	4.3	6.9	5.4	16.9	9.0	9.8	0.8		

(オ) 勤続年数

問 9-4 あなたは、いまの勤務先に勤めはじめて（自営、農業などの方はいまの仕事をはじめて）何年くらいになりますか。（○印は1つ）

現在の仕事の勤続年数は、「5～10年未満」が21.2%、「20～30年未満」が20.3%、「10～15年未満」が12.9%、「15～20年未満」が12.6%、「30年以上」が10.2%となっており、比較的長い年数での回答が多くなっている。前回調査に比べ、「5～10年未満」が増加し、「20～30年未満」が減少している。

現在の就業形態別にみると、自営業主、正社員・正職員で、比較的勤続年数が長い傾向がみられる。

図 2-29 勤続年数

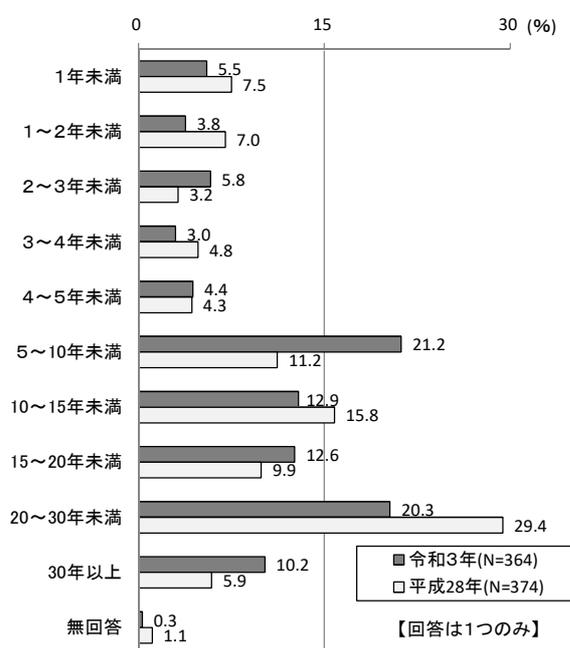


表 2-33 勤続年数

												(%)	
		標本数	1年未満	1 ～ 2年未満	2 ～ 3年未満	3 ～ 4年未満	4 ～ 5年未満	5 ～ 10年未満	10 ～ 15年未満	15 ～ 20年未満	20 ～ 30年未満	30年以上	無回答
全体		364 100.0	20 5.5	14 3.8	21 5.8	11 3.0	16 4.4	77 21.2	47 12.9	46 12.6	74 20.3	37 10.2	1 0.3
時系列	平成28年	374	7.5	7.0	3.2	4.8	4.3	11.2	15.8	9.9	29.4	5.9	1.1
	平成23年	401	6.7	4.7	3.5	2.7	4.2	18.5	13.7	14.7	25.4	4.7	1.0
	平成18年	340	8.2	3.8	5.9	4.4	5.9	13.8	14.1	14.1	22.6	6.8	0.3
	平成13年	299	8.7	4.7	3.3	6.0	5.4	13.7	19.7	9.4	19.7	8.0	1.3
現在の就業形態別	自営業主	52	1.9	1.9	15.4	5.8	3.8	26.9	9.6	5.8	19.2	9.6	-
	家族従業者	3	-	-	-	-	-	33.3	33.3	-	33.3	-	-
	正社員・正職員	272	4.0	4.0	3.7	2.2	4.8	17.6	14.0	15.1	23.2	11.0	0.4
	派遣・契約社員	12	33.3	-	8.3	8.3	-	41.7	8.3	-	-	-	-
	パート・アルバイト	10	20.0	10.0	10.0	-	10.0	30.0	20.0	-	-	-	-
	臨時・日雇	10	10.0	10.0	10.0	10.0	-	50.0	-	10.0	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	25.0	-	-	-	-	25.0	-	-	-	50.0	-
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	
参考	福岡市	450	4.9	4.2	5.6	7.6	5.3	15.1	20.0	9.8	20.7	6.2	0.7
	久留米市	155	6.5	4.5	2.6	4.5	5.2	14.8	12.9	10.3	31.6	6.5	0.6
	県(政令市、中核市を除く)	806	5.0	5.5	4.0	6.0	5.1	14.9	14.6	14.3	21.1	8.6	1.1
	母子家庭	1,078	15.2	11.1	10.0	6.9	8.0	22.6	13.2	6.6	5.1	1.0	0.3

(カ) 仕事による収入

問 9-5 あなたの仕事による収入は、平均すると1か月に手取りでどのくらいになりますか。
賞与（ボーナス）など臨時的に支給されるものは除きます。（〇印は1つ）

仕事による1か月の収入（手取り額）は、「15～20万円未満」が22.3%で最も割合が高く、次いで「20～25万円未満」が22.0%、「25～30万円未満」が20.6%となっており、仕事による1か月の収入（手取り額）は『20万円以上』の割合が全体の65.6%を占めている。

前回調査と比べると、「20～25万円未満」が減少し、『25万円以上』が増加している。平均額は25.2万円です。前回調査から6,000円増加しています。

母子家庭での平均額は16.0万円、父子家庭とは9.2万円の差がみられる。

年齢別にみると29歳以下では「15～20万円未満」（38.5%）の割合が高く、年齢が高くなるにつれて、収入が高くなっている。平均額は45歳以上では25万円を超えているが、若い年齢層で低くなり、29歳以下では19.2万円となっている。

現在の就業形態別でみると、派遣・契約社員、臨時・日雇では「15～20万円未満」、パート・アルバイトでは「10～15万円未満」の割合が高くなっている。平均額は、正社員・正職員が26.9万円、自営業主が22.4万円であるのに対し、派遣・契約社員やパート・アルバイトでは20万円以下となっている。

図 2-30 仕事による収入

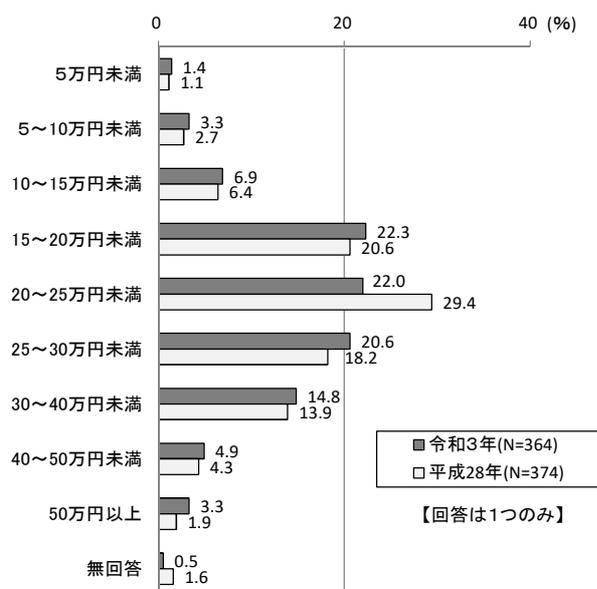


表2-34 仕事による収入

		(%)											平均(万円)
		標本数	5万円未満	5 ～ 10万円未満	10 ～ 15万円未満	15 ～ 20万円未満	20 ～ 25万円未満	25 ～ 30万円未満	30 ～ 40万円未満	40 ～ 50万円未満	50万円以上	無回答	
全体		364 100.0	5 1.4	12 3.3	25 6.9	81 22.3	80 22.0	75 20.6	54 14.8	18 4.9	12 3.3	2 0.5	25.2
時系列	平成28年	374	1.1	2.7	6.4	20.6	29.4	18.2	13.9	4.3	1.9	1.6	24.6
	平成23年	401	1.0	2.5	8.2	21.4	24.4	20.4	13.2	4.7	2.7	1.2	24.8
	平成18年	340	0.9	3.2	7.1	20.9	22.4	18.8	16.2	5.0	3.8	1.8	25.7
	平成13年	299	1.0	4.0	8.0	17.4	27.1	17.4	15.1	5.4	4.0	0.7	25.5
年齢別	29歳以下	13	-	7.7	7.7	38.5	23.1	15.4	-	-	-	7.7	19.2
	30～34歳	21	-	4.8	4.8	23.8	33.3	28.6	4.8	-	-	-	22.1
	35～39歳	40	2.5	2.5	10.0	27.5	30.0	17.5	7.5	-	2.5	-	22.0
	40～44歳	74	-	1.4	8.1	33.8	17.6	23.0	9.5	6.8	-	-	23.7
	45～49歳	89	1.1	4.5	5.6	19.1	20.2	21.3	19.1	4.5	3.4	1.1	25.9
	50歳以上	119	2.5	3.4	5.9	15.1	20.2	16.8	21.8	7.6	6.7	-	27.9
	無回答	8	-	-	12.5	-	37.5	50.0	-	-	-	-	23.8
現在の就業形態別	自営業主	52	5.8	13.5	15.4	34.6	1.9	7.7	5.8	3.8	11.5	-	22.4
	家族従業者	3	-	-	33.3	-	-	33.3	33.3	-	-	-	25.0
	正社員・正職員	272	0.4	-	1.8	19.1	27.9	24.6	18.0	5.5	2.2	0.4	26.9
	派遣・契約社員	12	-	8.3	16.7	50.0	16.7	8.3	-	-	-	-	17.5
	パート・アルバイト	10	10.0	10.0	40.0	10.0	-	10.0	10.0	-	-	10.0	15.6
	臨時・日雇	10	-	30.0	30.0	40.0	-	-	-	-	-	-	13.0
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	-	-	50.0	-	25.0	25.0	-	-	-	-	18.8
	無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	45.0
参考	福岡市	450	1.6	3.3	7.6	17.3	21.6	15.3	17.3	6.7	8.2	1.1	27.6
	久留米市	155	1.3	3.9	9.0	18.7	23.9	16.1	17.4	4.5	3.9	1.3	25.3
	県(政令市、中核市を除く)	806	1.0	2.9	5.7	21.2	29.5	16.9	16.0	3.2	2.6	1.0	24.8
	母子家庭	1,078	3.4	16.7	26.6	31.0	12.7	5.2	2.4	0.3	0.9	0.7	16.0

※平均は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円などそれぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

(キ) 仕事上の不安や不満、悩み

問 9-6 あなたは、いまの仕事続ける上で、不安や不満、悩みなどがありますか。

(○印は 3 つまで)

今の仕事続ける上での不安や不満、悩みでは、「収入が少ない」が 38.7%で最も割合が高い。次いで「税金が高い」が 16.2%、「休みが取りにくい」が 15.9%、「労働時間が長い」が 12.9%、「昇給・昇進が遅い」が 11.5%で続いている。

前回調査に比べ、「特にない」が 5.0 ポイント増加している。

現在の就業形態別でみると、派遣・契約社員、パート・アルバイトでは、「収入が少ない」の割合が他に比べ高くなっている。

図 2-31 仕事上の不安や不満、悩み [複数回答]

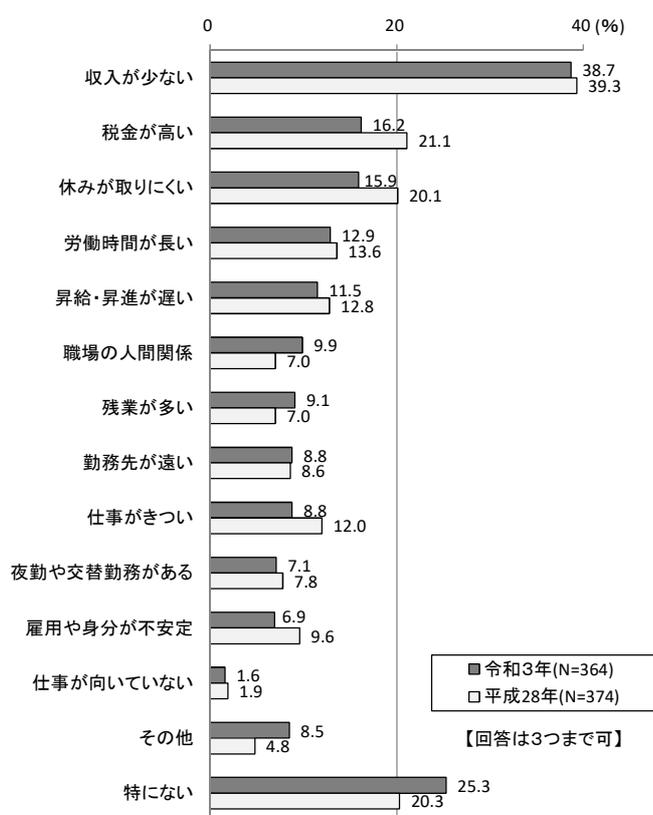


表2-35 仕事上の不安や不満、悩み〔複数回答〕

																	(%)
		標本数	勤務先が遠い	労働時間が長い	夜勤や交替勤務がある	残業が多い	休みが取りにくい	収入が少ない	税金が高い	雇用や身分が不安定	昇給・昇進が遅い	仕事に向いていない	仕事がかた	職場の人間関係	その他	特にない	無回答
全体		364 100.0	32 8.8	47 12.9	26 7.1	33 9.1	58 15.9	141 38.7	59 16.2	25 6.9	42 11.5	6 1.6	32 8.8	36 9.9	31 8.5	92 25.3	3 0.8
時系列	平成28年	374	8.6	13.6	7.8	7.0	20.1	39.3	21.1	9.6	12.8	1.9	12.0	7.0	4.8	20.3	1.6
	平成23年	401	9.2	16.7	9.2	7.0	27.4	45.9	19.0	8.7	13.0	2.5	10.7	9.5	6.2	15.2	1.5
	平成18年	340	10.9	19.1	9.1	10.9	25.6	43.2	20.3	10.9	13.5	3.8	13.5	8.8	6.8	14.1	0.6
	平成13年	299	8.7	18.7	9.7	7.0	26.4	45.5	19.1	13.4	14.0	3.7	7.0	11.7	8.7	11.7	1.3
年齢別	29歳以下	13	15.4	15.4	7.7	15.4	7.7	38.5	7.7	-	7.7	-	-	7.7	-	38.5	-
	30～34歳	21	19.0	9.5	19.0	14.3	14.3	42.9	4.8	-	4.8	-	-	9.5	9.5	23.8	-
	35～39歳	40	-	17.5	5.0	12.5	12.5	42.5	10.0	5.0	7.5	2.5	5.0	5.0	12.5	35.0	-
	40～44歳	74	8.1	13.5	8.1	8.1	24.3	41.9	24.3	8.1	13.5	1.4	10.8	12.2	5.4	16.2	1.4
	45～49歳	89	9.0	7.9	4.5	6.7	18.0	39.3	18.0	9.0	7.9	2.2	11.2	12.4	6.7	24.7	-
	50歳以上	119	9.2	14.3	6.7	8.4	11.8	33.6	15.1	7.6	16.0	1.7	8.4	9.2	10.1	27.7	1.7
	無回答	8	12.5	25.0	12.5	12.5	12.5	50.0	12.5	-	12.5	-	25.0	-	25.0	12.5	-
現在の就業形態別	自営業主	52	-	9.6	1.9	3.8	21.2	46.2	17.3	9.6	-	-	7.7	-	13.5	25.0	3.8
	家族従業者	3	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	66.7	-
	正社員・正職員	272	9.6	15.4	8.8	11.4	16.9	35.7	15.8	2.2	14.0	2.2	8.8	11.4	7.7	26.1	0.4
	派遣・契約社員	12	8.3	-	8.3	-	-	66.7	16.7	50.0	25.0	-	8.3	25.0	16.7	-	-
	パート・アルバイト	10	30.0	-	-	-	10.0	50.0	20.0	20.0	10.0	-	20.0	-	10.0	10.0	-
	臨時・日雇	10	-	-	-	-	-	40.0	10.0	40.0	-	-	10.0	20.0	-	40.0	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	50.0	-	-	-	-	75.0	25.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	
参考	福岡市	450	10.4	13.8	5.3	7.6	15.6	37.8	18.2	8.9	10.7	3.6	10.9	7.3	6.9	24.7	1.3
	久留米市	155	12.3	9.7	11.0	9.7	19.4	39.4	15.5	9.7	5.8	4.5	9.0	8.4	4.5	18.7	1.9
	県(政令市、中核市を除く)	806	11.9	11.4	8.4	6.8	16.5	41.7	17.4	7.3	10.5	2.5	7.9	8.6	6.8	21.2	1.0
	母子家庭	1,078	9.6	8.5	6.5	6.7	14.5	51.9	8.8	16.2	13.8	3.3	14.7	12.5	7.4	16.0	0.5

(ク) 現在の仕事の継続意向

問 9-7 あなたは、いまの仕事を今後も続けたいと思いますか。(〇印は1つ)

現在の仕事の継続意向をみると、「いまの仕事を続けたい」が 77.7%を占めており、次いで「他の仕事に変わりたい」が 17.9%、「仕事をやめたい」が 3.0%となっている。

父子家庭になってからの経過年数別にみると、4～5年未満では「いまの仕事を続けたい」の割合が 87.8%と高くなっている。

家計の状態別にみると、とても足りないと回答した人では「他の仕事に変わりたい」(31.2%)の割合が、他に比べ高くなっている。

図 2-32 現在の仕事の継続意向

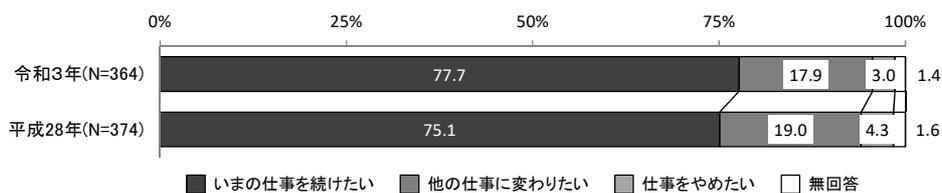


表2-36 現在の仕事の継続意向

		(%)				
		標本数	いまの仕事を続けたい	他の仕事に変わりたい	仕事をやめたい	無回答
全 体		364 100.0	283 77.7	65 17.9	11 3.0	5 1.4
時 系 列	平成28年	374	75.1	19.0	4.3	1.6
	平成23年	401	77.8	17.5	3.5	1.2
	平成18年	340	66.2	27.9	4.4	1.5
	平成13年	299	70.2	25.8	3.3	0.7
経 過 年 数 別	1年未満	33	78.8	21.2	-	-
	1～2年未満	42	76.2	19.0	2.4	2.4
	2～3年未満	30	70.0	23.3	3.3	3.3
	3～4年未満	35	77.1	17.1	5.7	-
	4～5年未満	41	87.8	9.8	2.4	-
	5～10年未満	104	77.9	17.3	3.8	1.0
	10～15年未満	54	72.2	24.1	3.7	-
	15年以上	21	81.0	9.5	-	9.5
	無回答	4	100.0	-	-	-
現 在 の 就 業 形 態 別	自営業主	52	94.2	3.8	-	1.9
	家族従業者	3	100.0	-	-	-
	正社員・正職員	272	76.1	19.1	3.3	1.5
	派遣・契約社員	12	66.7	33.3	-	-
	パート・アルバイト	10	60.0	40.0	-	-
	臨時・日雇	10	60.0	20.0	20.0	-
	内職	-	-	-	-	-
	その他	4	75.0	25.0	-	-
	無回答	1	100.0	-	-	-
家 計 の 状 態 別	十分やっつけいける	38	89.5	10.5	-	-
	だいたいやっつけいける	114	85.1	11.4	2.6	0.9
	時々赤字になる	135	77.0	17.8	4.4	0.7
	とても足りない	77	62.3	31.2	2.6	3.9
	無回答	-	-	-	-	-
参 考	福岡市	450	77.3	18.7	3.1	0.9
	久留米市	155	78.1	18.1	0.6	3.2
	県(政令市、中核市を除く)	806	77.7	17.2	4.2	0.9
	母子家庭	1,078	65.2	30.7	3.2	0.8

問 9-7-1 【他の仕事に変わりたいと答えた方に】理由のうちあてはまるものを選んでください。(O印は1つ)

他の仕事に変わりたい理由をみると、「収入が少ない」が41.5%を占めている。現在の就業形態別でも、すべての就業形態で「収入が少ない」の割合が高くなっている。

図 2-33 他の仕事に変わりたい理由

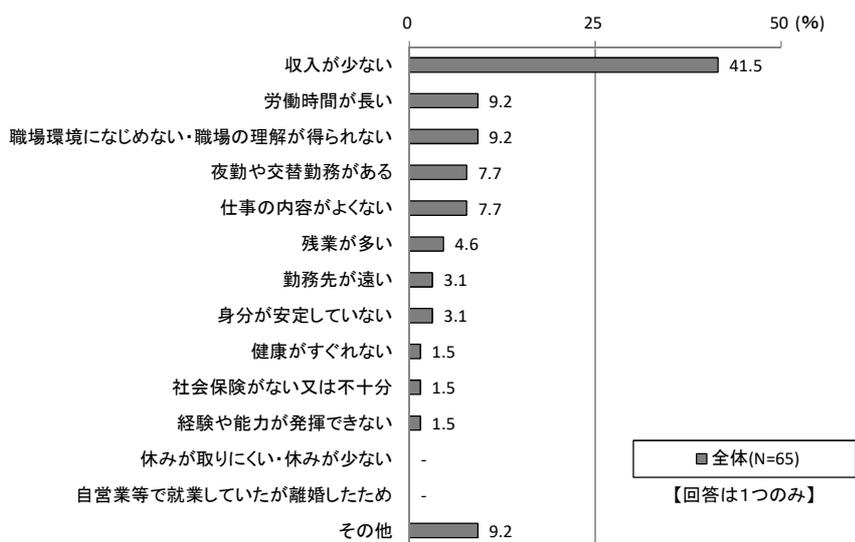


表 2-37 他の仕事に変わりたい理由

		標本数	勤務先が遠い	労働時間が長い	夜勤や交替勤務がある	残業が多い	休みが取りにくい・休みが少ない	収入が少ない	身分が安定していない	職場の環境になじめない・職場の理解が得られない	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	社会保険がない又は不十分	経験や能力が発揮できない	自営業等で就業していたが離婚したため	その他	無回答
全体		65 100.0	2 3.1	6 9.2	5 7.7	3 4.6	-	27 41.5	2 3.1	6 9.2	1 1.5	5 7.7	1 1.5	1 1.5	-	6 9.2	-
現在の就業形態別	自営業主	2	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家族従業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	52	3.8	11.5	7.7	5.8	-	38.5	3.8	11.5	-	7.7	-	1.9	-	7.7	-
	派遣・契約社員	4	-	-	25.0	-	-	50.0	-	-	-	25.0	-	-	-	-	-
	パート・アルバイト	4	-	-	-	-	-	50.0	-	-	25.0	-	-	-	-	-	25.0
	臨時・日雇	2	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
参考	福岡市	84	9.5	9.5	1.2	2.4	3.6	42.9	4.8	2.4	4.8	1.2	-	8.3	-	9.5	-
	久留米市	28	3.6	3.6	3.6	-	7.1	50.0	7.1	-	7.1	3.6	-	3.6	-	10.7	-
	県(政令市、中核市を除く)	139	7.2	9.4	5.8	2.2	5.0	48.9	1.4	3.6	3.6	3.6	-	2.9	-	6.5	-
	母子家庭	331	4.5	4.5	3.3	3.0	6.3	46.2	4.5	3.6	5.1	2.7	2.7	3.0	-	10.3	-

(ケ) 就業していない理由

問 9-8 あなたが、いま仕事を持っていないのは主にどんな理由からですか。(○印は1つ)

現在仕事を持っていない人の就業していない主な理由は、「自分が病気・病弱のため」が 33.3%で最も割合が高く、次いで「子どもの世話や育児のため」が 16.7%、「仕事につく為の技能・技術の習得中」が 12.5%を占めている。

前回調査に比べ、「自分の希望に合った仕事がない」が 16.7 ポイント、「自分が病気・病弱のため」が 11.7 ポイント減少している。

図 2-34 就業していない理由

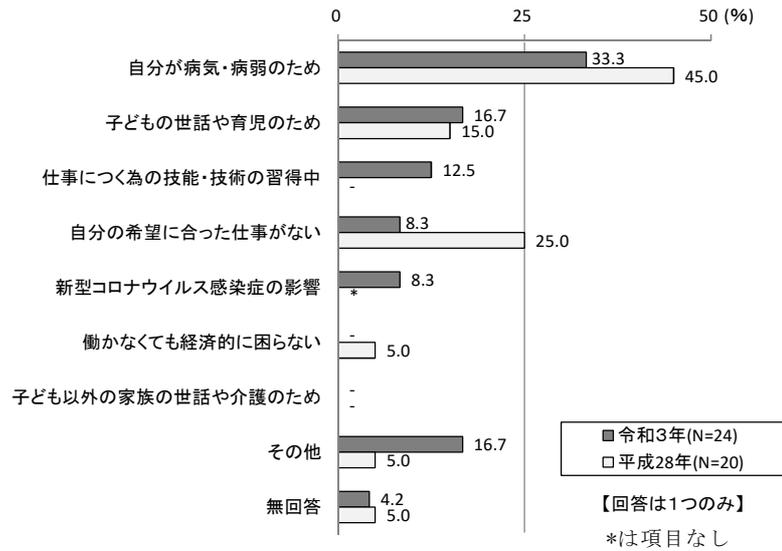


表 2-38 就業していない理由

		標本数	に働かなくても経済的	自分が病気・病弱のため	子どもの世話や育児のため	子どもや介護の家族のため	自分の希望に合った	新型コロナウイルスの影響	仕事につく為の習得中の技術	その他	無回答
全体		24	-	8	4	-	2	2	3	4	1
		100.0	-	33.3	16.7	-	8.3	8.3	12.5	16.7	4.2
時系列	平成28年	20	5.0	45.0	15.0	-	25.0	...	-	5.0	5.0
	平成23年	36	-	30.6	5.6	2.8	22.2	...	16.7	22.2	-
	平成18年	26	-	42.3	3.8	7.7	26.9	...	7.7	11.5	-
	平成13年	23	4.3	34.8	21.7	-	21.7	...	4.3	13.0	-
年齢別	29歳以下	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	40～44歳	3	-	33.3	-	-	66.7	-	-	-	-
	45～49歳	6	-	33.3	16.7	-	-	-	16.7	33.3	-
	50歳以上	13	-	38.5	15.4	-	-	15.4	7.7	15.4	7.7
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
理由別	死別	5	-	40.0	-	-	20.0	20.0	20.0	-	-
	離婚	13	-	38.5	23.1	-	-	-	7.7	23.1	7.7
	その他の生別	5	-	20.0	20.0	-	20.0	20.0	20.0	-	-
	無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
参考	福岡市	33	3.0	33.3	24.2	3.0	-	12.1	6.1	12.1	6.1
	久留米市	13	7.7	23.1	23.1	-	-	30.8	7.7	7.7	-
	県(政令市、中核市を除く)	46	-	37.0	15.2	2.2	15.2	10.9	2.2	15.2	2.2
	母子家庭	150	2.0	39.3	10.0	6.0	9.3	12.7	10.0	10.7	-

(コ) 今後の就業意向

問 9-9 あなたは今後、仕事を持ちたいと思いますか。(〇印は1つ)

現在仕事を持っていない人の、今後の就業意向としては、「いま仕事を探している」が41.7%、「いまのところ分からない」が29.2%、「そのうち仕事を持ちたい」が20.8%を占め、「仕事を持つつもりはない」は4.2%であった。現在仕事を持っていない人の6割が、今後就業したいと考えている。

前回調査に比べ、「いま仕事を探している」が6.7ポイント増加する一方、「そのうち仕事を持ちたい」が14.2ポイント減少している。

図 2-35 今後の就業意向

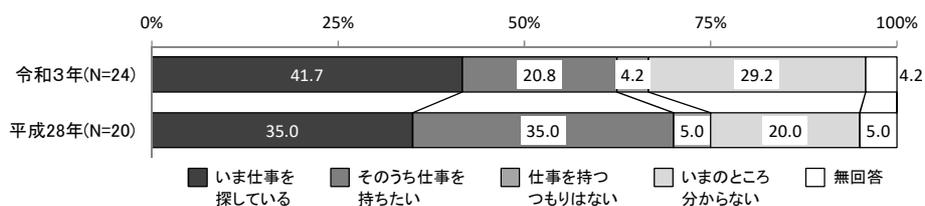


表 2-39 今後の就業意向

		標本数	いま仕事を探している	そのうち仕事を持ちたい	仕事を持つつもりはない	いまのところ分からない	無回答
全体		24	10	5	1	7	1
		100.0	41.7	20.8	4.2	29.2	4.2
時系列	平成28年	20	35.0	35.0	5.0	20.0	5.0
	平成23年	36	55.6	27.8	-	13.9	2.8
	平成18年	26	61.5	15.4	3.8	19.2	-
	平成13年	23	60.9	17.4	-	13.0	8.7
年齢別	29歳以下	1	100.0	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	-	100.0	-	-	-
	40～44歳	3	100.0	-	-	-	-
	45～49歳	6	16.7	16.7	16.7	50.0	-
	50歳以上	13	38.5	23.1	-	30.8	7.7
	無回答	-	-	-	-	-	-
経過年数別	1年未満	2	-	50.0	-	50.0	-
	1～2年未満	5	40.0	-	20.0	40.0	-
	2～3年未満	2	50.0	50.0	-	-	-
	3～4年未満	-	-	-	-	-	-
	4～5年未満	2	-	-	-	100.0	-
	5～10年未満	6	33.3	50.0	-	16.7	-
	10～15年未満	3	66.7	-	-	-	33.3
	15年以上	3	66.7	-	-	33.3	-
	無回答	1	100.0	-	-	-	-
参考	福岡市	33	33.3	39.4	3.0	18.2	6.1
	久留米市	13	53.8	23.1	-	23.1	-
	県(政令市、中核市を除く)	46	47.8	15.2	6.5	23.9	6.5
	母子家庭	150	37.3	30.0	7.3	24.0	1.3

問 9-9-1 【仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方に】では、どんな仕事を持ちたいと思いますか。(〇印は1つ)

現在仕事を持っていないが就業意向がある人が希望する仕事としては、「正社員・正職員として勤めたい」が53.3%、「自分で商売や事業をしたい」が20.0%、「家庭内で内職したい」が13.3%を占める。

前回調査と比べると、「正社員・正職員として勤めたい」「パート・アルバイトとして勤めたい」が減少している。

図 2-36 希望する就業形態

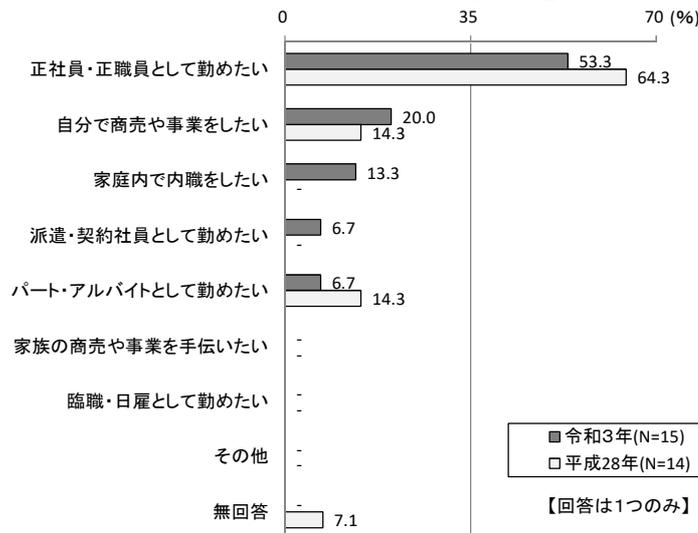


表 2-40 希望する就業形態

		標本数	を自分で商売や事業をしたたい	を家族の商売や事業を手伝いたい	正社員・正職員として勤めたい	派遣・契約社員として勤めたい	パート・アルバイトとして勤めたい	勤職・日雇として勤めたい	家庭内で内職をしたい	その他	無回答
全体		15	3	-	8	1	1	-	2	-	-
		100.0	20.0	-	53.3	6.7	6.7	-	13.3	-	-
時系列	平成28年	14	14.3	-	64.3	-	14.3	-	-	-	7.1
	平成23年	30	16.7	-	60.0	-	6.7	10.0	-	6.7	-
	平成18年	20	20.0	5.0	45.0	-	10.0	5.0	10.0	5.0	-
	平成13年	18	16.7	-	72.2	...	-	-	5.6	5.6	-
年齢別	29歳以下	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	40～44歳	3	33.3	-	33.3	-	-	-	33.3	-	-
	45～49歳	2	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-
	50歳以上	8	12.5	-	62.5	-	12.5	-	12.5	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経過年数別	1年未満	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	1～2年未満	2	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	2～3年未満	2	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-
	3～4年未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4～5年未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5～10年未満	5	40.0	-	-	20.0	20.0	-	20.0	-	-
	10～15年未満	2	-	-	50.0	-	-	-	50.0	-	-
	15年以上	2	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	無回答	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
参考	福岡市	24	20.8	4.2	33.3	-	16.7	4.2	4.2	12.5	4.2
	久留米市	10	20.0	-	60.0	-	10.0	-	10.0	-	-
	県(政令市、中核市を除く)	29	6.9	-	62.1	3.4	20.7	-	-	3.4	3.4
	母子家庭	101	7.9	1.0	44.6	1.0	32.7	-	5.0	4.0	4.0

問 9-9-2 【仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方に】主にどのような方法で仕事を探しますか。(〇印は1つ)

現在仕事を持っていないが、就業意向がある人の求職方法は、「公共職業安定所（ハローワーク）の紹介」が 53.3%で最も割合が高く、次いで「インターネット」が 20.0%が続いている。

前回調査に比べると、「公共職業安定所（ハローワーク）の紹介」が大幅に減少し、「インターネット」が増加している。

図 2-37 求職の方法

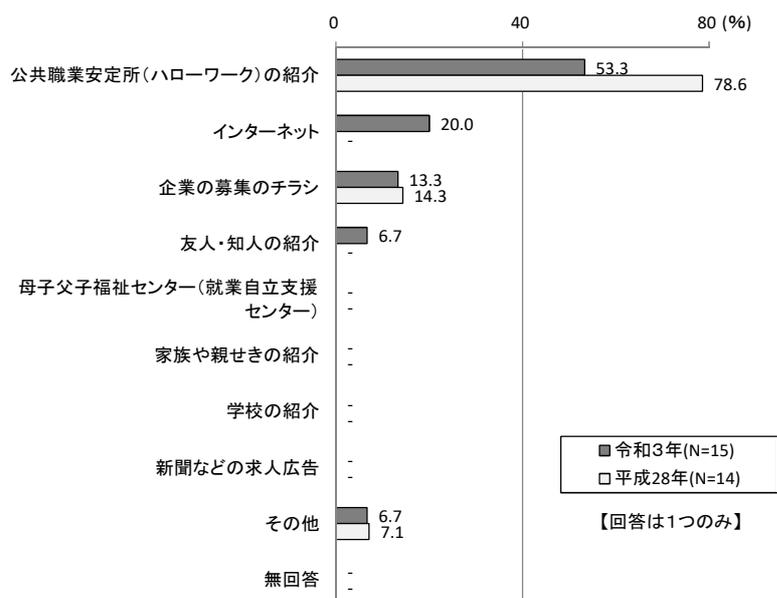


表2-41 求職の方法

		標本数	(%)									
			公共職業安定所（ハローワーク）の紹介	母子自立支援センター（就業福祉センター）	友人・知人の紹介	家族や親せきの紹介	学校の紹介	新聞などの求人広告	企業の募集のチラシ	インターネット	その他	無回答
全体		15 100.0	8 53.3	-	1 6.7	-	-	-	2 13.3	3 20.0	1 6.7	-
時系列	平成28年	14	78.6	-	-	-	-	-	14.3	-	7.1	-
	平成23年	30	60.0	...	16.7	-	-	3.3	3.3	10.0	6.7	-
	平成18年	20	55.0	...	15.0	-	-	20.0	5.0	-	-	5.0
年齢別	29歳以下	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
	40～44歳	3	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	45～49歳	2	50.0	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-
50歳以上	8	37.5	-	12.5	-	-	-	12.5	25.0	12.5	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	24	41.7	8.3	8.3	-	4.2	-	-	25.0	4.2	8.3
	久留米市	10	60.0	10.0	20.0	10.0	-	-	-	-	-	-
	県(政令市、中核市を除く)	29	62.1	-	3.4	-	-	3.4	3.4	17.2	-	10.3
	母子家庭	101	45.5	4.0	2.0	1.0	5.9	2.0	2.0	25.7	5.0	3.0

(3) 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術

問 10-1 あなたは、いま資格や技術を持っていますか。もしあれば具体的に記入してください。自動車運転免許証を含みます。(○印は1つ)

問 10-2 あなたは、今後取りたいと思っている資格や技術がありますか。もしあれば具体的に記入してください。自動車運転免許証を含みます。(○印は1つ)

現在の資格や技術の有無については、「ある」が87.1%、「ない」が9.8%を占める。今後取りたいと思っている資格や技術の有無では「ある」が29.9%、「ない」が64.4%を占める。

図 2-38 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術

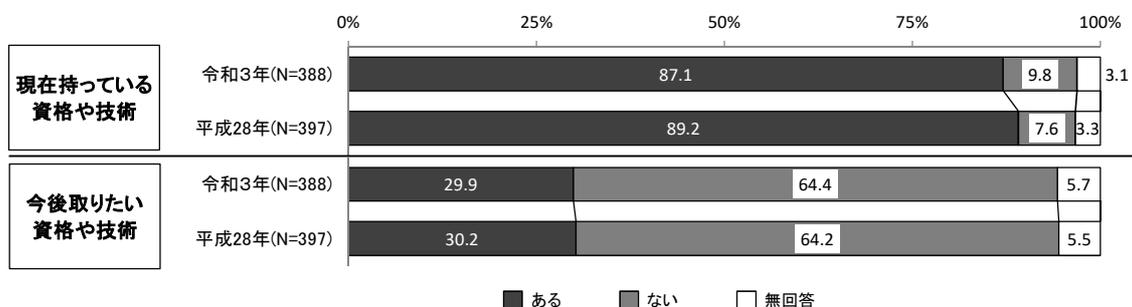


表 2-42 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術

	標本数	現在持っている資格や技術			今後取りたい資格や技術			
		ある	ない	無回答	ある	ない	無回答	
全体	388	338	38	12	116	250	22	
	100.0	87.1	9.8	3.1	29.9	64.4	5.7	
時系列	平成28年	397	89.2	7.6	3.3	30.2	64.2	5.5
	平成23年	437	79.6	4.8	15.6	26.3	55.1	18.5
	平成18年	366	87.7	4.9	7.4	30.3	56.6	13.1
	平成13年	322	89.1	5.0	5.9	32.3	56.8	10.9
年齢別	29歳以下	14	85.7	14.3	-	35.7	57.1	7.1
	30～34歳	21	90.5	4.8	4.8	38.1	57.1	4.8
	35～39歳	41	90.2	7.3	2.4	36.6	56.1	7.3
	40～44歳	77	87.0	9.1	3.9	33.8	61.0	5.2
	45～49歳	95	89.5	7.4	3.2	24.2	69.5	6.3
	50歳以上	132	84.1	12.9	3.0	27.3	67.4	5.3
	無回答	8	87.5	12.5	-	37.5	62.5	-
参考	久留米市	168	87.5	10.7	1.8	28.0	66.1	6.0
	県(政令市、中核市を除く)	854	87.8	10.3	1.9	28.5	67.7	3.9

(4) 学歴

問 11 あなたの最終学歴は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

回答者の最終学歴は、「高校」が41.5%で最も割合が高く、次いで「大学」が22.4%、「専修学校・各種学校」が13.1%、「中学校」が12.6%、「短大・高専」が4.1%、「大学院」が3.4%となっている。

世帯年収別700～1,000万円未満の層では「大学」(41.3%)の割合が高くなっている。

図 2-39 学歴

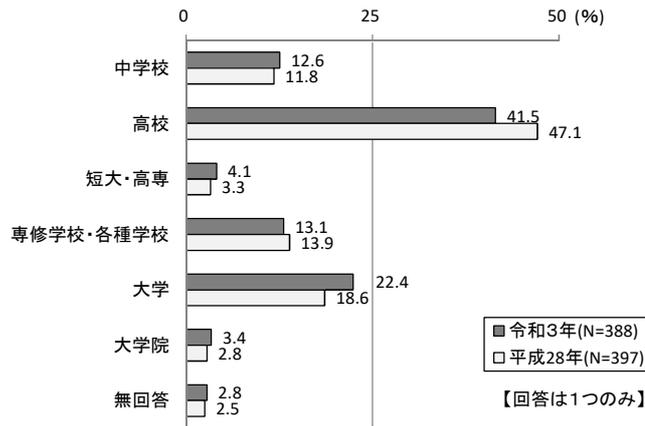


表 2-43 学歴

		標本数	中学校	高校	短大・高専	各種専修学校	大学	大学院	無回答
全体		388	49	161	16	51	87	13	11
前回	平成28年	397	11.8	47.1	3.3	13.9	18.6	2.8	2.5
年齢別	29歳以下	14	28.6	50.0	7.1	-	14.3	-	-
	30～34歳	21	9.5	52.4	-	14.3	14.3	4.8	4.8
	35～39歳	41	19.5	34.1	-	12.2	29.3	2.4	2.4
	40～44歳	77	18.2	40.3	3.9	15.6	18.2	-	3.9
	45～49歳	95	9.5	38.9	4.2	22.1	21.1	1.1	3.2
	50歳以上	132	8.3	44.7	6.1	6.1	25.0	7.6	2.3
	無回答	8	12.5	25.0	-	25.0	37.5	-	-
現在の就業形態別	自営業主	52	17.3	36.5	5.8	9.6	13.5	3.8	13.5
	家族従業者	3	-	100.0	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	272	8.5	41.9	4.4	14.0	25.7	4.0	1.5
	派遣・契約社員	12	16.7	25.0	-	33.3	25.0	-	-
	パート・アルバイト	10	20.0	30.0	-	40.0	10.0	-	-
	臨時・日雇	10	60.0	30.0	-	-	10.0	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4	-	75.0	-	-	25.0	-	-	
無回答	1	-	100.0	-	-	-	-	-	
世帯年収別	150万円未満	25	44.0	36.0	4.0	4.0	4.0	-	8.0
	150～200万円未満	32	12.5	40.6	3.1	21.9	15.6	-	6.3
	200～300万円未満	44	22.7	54.5	-	9.1	11.4	-	2.3
	300～400万円未満	69	11.6	43.5	2.9	24.6	11.6	1.4	4.3
	400～500万円未満	59	11.9	44.1	6.8	15.3	20.3	1.7	-
	500～700万円未満	82	2.4	41.5	4.9	8.5	37.8	3.7	1.2
	700～1,000万円未満	46	2.2	30.4	6.5	8.7	41.3	10.9	-
	1,000万円以上	14	-	42.9	-	-	28.6	21.4	7.1
無回答	17	35.3	29.4	5.9	11.8	11.8	-	5.9	
参考	福岡市	484	10.1	33.7	5.0	12.8	34.3	3.3	0.8
	久留米市	168	14.9	45.8	3.6	9.5	21.4	3.6	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	13.0	50.5	3.4	9.0	21.1	1.9	1.2
	母子家庭	1,231	10.8	39.6	13.4	18.2	13.3	0.9	3.8

5. 住宅の状況

(1) いまの住宅に住むようになった時期と前住地

問 12 あなたが、いまの住宅に住みはじめたのはいつ頃からですか。(〇印は1つ)

現在の住居に住むようになった時期は、「父子家庭になる前から」が54.6%、「父子家庭になった後から」が43.0%となっており、父子家庭になる前から居住している人が多い。

前回調査に比べると、「父子家庭になった後から」が増加し、「父子家庭になる前から」が減少している。

父子家庭になってからの経過年数別にみると、10年以上の層では「父子家庭になった後から」の割合が高い。

父子家庭になった理由別でみると、死別の場合「父子家庭になる前から」(71.8%)が7割を占めている。

図 2-40 いまの住宅に住むようになった時期

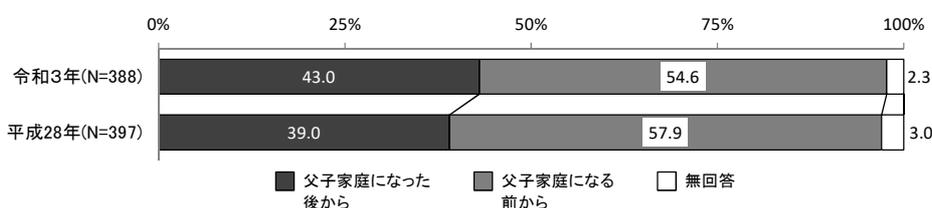


表 2-44 いまの住宅に住むようになった時期 (%)

		標本数	父子家庭になった後から (%)	父子家庭になる前から (%)	無回答 (%)
全体		388	43.0	54.6	2.3
時系列	平成28年	397	39.0	57.9	3.0
	平成23年	437	48.5	49.7	1.8
	平成18年	366	45.6	51.6	2.7
	平成13年	322	37.6	59.3	3.1
経過年数別	1年未満	35	28.6	68.6	2.9
	1～2年未満	47	29.8	68.1	2.1
	2～3年未満	32	53.1	46.9	-
	3～4年未満	35	34.3	62.9	2.9
	4～5年未満	43	30.2	65.1	4.7
	5～10年未満	110	46.4	51.8	1.8
	10～15年未満	57	57.9	40.4	1.8
	15年以上	24	62.5	33.3	4.2
	無回答	5	40.0	60.0	-
理由別	死別	85	24.7	71.8	3.5
	離婚	271	48.0	49.8	2.2
	その他の生別	25	52.0	48.0	-
	無回答	7	42.9	57.1	-
参考	福岡市	484	45.0	54.1	0.8
	久留米市	168	32.7	66.1	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	40.6	58.3	1.1
	母子家庭	1,231	71.3	27.7	1.0

問 12-1 【父子家庭になった後、いまの住宅に住んでいる方に】いまの住宅に住む前は、どちらに住んでいましたか。福岡県内、県外のいずれかを選び、福岡県内の場合は市町村名、県外の場合は都道府県名を記入してください。(○印は1つ)

父子家庭になった後に現在の住宅に住むようになった人の前住地は、北九州地域が 82.0% で最も割合が高くなっている。

図 2-41 前住地

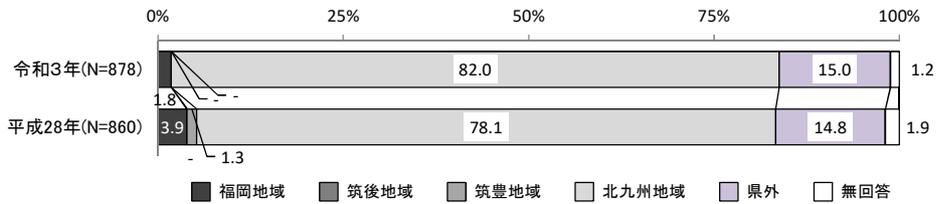


表 2-45 前住地

		標本数	福岡地域	筑後地域	筑豊地域	北九州地域	県外	無回答
全体		167	3	-	-	137	25	2
		100.0	1.8	-	-	82.0	15.0	1.2
時系列	平成28年	155	3.9	-	1.3	78.1	14.8	1.9
	平成23年	212	5.7	-	0.5	81.1	9.4	3.3
	平成18年	167	4.8	0.6	1.8	70.1	20.4	2.4
	平成13年	121	5.8	0.8	0.8	76.9	13.2	2.5
参考	福岡市	218	83.0	0.5	0.5	2.8	11.9	1.4
	久留米市	55	1.8	81.8	-	1.8	7.3	7.3
	県(政令市、中核市を除く)	347	37.2	16.4	15.9	13.5	12.1	4.9
	母子家庭	878	5.9	0.2	1.3	77.9	12.0	2.7

(2) 住居形態

問 13 あなたのいまの住居形態は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

現在の住居の形態は、「自分名義の持ち家」が 37.4%で最も高い割合を占め、次いで「民間借家・アパートなど」が 25.0%、「家族名義の持ち家」が 21.4%、「県営住宅・市町村営住宅」が 6.2%で続いている。

前回調査と比べると、「自分名義の持ち家」「家族名義の持ち家」がやや減少しているもののおり、持ち家居住率は6割近くを占めている。

父子家庭になった理由別でみると、死別の場合「自分名義の持ち家」(51.8%)が5割を占めている。

世帯年収別にみると、300万円未満の各層では、「民間借家・アパートなど」「県営住宅・市町村営住宅」の割合が、他に比べ高くなっている。

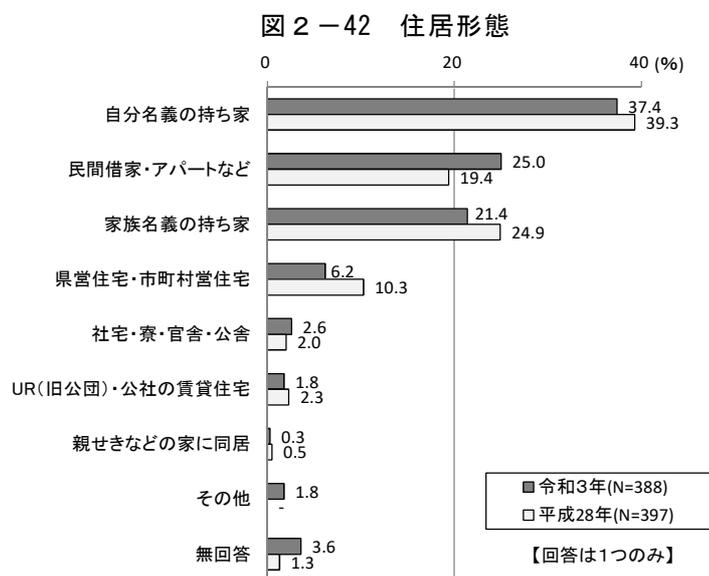


表 2-46 住居形態

		(%)									
		標本数	自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	同居 親せきなどの家に	営 住 営 住 宅 ・ 市 町 村	公 社 の 賃 貸 住 宅 ・ U R （ 旧 公 団 ） ・	ト 民 間 借 家 ・ ア パ ー 	公 社 宅 ・ 寮 ・ 官 舎 ・	そ の 他	無 回 答
全 体		388 100.0	145 37.4	83 21.4	1 0.3	24 6.2	7 1.8	97 25.0	10 2.6	7 1.8	14 3.6
時 系 列	平成28年	397	39.3	24.9	0.5	10.3	2.3	19.4	2.0	-	1.3
	平成23年	437	29.1	30.4	0.7	10.1	2.7	22.9	0.9	0.5	2.7
	平成18年	366	28.7	30.3	0.5	11.2	3.0	19.9	2.5	1.1	2.7
	平成13年	322	28.6	21.7	0.9	12.4	4.0	25.2	4.0	0.9	2.2
理 由 別	死別	85	51.8	11.8	-	4.7	2.4	17.6	4.7	2.4	4.7
	離婚	271	33.9	25.5	0.4	5.5	1.8	26.2	1.8	1.5	3.3
	その他の生別	25	24.0	12.0	-	20.0	-	40.0	-	4.0	-
	無回答	7	42.9	14.3	-	-	-	14.3	14.3	-	14.3
世 帯 年 収 別	150万円未満	25	24.0	8.0	-	12.0	-	44.0	-	4.0	8.0
	150～200万円未満	32	25.0	9.4	-	21.9	3.1	25.0	3.1	3.1	9.4
	200～300万円未満	44	13.6	22.7	-	9.1	2.3	47.7	-	2.3	2.3
	300～400万円未満	69	29.0	26.1	-	7.2	-	29.0	1.4	1.4	5.8
	400～500万円未満	59	37.3	30.5	-	3.4	1.7	20.3	3.4	3.4	-
	500～700万円未満	82	57.3	11.0	-	1.2	3.7	15.9	7.3	1.2	2.4
	700～1,000万円未満	46	56.5	30.4	-	-	2.2	8.7	-	-	2.2
	1,000万円以上	14	35.7	35.7	-	-	-	21.4	-	-	7.1
無回答	17	29.4	23.5	5.9	11.8	-	29.4	-	-	-	
参 考	福岡市	484	34.5	18.0	0.8	6.8	2.7	32.6	3.1	0.4	1.0
	久留米市	168	47.0	17.9	-	7.7	-	25.6	-	-	1.8
	県(政令市、中核市を除く)	854	36.7	28.1	0.2	5.4	0.8	24.0	2.5	0.8	1.5
	母子家庭	1,231	15.7	26.2	0.6	13.0	4.6	35.0	0.8	1.9	2.2

(3) 1か月の家賃（借家の場合）

問 13-1 【借家と答えた方】1か月の家賃はどのくらいですか。管理費・共益費、光熱費などは除きます。（○印は1つ）

借家等に居住している人の1か月の家賃は、「5万～7万円未満」が28.3%で最も割合が高く、次いで「4万～5万円未満」が22.8%、「3万～4万円未満」が13.1%が続いている。前回調査と比べて、「1万～2万円未満」が大幅に減少している。平均家賃は4.7万円で5,000円高くなっている。

住居形態別にみると、平均家賃は民間借家・アパートなどで5.4万円、UR（旧公団）・公社の賃貸住宅で4.7万円と高く、最も平均家賃が低いのは、県営住宅・市町村営住宅の2.7万円である。

図 2-43 1か月の家賃（借家の場合）

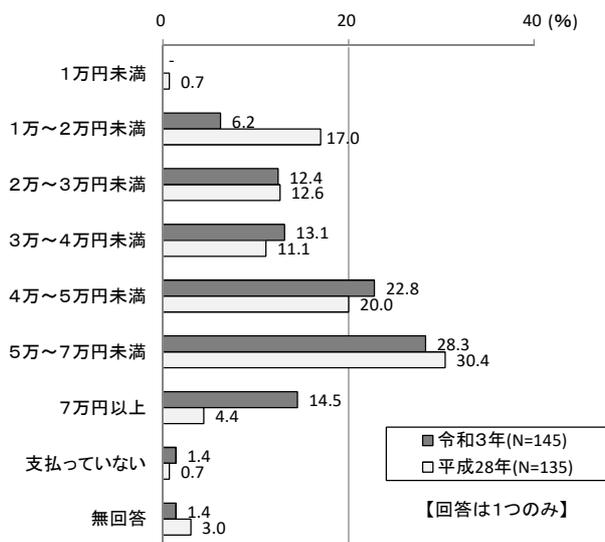


表 2-47 1か月の家賃（借家の場合）

		標本数	1万円未満	1万～2万円未満	2万～3万円未満	3万～4万円未満	4万～5万円未満	5万～7万円未満	7万円以上	支払っていない	無回答	平均（万円）
全体		145	-	9	18	19	33	41	21	2	2	4.7
時系列	平成28年	135	0.7	17.0	12.6	11.1	20.0	30.4	4.4	0.7	3.0	4.2
	平成23年	162	1.2	14.9	11.7	16.0	13.0	30.9	9.3	-	3.1	4.3
	平成18年	138	3.6	15.2	16.7	21.0	11.6	18.8	8.0	0.7	4.3	3.8
	平成13年	150	2.7	22.0	16.7	17.3	13.3	18.0	6.0	1.3	2.7	3.6
住居形態別	持ち家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	親せきなどの家に同居	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県営住宅・市町村営住宅	24	-	29.2	41.7	12.5	12.5	4.2	-	-	-	2.7
	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	7	-	14.3	-	28.6	14.3	14.3	28.6	-	-	4.7
	民間借家・アパートなど	97	-	-	2.1	10.3	27.8	40.2	18.6	-	1.0	5.4
	社宅・寮・官舎・公舎	10	-	10.0	20.0	40.0	-	-	10.0	10.0	10.0	3.4
	その他	7	-	-	57.1	-	28.6	-	-	14.3	-	3.2
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	221	-	2.3	6.8	5.0	15.4	32.6	32.6	1.4	4.1	5.6
	久留米市	56	1.8	10.7	10.7	12.5	14.3	33.9	8.9	1.8	5.4	4.5
	県(政令市、中核市を除く)	286	3.8	9.1	7.0	8.4	14.0	42.0	11.2	2.1	2.4	4.8
	母子家庭	682	2.2	12.8	12.0	13.2	22.4	29.8	5.7	1.5	0.4	4.2

※平均は「1万円未満」は5,000円、「1万～2万円」は1万5,000円などそれぞれ中間値をとり、「7万円以上」は7万円とし、「支払っていない」と無回答を除いた標本数で算出した。

(4) 現在の住居に対する今後の居住意向

問 14 あなたは、いまの住宅に住み続けたいと思いますか。(○印は1つ)

現在の住居に「住み続けたい」は 49.7%、「転居したい」は 16.5%、「どちらともいえない」は 27.8%となっている。

前回調査と比べると、「どちらともいえない」が 5.2 ポイント減少している。

住居形態別にみると、民間借家・アパートなどでは「転居したい」の割合が高くなっている。

世帯年収別にみると、400 万円以上の各層で「住み続けたい」の割合が高くなっている。

図 2-44 現在の住居に対する今後の居住意向

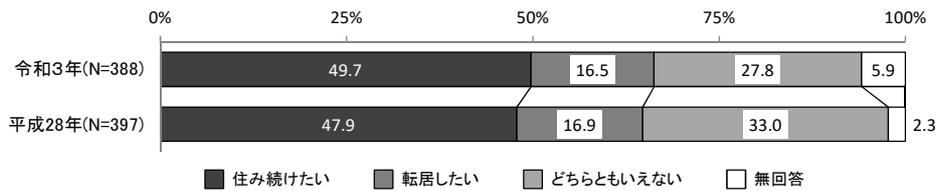


表 2-48 現在の住居に対する今後の居住意向 (%)

		標本数	住み続けたい (%)	転居したい (%)	どちらともいえない (%)	無回答 (%)
全体		388	49.7	16.5	27.8	5.9
時系列	平成28年	397	47.9	16.9	33.0	2.3
	平成23年	437	42.8	19.0	35.5	2.7
	平成18年	366	41.5	25.7	29.5	3.3
	平成13年	322	40.1	30.1	27.3	2.5
住居形態別	持ち家	228	63.6	5.7	21.1	9.6
	親せきなどの家に同居	1	-	-	100.0	-
	県営住宅・市町村営住宅	24	45.8	29.2	25.0	-
	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	7	57.1	14.3	28.6	-
	民間借家・アパートなど	97	17.5	39.2	42.3	1.0
	社宅・寮・官舎・公舎	10	40.0	20.0	40.0	-
	その他	7	42.9	28.6	28.6	-
	無回答	14	64.3	7.1	28.6	-
世帯年収別	150万円未満	25	52.0	16.0	32.0	-
	150～200万円未満	32	46.9	21.9	28.1	3.1
	200～300万円未満	44	31.8	34.1	29.5	4.5
	300～400万円未満	69	39.1	21.7	30.4	8.7
	400～500万円未満	59	54.2	15.3	23.7	6.8
	500～700万円未満	82	56.1	8.5	29.3	6.1
	700～1,000万円未満	46	65.2	6.5	21.7	6.5
	1,000万円以上	14	64.3	14.3	14.3	7.1
	無回答	17	41.2	11.8	41.2	5.9
参考	福岡市	484	50.8	19.0	28.9	1.2
	久留米市	168	49.4	14.3	27.4	8.9
	県(政令市、中核市を除く)	854	48.4	16.7	26.7	8.2
	母子家庭	1,231	42.6	24.7	30.5	2.3

(5) 公営住宅への入居希望

問 14-1 【転居したいと答えた方に】あなたは、公営住宅（県営住宅・市町村営住宅）への入居を希望しますか。（○印は1つ）

転居を希望している人の公営住宅への入居希望は、「入居を希望する」が 45.3%、「入居を希望しない」が 51.6%となっており、前回調査に比べると、「入居を希望しない」割合が増加している。

年齢別にみると、45歳以上の年齢層で他に比べ入居希望者の割合が高くなっている。世帯年収別では、400万円未満の各層で入居を希望する割合が高くなっている。

図 2-45 公営住宅への入居希望

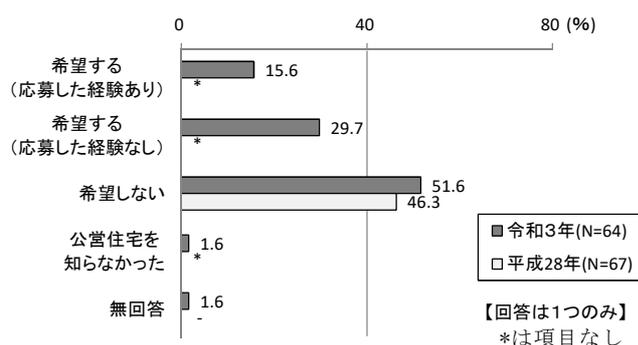


表 2-49 公営住宅への入居希望 (%)

		標本数	希望する (応募した経験あり)	希望する (応募した経験なし)	希望しない	公営住宅を 知らなかった	無回答
全体		64	10	19	33	1	1
		100.0	15.6	29.7	51.6	1.6	1.6
時系列	平成28年	67	53.7		46.3	...	-
	平成23年	83	45.8		50.6	...	3.6
	平成18年	94	67.0		30.9	...	2.1
	平成13年	97	71.1		27.8	...	1.0
年齢別	29歳以下	2	-	-	50.0	-	50.0
	30～34歳	3	66.7	33.3	-	-	-
	35～39歳	8	25.0	12.5	62.5	-	-
	40～44歳	17	11.8	23.5	58.8	5.9	-
	45～49歳	15	13.3	33.3	53.3	-	-
	50歳以上	17	11.8	41.2	47.1	-	-
	無回答	2	-	50.0	50.0	-	-
世帯年収別	150万円未満	4	50.0	25.0	25.0	-	-
	150～200万円未満	7	14.3	42.9	42.9	-	-
	200～300万円未満	15	40.0	13.3	46.7	-	-
	300～400万円未満	15	6.7	46.7	40.0	6.7	-
	400～500万円未満	9	-	33.3	66.7	-	-
	500～700万円未満	7	-	14.3	85.7	-	-
	700～1,000万円未満	3	-	33.3	33.3	-	33.3
	1,000万円以上	2	-	-	100.0	-	-
無回答	2	-	50.0	50.0	-	-	
参考	福岡市	92	9.8	33.7	50.0	5.4	1.1
	久留米市	24	12.5	29.2	41.7	16.7	-
	県(政令市、中核市を除く)	143	9.8	30.8	52.4	6.3	0.7
	母子家庭	304	20.7	25.3	49.0	4.3	0.7

6. 生計の状況

(1) 主たる収入源

問 15 あなたの世帯の生活費は、主に何によってまかなわれていますか。(〇印は1つ)

世帯の生活費を主にどの収入によってまかなっているかについては、「自分の主な仕事による収入」が93.0%を占めており、大半は自身の仕事による収入が主な収入源となっている。前回調査との比較では、大きな差はみられない。現在の仕事の有無別にみると、仕事を持っていない人では、「生活保護」(33.3%)、「年金(遺族基礎年金など)」(25.0%)の割合が高くなっている。

図 2-46 主たる収入源

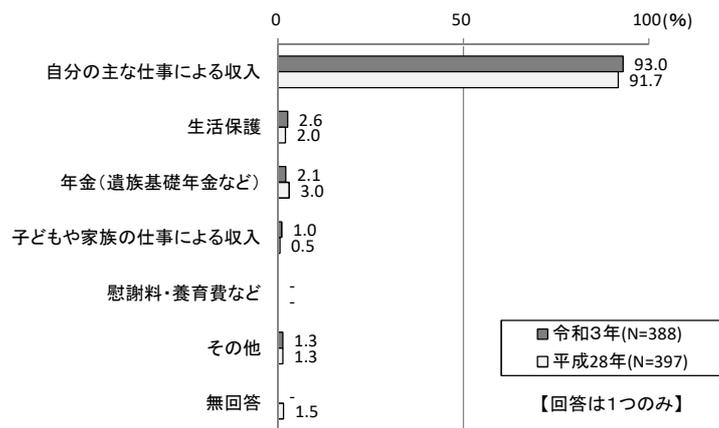


表 2-50 主たる収入源

		標本数	自分の主な仕事による収入	子どもや家族の収入	生活保護	年金(遺族基礎年金など)	慰謝料・養育費など	その他	無回答
全体		388	361	4	10	8	-	5	-
		100.0	93.0	1.0	2.6	2.1	-	1.3	-
時系列	平成28年	397	91.7	0.5	2.0	3.0	-	1.3	1.5
	平成23年	437	86.5	2.5	2.1	1.4	0.2	5.0	2.3
	平成18年	366	90.2	1.9	0.5	3.0	-	3.8	0.5
	平成13年	322	89.8	3.1	1.6	3.7	...	1.6	0.3
理由別	死別	85	92.9	1.2	1.2	3.5	-	1.2	-
	離婚	271	94.5	0.7	2.2	1.5	-	1.1	-
	その他の生別	25	80.0	4.0	8.0	4.0	-	4.0	-
	無回答	7	85.7	-	14.3	-	-	-	-
別事現在の有無	持っている	364	98.4	0.5	0.5	0.5	-	-	-
	持っていない	24	12.5	8.3	33.3	25.0	-	20.8	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	福岡市	484	90.3	1.0	3.5	1.7	0.2	2.7	0.6
	久留米市	168	91.1	1.8	3.0	0.6	-	3.0	0.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	91.8	2.0	1.6	1.6	-	2.6	0.4
	母子家庭	1,231	82.4	3.2	3.9	3.3	1.2	4.8	1.1

(2) 従たる収入源

問 16 それ以外にはどんな収入がありますか。(〇印はいくつでも)

主な収入源以外では、「児童扶養手当」が 39.2%、次いで「自分の仕事による収入」が 10.1%、「年金（遺族基礎年金など）」が 9.8%となっている。また、「ほかに収入はない」は 37.9%であった。

前回調査と比較すると、「自分の仕事による収入」の割合が 5.1 ポイント増加している。

父子家庭になった理由別では、死別では「年金（遺族基礎年金など）」(34.1%)の割合が高くなっている。

家計の状況別にみると、とても足りないと回答した人で「児童扶養手当」の割合が高くなっている。

図 2-47 従たる収入源 [複数回答]

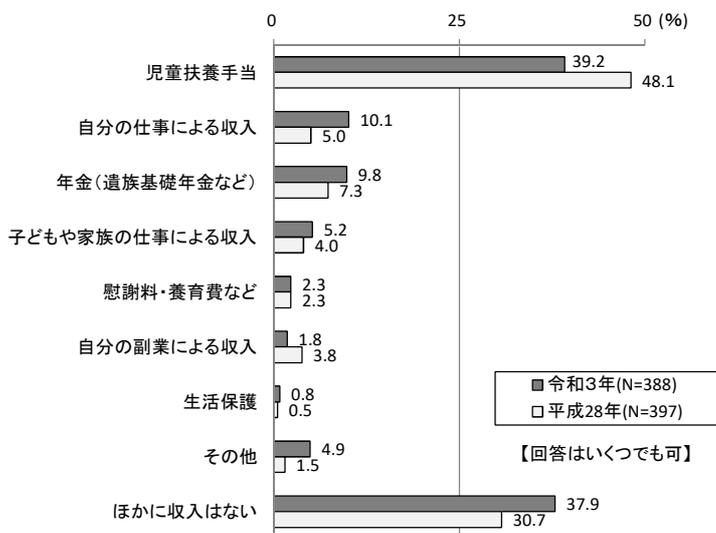


表 2-51 従たる収入源 [複数回答]

		標本数	児童扶養手当	自分の仕事による収入	自分の副業による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金(遺族基礎年金など)	慰謝料・養育費など	その他	ほかに収入はない	無回答
全体		388	152	39	7	20	3	38	9	19	147	19
		100.0	39.2	10.1	1.8	5.2	0.8	9.8	2.3	4.9	37.9	4.9
時系列	平成28年	397	48.1	5.0	3.8	4.0	0.5	7.3	2.3	1.5	30.7	8.1
	平成23年	437	40.3	3.4	...	7.6	0.5	6.6	1.8	4.8	34.1	11.2
	平成18年	366	...	4.9	...	7.9	-	12.0	1.1	3.3	54.1	17.5
	平成13年	322	...	4.3	...	9.6	-	8.4	...	1.9	61.8	15.5
理由別	死別	85	23.5	9.4	2.4	9.4	-	34.1	-	5.9	30.6	4.7
	離婚	271	42.8	10.3	1.5	4.4	0.7	3.3	3.3	4.8	40.2	5.2
	その他の生別	25	52.0	8.0	4.0	-	4.0	-	-	4.0	36.0	4.0
	無回答	7	42.9	14.3	-	-	-	-	-	-	42.9	-
家計の状況別	十分やっつけていける	38	15.8	-	5.3	5.3	-	15.8	-	7.9	55.3	5.3
	だいたいやっつけていける	120	33.3	9.2	0.8	7.5	0.8	10.8	1.7	2.5	42.5	8.3
	時々赤字になる	141	37.6	12.1	2.1	3.5	0.7	8.5	2.8	6.4	39.0	3.5
	とても足りない	89	59.6	12.4	1.1	4.5	1.1	7.9	3.4	4.5	22.5	2.2
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	福岡市	484	38.6	12.4	4.8	2.7	1.9	12.0	3.3	4.8	36.0	6.4
	久留米市	168	45.2	13.7	3.6	2.4	1.2	16.1	4.2	1.2	30.4	3.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	46.7	15.9	4.1	5.3	0.9	12.4	2.5	4.2	27.5	4.6
	母子家庭	1,231	61.2	5.1	3.9	5.1	2.6	4.9	18.4	4.4	17.5	4.4

(3) 年間税込み収入

問 17 あなたご自身の1年間の収入（児童扶養手当、年金、養育費等も含めて）は、税込みでどのくらいですか。ただし、生活保護による収入は除きます。（○印は1つ）

回答者本人の年間税込み収入は、「500～700 万円未満」が 22.4%で最も割合が高く、次いで「300～400 万円未満」が 18.3%、「400～500 万円未満」が 15.5%、「200～300 万円未満」が 12.1%で続いている。年間税込み収入の平均額は 440 万円であった。

父子家庭になった理由別では、死別・離婚ともに「500～700 万円未満」が、それぞれ 28.2%、21.0%と高い。

就業形態別にみると、正社員・正職員の平均額は 509 万円、自営業主は 327 万円であるのに対し、派遣・契約社員は 292 万円、パート・アルバイトは 208 万円、臨時・日雇は 133 万円と、非正規雇用の多くは 300 万円未満である。

図 2-48 回答者本人の年間税込み収入

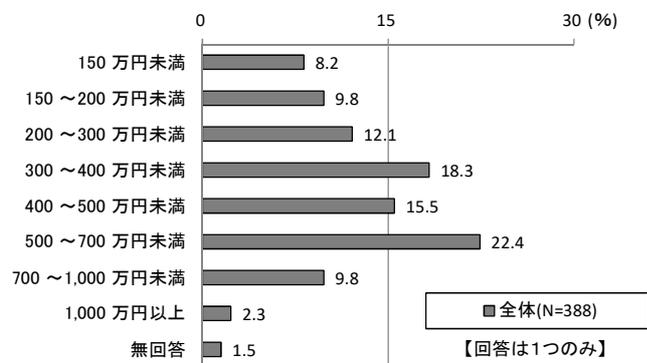


表 2-52 回答者本人の年間税込み収入

			(%)									平均 (万円)	
		標本数	150万円未満	150～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～700万円未満	700～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答		
全体		388	8.2	9.8	12.1	18.3	15.5	22.4	9.8	2.3	1.5	440	
理由別	死別	85	8.2	7.1	10.6	16.5	10.6	28.2	11.8	5.9	1.2	496	
	離婚	271	8.1	10.7	12.5	19.6	16.6	21.0	9.2	1.1	1.1	422	
	その他の生別	25	12.0	8.0	16.0	16.0	16.0	8.0	12.0	4.0	8.0	423	
	無回答	7	-	14.3	-	-	28.6	57.1	-	-	-	496	
現在の就業形態別	自営業主	52	23.1	30.8	15.4	5.8	7.7	1.9	9.6	5.8	-	327	
	家族従業者	3	-	-	33.3	33.3	-	33.3	-	-	-	400	
	正社員・正職員	272	0.4	3.3	10.3	21.0	19.9	30.5	12.1	2.2	0.4	509	
	派遣・契約社員	12	8.3	8.3	41.7	33.3	-	8.3	-	-	-	292	
	パート・アルバイト	10	30.0	40.0	-	20.0	10.0	-	-	-	-	208	
	臨時・日雇	10	60.0	30.0	-	10.0	-	-	-	-	-	133	
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	-	25.0	25.0	25.0	-	25.0	-	-	-	344	
無回答	1	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	450		
参考	福岡市	484	7.0	8.1	13.8	17.6	13.6	16.7	12.4	7.6	3.1	490	
	久留米市	168	7.7	9.5	16.1	19.0	16.1	17.9	7.7	2.4	3.6	418	
	県(政令市、中核市を除く)	854	7.1	4.9	19.0	22.4	16.7	16.6	8.9	2.2	2.1	426	
	母子家庭	1,231	24.5	18.6	23.0	14.8	5.7	5.1	1.1	0.6	6.6	249	

※平均は「150 万円未満」は 75 万円、「150～200 万円未満」は 175 万円などそれぞれ中間値をとり、「1,000 万円以上」は 1,200 万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

問 17-1 あなたの世帯全員の1年間の収入（児童扶養手当、年金、養育費等も含めて）は、
税込みでどのくらいですか。ただし、生活保護による収入は除きます。（○印は1つ）

世帯全員の年間税込み収入は、「500～700万円未満」が21.1%で最も割合が高く、次いで「300～400万円未満」が17.8%、「400～500万円未満」が15.2%、「700～1,000万円未満」が11.9%で続いている。

前回調査と比べると、150万円未満、200～500万円未満の層では減少し、そのほかでは増加している。年間税込み収入の平均額は470万円であり、前回調査よりも40万円増加している。

図2-49 世帯全員の年間税込み収入

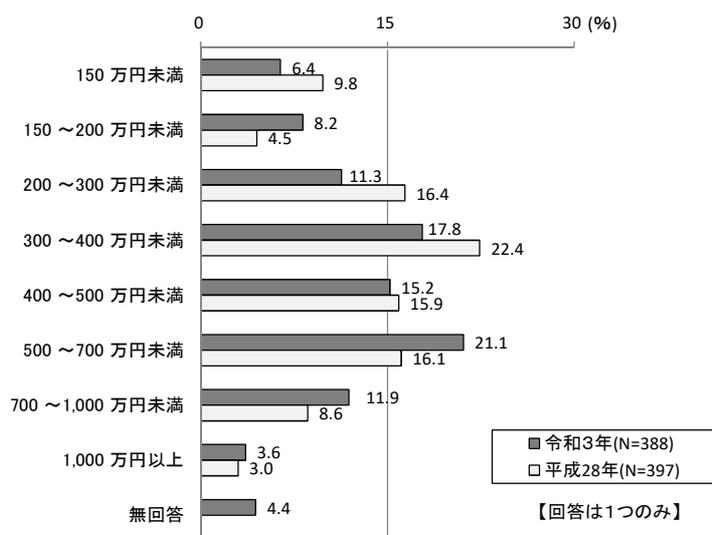


表2-53 世帯全員の年間税込み収入

		標本数	1 5 0 0 万円 未満	2 1 0 0 万円 未満	3 2 0 0 万円 未満	4 3 0 0 万円 未満	5 4 0 0 万円 未満	7 5 0 0 万円 未満	1 7 0 0 万円 未満	1 0 0 0 万円 以上	無 回 答	平均 (万円)	
全体		388	25	32	44	69	59	82	46	14	17	470	
時 系 列	平成28年	397	5.5	4.5	16.4	22.4	15.9	16.1	11.9	8.6	3.0	3.3	430
	平成23年	437	2.5	4.6	16.7	17.6	16.0	17.8	8.5	3.0	3.9	434	
	平成18年	366	5.5	6.3	14.5	19.4	13.9	16.7	10.1	3.8	4.9	445	
	平成13年	322	5.3	7.1	14.9	15.8	16.8	16.5	9.6	5.0	1.6	446	
理 由 別	死別	85	4.7	7.1	5.9	22.4	10.6	23.5	12.9	8.2	4.7	531	
	離婚	271	7.4	8.1	13.7	17.0	16.2	20.7	11.8	1.8	3.3	448	
	その他の生別	25	4.0	12.0	8.0	16.0	20.0	8.0	8.0	8.0	16.0	479	
	無回答	7	-	14.3	-	-	14.3	57.1	14.3	-	-	554	
現 在 の 就 業 形 態 別	自営業主	52	19.2	30.8	13.5	11.5	1.9	1.9	9.6	9.6	1.9	367	
	家族従業者	3	-	-	33.3	33.3	-	33.3	-	-	-	400	
	正社員・正職員	272	0.7	2.6	8.1	19.1	19.9	28.3	15.1	3.3	2.9	535	
	派遣・契約社員	12	16.7	-	33.3	25.0	8.3	8.3	-	-	8.3	295	
	パート・アルバイト	10	30.0	30.0	10.0	10.0	10.0	-	-	-	10.0	200	
	臨時・日雇	10	50.0	10.0	20.0	-	-	-	-	-	20.0	131	
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	-	25.0	25.0	25.0	-	25.0	-	-	-	-	344
無回答	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	600	
参 考	福岡市	484	6.0	6.8	12.0	16.7	15.5	17.1	14.5	9.1	2.3	521	
	久留米市	168	6.5	9.5	16.7	12.5	13.7	22.6	10.7	2.4	5.4	448	
	県(政令市、中核市を除く)	854	4.8	4.6	13.2	21.8	19.1	17.7	11.2	3.4	4.2	469	
	母子家庭	1,231	18.4	18.0	23.2	16.9	6.9	7.1	2.4	1.3	5.9	289	

※平均は「150万円未満」は75万円、「150～200万円未満」は175万円などそれぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

(4) 課税状況

問 18 あなたの所得に所得税や市町村民税はかかっていますか。(○印はそれぞれ1つ)

回答者本人の所得への所得税や市町村民税の課税状況は、所得税については「かかっている」が83.5%、「かかっていない」が15.2%となっている。市町村民税は、「かかっている」が79.6%、「かかっていない」が15.2%である。前回調査に比べて、所得税、市町村民税ともに「かかっている」がやや増加している。
経年でみても、大きな差はみられない。

図 2-50 課税状況

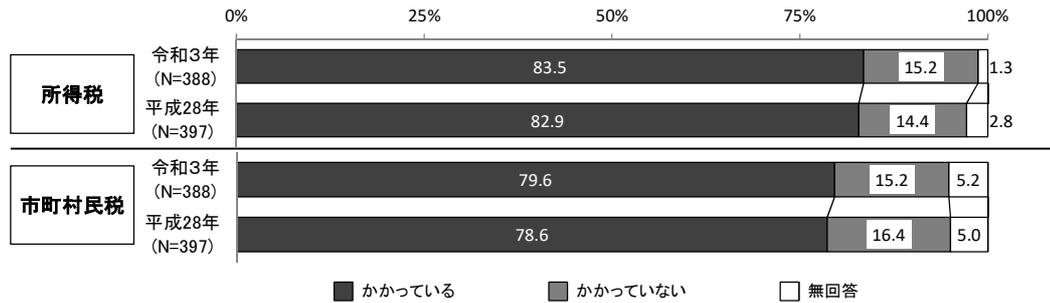


表 2-54 課税状況

		標本数	ア. 所得税			イ. 市町村民税		
			かかっている	かかっていない	無回答	かかっている	かかっていない	無回答
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
全体		388	324	59	5	309	59	20
		100.0	83.5	15.2	1.3	79.6	15.2	5.2
時系列	平成28年	397	82.9	14.4	2.8	78.6	16.4	5.0
	平成23年	437	80.1	16.2	3.7	79.6	14.0	6.4
	平成18年	366	82.0	15.3	2.7	78.1	15.3	6.6
	平成13年	322	79.2	16.5	4.3	78.9	14.9	6.2
参考	福岡市	484	82.4	15.3	2.3	78.5	17.6	3.9
	久留米市	168	81.5	17.3	1.2	81.5	14.9	3.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	86.3	10.9	2.8	83.3	11.6	5.2
	母子家庭	1,231	65.3	29.2	5.5	54.5	37.7	7.8

(5) 家計の状態

問 19 あなたの家計の状態は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

家計の状態についてみると、「十分やっていける」が 9.8%、「だいたいやっていける」が 30.9%で、両方合わせた『やっていける』とする割合は4割強(40.7%)である。一方、「時々赤字になる」「とても足りない」を合わせた『やっっていけない』の割合は6割弱(59.2%)である。

前回調査と比べると、『やっていける』が 5.5 ポイント増加し、『やっっていけない』が 4.0 ポイント減少している。

父子家庭になった理由別では、離婚、その他の生別では『やっっていける』の割合が、死別に比べ低くなっている。

現在の仕事の有無別では、仕事を持っていない人では「とても足りない」が 50.0%を占めている。

現在の就業形態別でみると、派遣・契約社員やパート・アルバイト、臨時・日雇では、『やっっていけない』と回答している人の割合が、他に比べ高くなっている。

世帯年収別でみると、400万円未満の世帯では「時々赤字になる」と「とても足りない」が合計で7割を超えている。

図 2-51 家計の状態

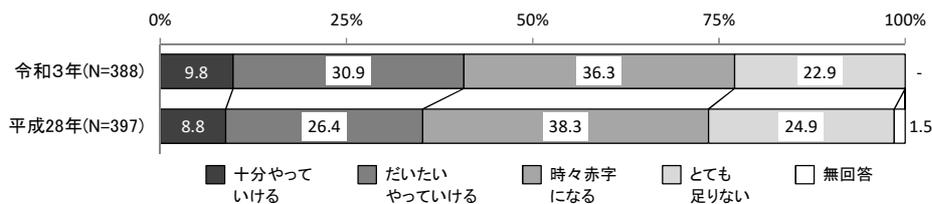


表2-55 家計の状態

			(%)				
		標本数	十分や つていける	だいた いやつていける	時々赤 字になる	ととも も足りない	無回 答
全 体		388 100.0	38 9.8	120 30.9	141 36.3	89 22.9	- -
時系列	平成28年	397	8.8	26.4	38.3	24.9	1.5
	平成23年	437	7.3	24.7	35.0	30.7	2.3
	平成18年	366	7.7	27.9	31.1	32.8	0.5
	平成13年	322	9.0	23.0	28.9	37.6	1.6
理由別	死別	85	15.3	31.8	34.1	18.8	-
	離婚	271	8.9	29.9	37.6	23.6	-
	その他の生別	25	4.0	28.0	32.0	36.0	-
	無回答	7	-	71.4	28.6	-	-
別事現 在の有 の無仕	持っている	364	10.4	31.3	37.1	21.2	-
	持っていない	24	-	25.0	25.0	50.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
現在の 就業形 態別	自営業主	52	7.7	32.7	30.8	28.8	-
	家族従業者	3	33.3	-	33.3	33.3	-
	正社員・正職員	272	11.8	34.2	37.1	16.9	-
	派遣・契約社員	12	-	16.7	25.0	58.3	-
	パート・アルバイト	10	-	-	60.0	40.0	-
	臨時・日雇	10	-	-	60.0	40.0	-
	内職	-	-	-	-	-	-
	その他	4	-	50.0	50.0	-	-
無回答	1	100.0	-	-	-	-	
世帯年 収別	150万円未満	25	-	8.0	40.0	52.0	-
	150～200万円未満	32	-	21.9	34.4	43.8	-
	200～300万円未満	44	-	20.5	43.2	36.4	-
	300～400万円未満	69	1.4	17.4	46.4	34.8	-
	400～500万円未満	59	1.7	40.7	44.1	13.6	-
	500～700万円未満	82	19.5	39.0	34.1	7.3	-
	700～1,000万円未満	46	23.9	50.0	21.7	4.3	-
	1,000万円以上	14	64.3	35.7	-	-	-
無回答	17	-	35.3	29.4	35.3	-	
参考	福岡市	484	11.2	31.2	32.4	24.4	0.8
	久留米市	168	9.5	26.8	37.5	26.2	-
	県(政令市、中核市を除く)	854	7.6	31.6	36.9	23.3	0.6
	母子家庭	1,231	5.7	24.9	40.1	27.9	1.4

(6) 現在不足している費用

問 20 あなたにとって、いま現在、不足している費用はありますか。(○印は3つまで)

現在不足している費用は、「子どもの就学、通学のための費用」が 47.9%で最も割合が高く、次に「日常の生活費」が 41.0%で、この2項目の割合が特に高くなっている。経年でみると「子どもの就学、通学のための費用」は増加傾向にある。

年齢別にみると、34歳以下の年齢層で「日常の生活費」の割合が特に高くなっている。

父子家庭になってからの経過年数別にみると、10年以上の各層で「子どもの就学、通学のための費用」の割合が、他に比べ高くなっている

現在の就業形態別にみると、派遣・契約社員、パート・アルバイト、臨時・日雇では、「日常の生活費」の割合が他に比べ高くなっている。

図 2-52 現在不足している費用 [複数回答]

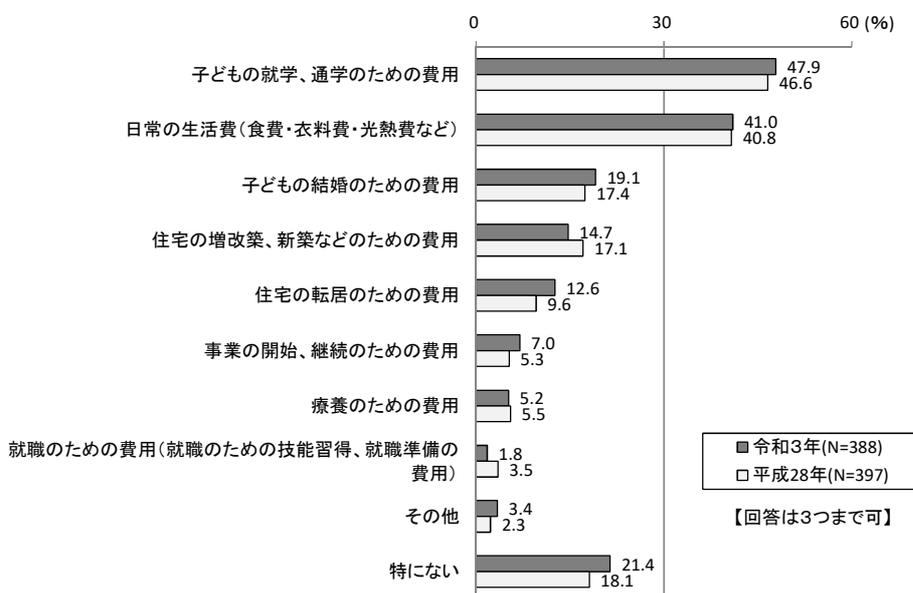


表2-56 現在不足している費用〔複数回答〕

													(%)
		標本数	料日常の生活費（食費・衣	準の就職のための技能習得、就職	の費用	療養のための費用	め子どもの就学、通学のため	用子どもの結婚のための費用	の住宅の増改築、新築など	住宅の転居のための費用	その他	特にな	無回答
全体		388 100.0	159 41.0	7 1.8	27 7.0	20 5.2	186 47.9	74 19.1	57 14.7	49 12.6	13 3.4	83 21.4	7 1.8
時系列	平成28年	397	40.8	3.5	5.3	5.5	46.6	17.4	17.1	9.6	2.3	18.1	3.5
	平成23年	437	41.9	5.7	8.0	7.8	41.9	19.9	16.0	11.4	4.6	18.5	3.0
	平成18年	366	42.9	4.9	7.7	7.7	42.6	16.7	18.0	13.9	3.6	14.2	3.8
	平成13年	322	47.2	5.3	7.8	6.8	38.5	12.1	18.0	13.7	4.7	17.7	4.7
年齢別	29歳以下	14	50.0	-	14.3	-	7.1	14.3	-	14.3	-	21.4	-
	30～34歳	21	57.1	-	9.5	4.8	33.3	19.0	14.3	23.8	4.8	14.3	-
	35～39歳	41	48.8	7.3	2.4	-	41.5	22.0	12.2	4.9	7.3	24.4	2.4
	40～44歳	77	41.6	1.3	11.7	5.2	51.9	18.2	16.9	19.5	-	14.3	3.9
	45～49歳	95	40.0	2.1	5.3	5.3	47.4	18.9	10.5	11.6	3.2	26.3	1.1
	50歳以上	132	34.8	0.8	6.1	6.8	54.5	18.2	18.9	9.1	4.5	22.7	0.8
	無回答	8	50.0	-	-	12.5	50.0	37.5	12.5	25.0	-	12.5	12.5
経過年数別	1年未満	35	34.3	5.7	2.9	5.7	42.9	17.1	14.3	5.7	5.7	28.6	-
	1～2年未満	47	44.7	2.1	2.1	8.5	42.6	19.1	17.0	10.6	6.4	21.3	2.1
	2～3年未満	32	40.6	3.1	3.1	12.5	43.8	15.6	9.4	12.5	3.1	18.8	3.1
	3～4年未満	35	37.1	5.7	8.6	2.9	37.1	20.0	11.4	8.6	2.9	25.7	2.9
	4～5年未満	43	39.5	-	9.3	2.3	51.2	18.6	11.6	14.0	-	20.9	4.7
	5～10年未満	110	46.4	0.9	13.6	1.8	47.3	20.9	11.8	19.1	2.7	20.9	0.9
	10～15年未満	57	36.8	-	1.8	8.8	54.4	19.3	24.6	8.8	1.8	19.3	1.8
	15年以上	24	41.7	-	4.2	4.2	66.7	12.5	20.8	8.3	8.3	12.5	-
無回答	5	20.0	-	-	-	60.0	40.0	-	20.0	-	40.0	-	
現在の就業形態別	自営業主	52	38.5	-	38.5	-	36.5	19.2	11.5	9.6	3.8	15.4	1.9
	家族従業者	3	33.3	-	-	-	33.3	-	33.3	-	-	33.3	-
	正社員・正職員	272	37.1	2.2	1.8	5.5	49.3	19.9	16.2	11.8	2.9	25.7	1.1
	派遣・契約社員	12	58.3	-	-	8.3	58.3	25.0	33.3	33.3	-	-	-
	パート・アルバイト	10	60.0	-	-	-	50.0	20.0	-	10.0	-	10.0	-
	臨時・日雇	10	60.0	10.0	10.0	20.0	70.0	30.0	10.0	10.0	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	50.0	-	-	-	25.0	-	25.0	-	25.0	25.0	-
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
参考	福岡市	484	34.9	3.3	6.8	3.7	47.7	20.5	11.8	11.0	5.2	22.3	1.9
	久留米市	168	42.3	7.7	4.2	7.1	50.0	19.0	17.3	12.5	4.2	17.3	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	44.3	4.4	5.5	4.6	47.3	21.3	15.9	7.7	4.8	19.2	1.5
	母子家庭	1,231	47.8	9.6	3.9	7.2	44.1	16.5	8.8	18.4	6.3	15.2	2.2

問 20-1 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りず、家族が必要とする食料や衣類が買えないことがありましたか。(〇印は1つ)
ただし、嗜好品、高価な衣類、貴金属・宝飾品は含みません。

過去1年間に、お金が足りず、家族が必要とする食料や衣類が買えない経験については、食料、衣類ではいずれも「全くなかった」の割合が最も高くなっている。一方で、「よくあった」「時々あった」を合わせた『あった』は、食料が19.6%、衣類が24.8%の回答があった。
現在の就業形態別では、臨時・日雇、派遣・契約社員などでは『あった』の割合が、他に比べ高くなっている。

図 2-53 過去1年の間に食料・衣類を買えない経験

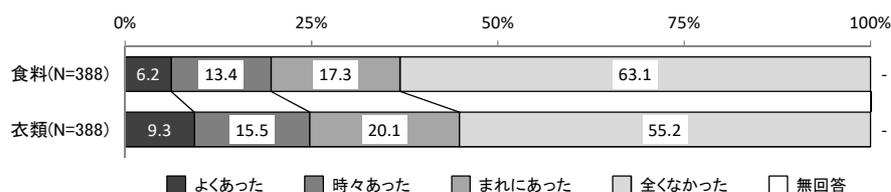


表 2-57 過去1年の間に食料・衣類を買えない経験

		(%)										
		標本数	食料					衣類				
			よくあった	時々あった	まれにあった	全くなかった	無回答	よくあった	時々あった	まれにあった	全くなかった	無回答
全体		388	24	52	67	245	-	36	60	78	214	-
		100.0	6.2	13.4	17.3	63.1	-	9.3	15.5	20.1	55.2	-
現在の就業形態別	自営業主	52	15.4	13.5	15.4	55.8	-	15.4	17.3	19.2	48.1	-
	家族従業者	3	-	-	33.3	66.7	-	-	-	33.3	66.7	-
	正社員・正職員	272	2.6	12.1	16.9	68.4	-	5.9	13.2	20.2	60.7	-
	派遣・契約社員	12	16.7	16.7	8.3	58.3	-	25.0	25.0	8.3	41.7	-
	パート・アルバイト	10	10.0	10.0	30.0	50.0	-	10.0	20.0	30.0	40.0	-
	臨時・日雇	10	10.0	30.0	30.0	30.0	-	30.0	30.0	30.0	10.0	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	-	25.0	-	75.0	-	-	25.0	-	75.0	-
	無回答	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-
参考	福岡市	484	4.8	13.0	17.4	63.6	1.2	7.4	14.3	21.3	55.4	1.7
	久留米市	168	4.8	17.9	16.1	61.3	-	6.5	20.2	22.0	50.6	0.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	7.1	13.8	18.9	59.5	0.7	9.3	15.7	22.7	51.9	0.5
	母子家庭	1,231	8.7	14.6	19.0	56.6	1.1	13.2	14.5	21.2	49.7	1.3

問 20-2 あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で、電気、ガス、水道の料金が払えないことがありましたか。(○印は1つ)

過去1年の間に、経済的な理由で、電気、ガス、水道の料金が払えない経験については、いずれも「なかった」の割合が7割前後を占め、「あった」の割合は1割未満であった。

図 2-54 過去1年の間に光熱費を払えない経験

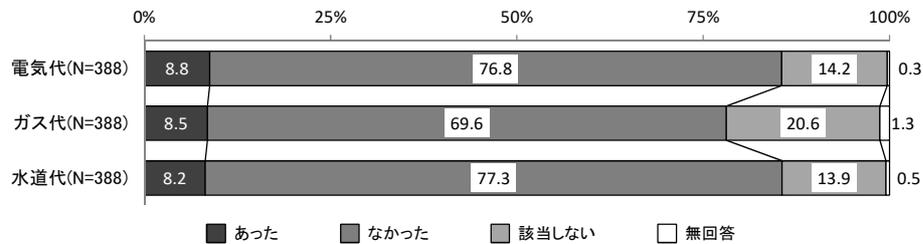


表 2-58 過去1年の間に光熱費を払えない経験

(%)

	標本数	電気代				ガス代				水道代				
		あった	なかった	該当しない	無回答	あった	なかった	該当しない	無回答	あった	なかった	該当しない	無回答	
全体	388	34	298	55	1	33	270	80	5	32	300	54	2	
	100.0	8.8	76.8	14.2	0.3	8.5	69.6	20.6	1.3	8.2	77.3	13.9	0.5	
現在の就業形態別	自営業主	52	15.4	71.2	13.5	-	15.4	67.3	17.3	-	15.4	71.2	13.5	-
	家族従業者	3	33.3	33.3	33.3	-	33.3	33.3	33.3	-	33.3	33.3	33.3	-
	正社員・正職員	272	4.0	81.3	14.3	0.4	4.0	72.8	22.1	1.1	4.4	80.9	14.0	0.7
	派遣・契約社員	12	25.0	50.0	25.0	-	16.7	41.7	25.0	16.7	25.0	50.0	25.0	-
	パート・アルバイト	10	20.0	70.0	10.0	-	20.0	60.0	20.0	-	10.0	80.0	10.0	-
	臨時・日雇	10	30.0	60.0	10.0	-	20.0	70.0	10.0	-	10.0	80.0	10.0	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	-	100.0	-	-	-	75.0	25.0	-	-	100.0	-	-
無回答	1	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	
参考	福岡市	484	9.3	76.0	13.6	1.0	9.3	70.9	18.8	1.0	7.9	76.7	14.5	1.0
	久留米市	168	13.1	77.4	8.3	1.2	12.5	69.6	16.1	1.8	10.1	77.4	11.3	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	8.8	79.5	10.2	1.5	7.0	74.2	17.1	1.6	6.9	79.3	12.2	1.6
	母子家庭	1,231	11.2	74.7	13.3	0.8	10.6	72.6	15.9	0.8	10.7	74.9	13.4	1.0

(7) 新型コロナウイルス感染症による影響

問21 新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響はありますか。(〇印は3つまで)

新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響については、「特に影響はない」が45.4%で最も割合が高く、次いで「収入が減った」(38.4%)、「出費が増えた」(18.6%)、「仕事なくなった」(10.3%) などとなっている。

年齢別にみると、34歳以下の年齢層で、「収入が減った」の割合が、他に比べ高くなっている。

現在の就業形態別にみると、臨時・日雇、自営業主では「収入が減った」の割合が、他に比べ高くなっている。

図2-55 新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響 [複数回答]

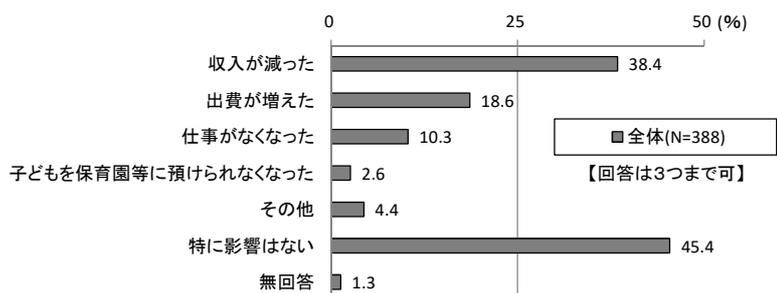


表2-59 新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響 [複数回答]

		標本数	仕事 が な く な っ た	収 入 が 減 っ た	出 費 が 増 え た	預 子 ど も を 保 育 園 等 に 預 け ら れ な く な っ た	そ の 他	特 に 影 響 は な い	無 回 答
全 体		388	10.3	38.4	18.6	2.6	4.4	45.4	1.3
年 齢 別	29歳以下	14	14.3	57.1	-	-	-	35.7	7.1
	30～34歳	21	4.8	52.4	23.8	19.0	9.5	19.0	4.8
	35～39歳	41	7.3	39.0	12.2	-	4.9	51.2	2.4
	40～44歳	77	11.7	40.3	19.5	3.9	5.2	45.5	-
	45～49歳	95	13.7	37.9	22.1	1.1	2.1	45.3	-
	50歳以上	132	9.1	33.3	18.2	0.8	4.5	48.5	1.5
	無回答	8	-	37.5	25.0	12.5	12.5	50.0	-
現 在 の 就 業 形 態 別	自営業主	52	30.8	69.2	15.4	1.9	-	23.1	-
	家族従業者	3	-	66.7	33.3	-	-	33.3	-
	正社員・正職員	272	3.3	31.6	19.1	2.9	4.8	52.2	1.1
	派遣・契約社員	12	8.3	33.3	8.3	-	-	58.3	-
	パート・アルバイト	10	20.0	40.0	10.0	-	10.0	50.0	10.0
	臨時・日雇	10	30.0	100.0	30.0	10.0	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	25.0	25.0	25.0	-	25.0	25.0	-
	無回答	1	-	-	-	-	-	100.0	-
参 考	福岡市	484	7.0	37.0	19.8	2.1	6.0	45.5	1.2
	久留米市	168	7.7	44.0	14.3	-	6.5	41.7	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	7.7	39.6	18.7	2.6	5.6	42.5	2.0
	母子家庭	1,231	9.0	30.5	25.2	6.7	7.7	40.8	1.5

問 22 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、特に困っていることや不安なことはありますか。(〇印は3つまで)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、特に困っていることや不安なことでは、「自身や家族の体調のこと」が38.9%で最も割合が高く、次いで「収入のこと」が38.1%、「子どもの進学のこと」が22.9%で続いており、「特にない」は29.9%であった。

年齢別にみると、34歳以下で「収入のこと」の割合が高く、30～34歳では、「子どもの預かり先のこと」(23.8%)、「自身や家族の体調のこと」(47.6%)の割合が高くなっている。

現在の就業形態別にみると、臨時・日雇、自営業主では「収入のこと」の割合が高くなっている。

図 2-56 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困っていること、不安なこと [複数回答]

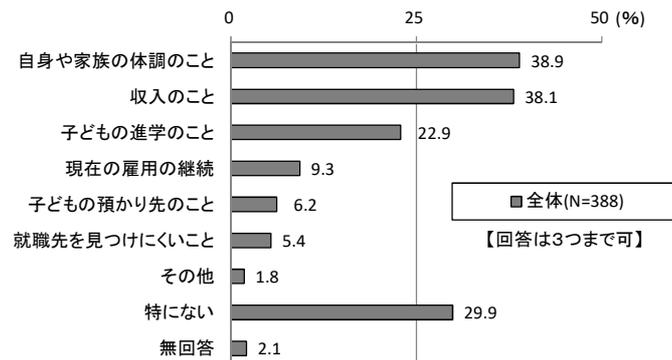


表 2-60 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困っていること、不安なこと [複数回答]

		標本数	収入のこと	現在の雇用の継続	就職先を見つけにくいこと	子どもの預かり先のこと	子どもの進学のこと	自身や家族の体調のこと	その他	特にない	無回答
全体		388	148	36	21	24	89	151	7	116	8
		100.0	38.1	9.3	5.4	6.2	22.9	38.9	1.8	29.9	2.1
年齢別	29歳以下	14	57.1	-	7.1	7.1	-	7.1	-	35.7	7.1
	30～34歳	21	71.4	4.8	4.8	23.8	23.8	47.6	-	14.3	-
	35～39歳	41	36.6	7.3	7.3	9.8	14.6	29.3	-	34.1	4.9
	40～44歳	77	39.0	6.5	2.6	5.2	28.6	37.7	2.6	29.9	1.3
	45～49歳	95	36.8	15.8	5.3	6.3	23.2	43.2	1.1	28.4	-
	50歳以上	132	31.8	7.6	6.8	2.3	23.5	41.7	3.0	31.8	3.0
	無回答	8	37.5	25.0	-	12.5	37.5	37.5	-	25.0	-
現在の就業形態別	自営業主	52	65.4	5.8	-	-	26.9	38.5	1.9	15.4	1.9
	家族従業者	3	66.7	-	-	-	-	33.3	-	33.3	-
	正社員・正職員	272	30.9	9.6	2.9	7.7	23.2	38.2	1.8	34.6	1.1
	派遣・契約社員	12	41.7	25.0	16.7	-	16.7	41.7	-	41.7	-
	パート・アルバイト	10	40.0	10.0	10.0	10.0	20.0	30.0	-	30.0	10.0
	臨時・日雇	10	90.0	20.0	10.0	-	20.0	40.0	-	10.0	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	-	25.0	-	-	-	75.0	25.0	25.0	-
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	
参考	福岡市	484	34.9	11.0	5.2	6.2	21.7	33.1	1.4	34.5	2.1
	久留米市	168	41.7	12.5	8.3	7.1	23.8	32.7	3.0	25.6	3.0
	県(政令市、中核市を除く)	854	39.7	9.5	5.0	6.4	24.8	32.7	2.3	28.2	2.6
	母子家庭	1,231	35.8	10.6	11.9	10.2	17.5	39.8	2.3	28.4	1.5

7. 健康状態

(1) 父親の健康状態

問 23 あなたの健康状態は、いかがですか。(〇印は 1 つ)

父親の健康状態については、「健康」が 34.0%、「おおむね健康」が 50.5%で、8割以上が『健康』と回答しており、「病気がち」8.5%、「病気」6.4%で、健康状態がよくないとする人は2割未満であった。

年齢別にみると、「健康」の割合は若い年齢層で高い傾向にある。

現在の仕事の有無別では、仕事を持っている人で『健康』(87.1%)の割合が高い。一方、持っていない人では「病気がち」(37.5%)の割合が高くなっている。

図 2-57 父親の健康状態

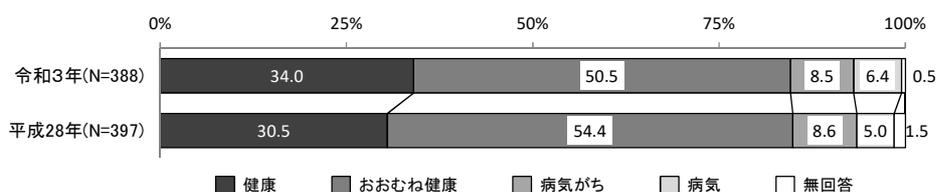


表 2-61 父親の健康状態

		標本数	健康	おおむね健康	病気がち	病気	無回答
全体		388	34.0	50.5	8.5	6.4	0.5
時系列	平成28年	397	30.5	54.4	8.6	5.0	1.5
	平成23年	437	33.9	52.9	7.1	4.8	1.4
	平成18年	366	29.0	60.1	5.5	5.2	0.3
	平成13年	322	27.6	56.5	8.1	6.5	1.2
年齢別	29歳以下	14	64.3	35.7	-	-	-
	30~34歳	21	52.4	33.3	9.5	4.8	-
	35~39歳	41	31.7	65.9	-	-	2.4
	40~44歳	77	41.6	45.5	9.1	3.9	-
	45~49歳	95	27.4	54.7	8.4	9.5	-
	50歳以上	132	30.3	50.0	11.4	7.6	0.8
	無回答	8	12.5	50.0	12.5	25.0	-
別事現在の有無	持っている	364	34.9	52.2	8.0	4.4	0.5
	持っていない	24	20.8	25.0	16.7	37.5	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
参考	福岡市	484	34.7	49.2	9.7	5.6	0.8
	久留米市	168	29.8	49.4	10.1	9.5	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	31.3	52.9	9.3	5.2	1.4
	母子家庭	1,231	34.4	43.0	13.6	8.0	1.1

(2) 父親が病気の時の本人の身の回りの世話

問 24 もしも、あなたが重い病気にかかったり、入院した場合、あなたの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(〇印は 1 つ)

父親が重い病気にかかったりした場合の父親の身の回りの世話は、「子どもや家族」が39.2%、「実家や親せきの人」が30.4%で、家族・親族が中心である。また、「世話をしてくれる人がいない」は22.9%となっている。

前回調査と比べると、「子どもや家族」が減少し、「世話をしてくれる人がいない」が増加している。

図 2-58 父親が病気の時の本人の身の回りの世話

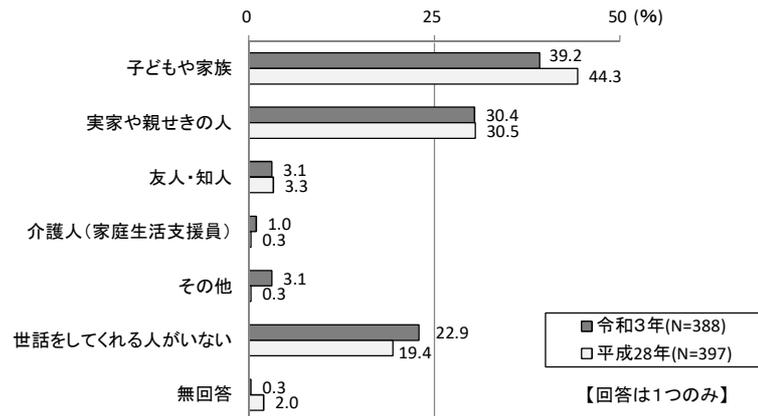


表 2-62 父親が病気の時の本人の身の回りの世話

		標本数	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	介護人(家庭生活支援員)	その他	世話をしてくれる人がいない	無回答
全体		388	152	118	12	4	12	89	1
		100.0	39.2	30.4	3.1	1.0	3.1	22.9	0.3
時系列	平成28年	397	44.3	30.5	3.3	0.3	0.3	19.4	2.0
	平成23年	437	44.9	28.6	1.6	0.7	3.0	19.0	2.3
	平成18年	366	56.8	18.9	2.5	1.6	0.3	19.7	0.3
	平成13年	322	46.6	23.3	2.5	1.9	0.3	23.6	1.9
同居家族別	父子のみ	172	29.7	32.6	2.9	0.6	2.9	31.4	-
	20歳以上の子ども	31	71.0	9.7	-	-	6.5	12.9	-
	父	62	61.3	25.8	1.6	3.2	4.8	3.2	-
	母	95	63.2	25.3	1.1	1.1	3.2	5.3	1.1
	その他	50	46.0	30.0	4.0	2.0	8.0	10.0	-
	無回答	60	13.3	43.3	6.7	-	-	36.7	-
参考	福岡市	484	38.2	26.7	2.1	0.4	2.7	28.7	1.2
	久留米市	168	44.6	22.6	3.6	-	1.8	26.2	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	44.4	30.1	1.4	0.5	2.0	20.4	1.3
	母子家庭	1,231	39.6	39.6	1.7	0.2	0.6	17.3	1.0

(3) 子どもが病気の時の身の回りの世話

問 25 また、あなたのお子さんが重い病気にかかったり、入院した場合、お子さんの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(○印は1つ)

子どもが重い病気にかかったりした場合の子どもの身の回りの世話は、「自分本人」が75.0%と割合が高く、ほとんど父親が身の回りの世話をしている。

前回調査と比べると、「実家や親せきの人」「子どもや家族」が減少し、「自分本人」が増加している。

図 2-59 子どもが病気の時の身の回りの世話

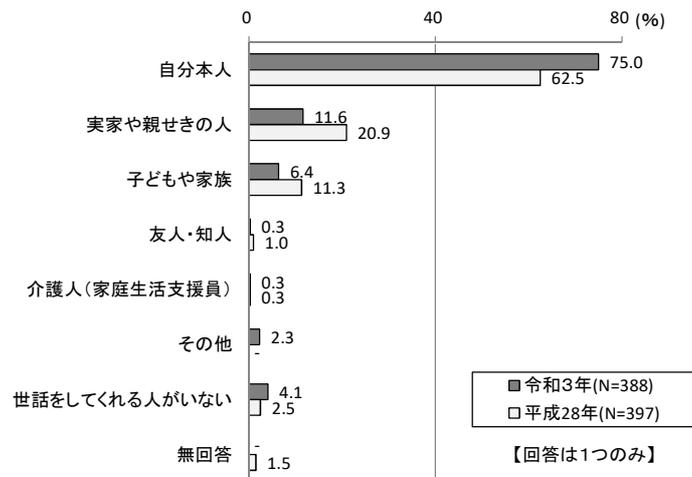


表 2-63 子どもが病気の時の身の回りの世話

		標本数	自分本人	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	介護人(家庭生活支援員)	その他	世話をしてくれる人がいない	無回答
全体		388	291	25	45	1	1	9	16	-
		100.0	75.0	6.4	11.6	0.3	0.3	2.3	4.1	-
時系列	平成28年	397	62.5	11.3	20.9	1.0	0.3	-	2.5	1.5
	平成23年	437	57.7	15.3	18.8	0.5	0.2	2.5	3.4	1.6
	平成18年	366	55.5	22.1	15.3	0.5	1.1	0.5	4.4	0.5
	平成13年	322	55.3	16.8	18.3	0.3	0.6	0.9	6.5	1.2
参考	福岡市	484	76.7	7.0	9.1	0.4	0.4	1.7	3.9	0.8
	久留米市	168	78.0	7.1	8.9	-	0.6	1.2	3.0	1.2
	県(政令市、中核市を除く)	854	71.5	9.3	12.9	0.4	0.1	1.2	3.4	1.3
	母子家庭	1,231	89.9	2.3	5.3	0.1	-	0.2	1.2	1.0

(4) 医療保険

問 26 あなたの医療保険（健康保険証）は、次の中のどれにあてはまりますか。

(○印は1つ)

回答者の医療保険は、「社会保険など（会社の健康保険）」が74.2%で最も割合が高く、「国民健康保険」が21.6%、「医療扶助（生活保護）」が2.6%となっている。

現在の仕事の有無別にみると、仕事を持っている人では「社会保険など（会社の健康保険）」が78.3%で最も割合が高く、持っていない人では「国民健康保険」が50.0%で最も高い。

現在の就業形態別にみると、正社員・正職員、派遣・契約社員では「社会保険など（会社の健康保険）」、自営業主、臨時・日雇では「国民健康保険」が高い割合を占めている。

図 2-60 医療保険

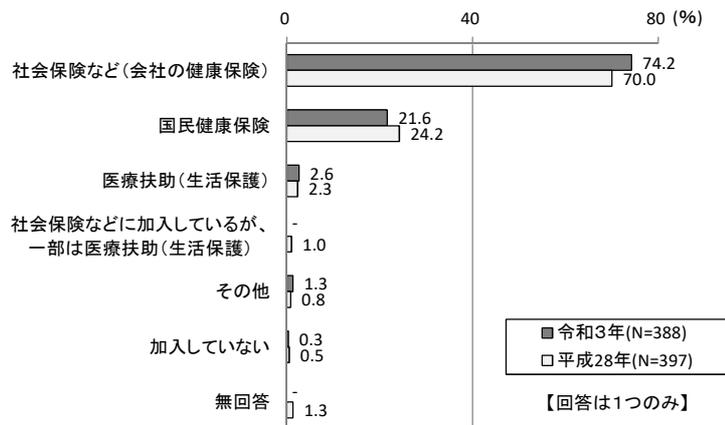


表 2-64 医療保険

		標本数	国民健康保険	社会健康保険など(会社の健康保険)	扶いて社会保険など(生活保護)	医療扶助(生活保護)	その他	加入していない	無回答
全体		388	84	288	-	10	5	1	-
		100.0	21.6	74.2	-	2.6	1.3	0.3	-
時系列	平成28年	397	24.2	70.0	1.0	2.3	0.8	0.5	1.3
	平成23年	437	24.3	68.2	1.4	1.8	0.9	0.7	2.7
	平成18年	366	25.7	67.5	0.3	0.5	0.3	3.3	2.5
	平成13年	322	30.4	62.4	1.6	0.6	1.9	2.2	0.9
別事現在の有無	持っている	364	19.8	78.3	-	0.5	1.4	-	-
	持っていない	24	50.0	12.5	-	33.3	-	4.2	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
現在の就業形態別	自営業主	52	80.8	19.2	-	-	-	-	-
	家族従業者	3	33.3	66.7	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	272	5.5	92.6	-	-	1.8	-	-
	派遣・契約社員	12	16.7	75.0	-	8.3	-	-	-
	パート・アルバイト	10	30.0	60.0	-	10.0	-	-	-
	臨時・日雇	10	90.0	10.0	-	-	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	-	100.0	-	-	-	-	-
無回答	1	-	100.0	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	484	21.1	73.1	1.0	2.9	0.8	0.2	0.8
	久留米市	168	17.9	76.2	-	1.8	2.4	1.2	0.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	18.1	76.8	0.2	1.4	1.3	0.5	1.6
	母子家庭	1,231	29.4	64.3	0.3	3.7	1.0	0.5	0.8

8. 子どもの状況

(1) 子どもと一緒に過ごす時間

問 27 あなたは、お子さんと一緒に楽しく過ごす時間がどのくらい取れていますか。仕事をしている日、仕事は休みの日それぞれについて、あてはまるものを選んでください。
(○印はそれぞれ1つずつ)

子どもと一緒に過ごす時間については、仕事をしている日の場合、「十分取れている」が8.0%、「まあ取れている」が28.6%で、時間が『取れている』とする人は全体の約4割であった。「あまり取れていない」は46.9%、「まったく取れていない」は14.7%で、『取れていない』とする人は6割を超えている。

前回調査と比べると、仕事をしている日の場合、『取れている』の割合が減少している。

仕事は休みの日の場合、「十分取れている」が26.5%、「まあ取れている」が44.8%で、7割は『取れている』と回答している。「あまり取れていない」は22.2%、「まったく取れていない」は3.9%で、『取れていない』人は2割ほどみられる。

図 2-61 子どもと一緒に過ごす時間

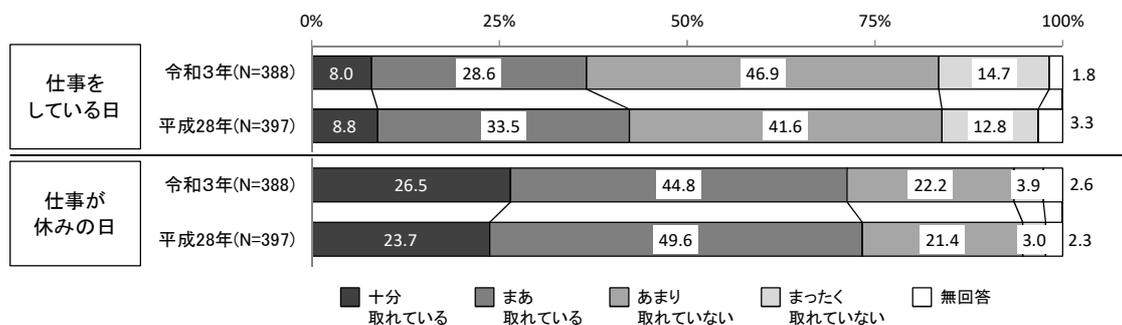


表2-65 子どもと一緒に過ごす時間

(%)

	標本数	ア. 仕事をしている日					イ. 仕事が休みの日					
		十分取れている	まあ取れている	あまり取れていない	まったく取れていない	無回答	十分取れている	まあ取れている	あまり取れていない	まったく取れていない	無回答	
全体	388 100.0	31 8.0	111 28.6	182 46.9	57 14.7	7 1.8	103 26.5	174 44.8	86 22.2	15 3.9	10 2.6	
時系列	平成28年	397	8.8	33.5	41.6	12.8	3.3	23.7	49.6	21.4	3.0	2.3
	平成23年	437	5.7	29.3	42.1	18.8	4.1	18.8	44.2	30.4	3.9	2.7
	平成18年	366	3.3	22.7	47.8	17.5	8.7	17.5	41.5	33.3	3.8	3.8
	平成13年	322	5.6	25.2	47.2	18.6	3.4	16.8	41.9	33.9	3.1	4.3
別事 の 有 無 仕	持っている	364	6.9	29.1	48.1	15.7	0.3	26.4	45.6	22.5	4.1	1.4
	持っていない	24	25.0	20.8	29.2	-	25.0	29.2	33.3	16.7	-	20.8
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現 在 の 就 業 形 態 別	自営業主	52	11.5	30.8	50.0	7.7	-	30.8	48.1	21.2	-	-
	家族従業者	3	-	33.3	66.7	-	-	-	66.7	33.3	-	-
	正社員・正職員	272	5.9	27.6	49.3	16.9	0.4	25.4	46.7	21.7	4.4	1.8
	派遣・契約社員	12	-	50.0	33.3	16.7	-	25.0	33.3	25.0	16.7	-
	パート・アルバイト	10	10.0	30.0	40.0	20.0	-	30.0	40.0	20.0	10.0	-
	臨時・日雇	10	10.0	30.0	40.0	20.0	-	30.0	30.0	40.0	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	-	50.0	25.0	25.0	-	25.0	25.0	50.0	-	-
無回答	1	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	
の な ひ 子 有 と 無 時 り も 別 間 に が	はい(ある)	129	4.7	27.9	54.3	12.4	0.8	24.8	52.7	18.6	1.6	2.3
	いいえ(ない)	60	10.0	26.7	51.7	6.7	5.0	40.0	43.3	13.3	-	3.3
	無回答	9	11.1	11.1	66.7	-	11.1	44.4	33.3	11.1	-	11.1
参 考	福岡市	484	7.2	28.7	44.4	16.5	3.1	24.4	47.1	22.5	5.0	1.0
	久留米市	168	7.1	35.1	40.5	14.3	3.0	22.6	53.6	19.6	1.8	2.4
	県(政令市、中核市を除く)	854	7.4	29.3	44.1	15.6	3.6	22.1	46.6	24.1	3.7	3.4
	母子家庭	1,231	7.5	30.2	42.9	12.9	6.5	28.1	47.6	17.5	2.2	4.6

(2) 子どもについての悩み

問 28 あなたは、お子さんを育てることについて何か悩み（不安なこと、負担に感じることなど）を持っていますか。（〇印は3つまで）

子育てについて不安や負担に感じることは、「教育」が 37.9%で最も割合が高く、次いで「進学」(37.1%)、「しつけ」(27.8%)、「食事・栄養」(21.6%)、「就職」(20.1%)、「病気」(17.8%)、「友人関係」(15.5%)が続いており、教育関係に関する悩みが高くなっている。

前回調査と比べて、「病気」「友人関係」が増加している。

子どもの状況別にみると、未就学児では「育児」「しつけ」、中学生、高校生では「進学」の割合が、他に比べ高くなっている。

図 2-62 子どもについての悩み〔複数回答〕

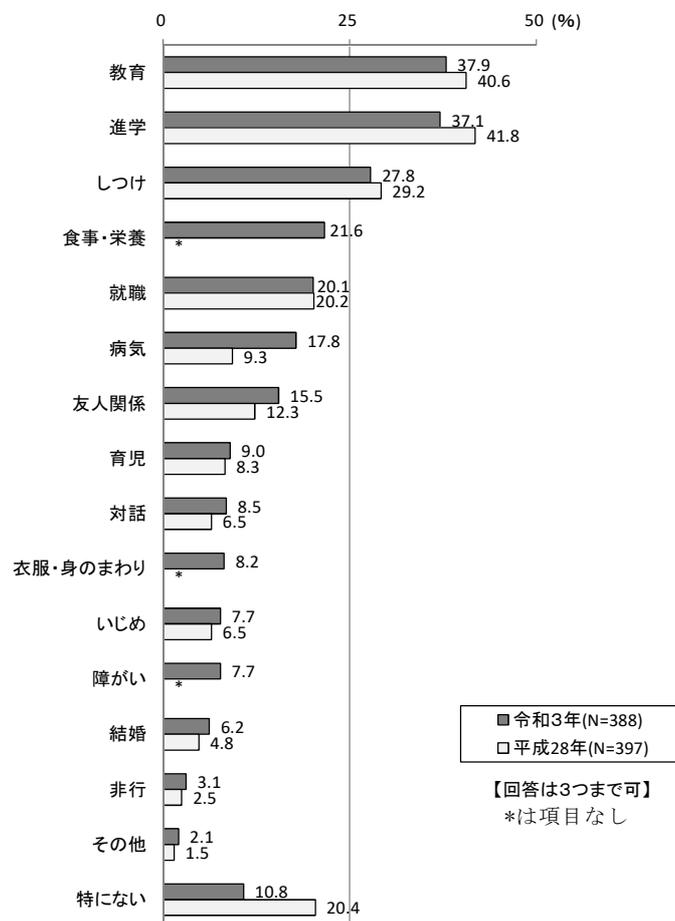


表2-66 子どもについての悩み〔複数回答〕

																	(%)			
		育児	しつけ	教育	進学	就職	結婚	病気	対話	友人関係	非行	いじめ	食事・栄養	衣服・身のまわり	障がい	その他	特にない	無回答		
		標本数																		
全体		388 100.0	35 9.0	108 27.8	147 37.9	144 37.1	78 20.1	24 6.2	69 17.8	33 8.5	60 15.5	12 3.1	30 7.7	84 21.6	32 8.2	30 7.7	8 2.1	42 10.8	-	
時系列	平成28年	397	8.3	29.2	40.6	41.8	20.2	4.8	9.3	6.5	12.3	2.5	6.5	1.5	20.4	1.5	
	平成23年	437	8.9	32.5	46.5	38.7	22.4	5.3	10.5	8.5	12.1	5.0	5.5	3.0	13.5	2.3	
	平成18年	366	7.7	37.4	41.0	29.0	20.5	7.1	15.3	9.8	15.3	6.0	9.6	0.8	15.0	1.4	
	平成13年	322	7.1	32.9	41.0	36.6	24.5	7.8	16.8	9.9	12.7	9.3	6.8	0.9	12.7	0.6	
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	3	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66.7	-
	認可保育所・園	34	32.4	44.1	52.9	8.8	-	-	9	2.9	20.6	2.9	14.7	11.8	5.9	5.9	2.9	11.8	-	
	認可外保育施設	1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	9	22.2	55.6	44.4	11.1	-	11.1	22	11.1	-	-	22.2	44.4	-	-	-	11.1	-	
	認定こども園	5	20.0	60.0	20.0	20.0	-	-	80	-	20.0	20.0	40.0	-	-	-	-	-	-	
	小学生	118	14.4	35.6	48.3	29.7	2.5	1.7	17	4.2	16.1	4.2	18.6	26.3	9.3	8.5	2.5	8.5	-	
	中学生	89	5.6	28.1	53.9	64.0	16.9	1.1	14	11.2	13.5	4.5	2.2	20.2	6.7	11.2	1.1	5.6	-	
	高校生	116	2.6	25.0	33.6	55.2	32.8	9.5	16	7.8	16.4	2.6	2.6	19.8	8.6	3.4	1.7	8.6	-	
	高等専門学校生	8	-	12.5	50.0	25.0	25.0	-	25	25.0	12.5	-	-	12.5	25.0	12.5	-	-	-	
	短大生	4	-	-	25.0	25.0	25.0	-	25	25.0	25.0	-	-	50.0	-	25.0	-	-	-	
	大学生	27	3.7	18.5	25.9	37.0	29.6	14.8	7	3.7	29.6	-	3.7	18.5	7.4	3.7	7.4	22.2	-	
	専修学校・各種学校生	15	-	6.7	13.3	13.3	33.3	6.7	13	20.0	20.0	6.7	-	20.0	13.3	20.0	-	33.3	-	
	就労	17	11.8	17.6	17.6	17.6	29.4	5.9	18	11.8	5.9	5.9	11.8	35.3	23.5	5.9	-	11.8	-	
	無職	9	-	22.2	11.1	-	66.7	11.1	22	22.2	11.1	22.2	-	11.1	-	22.2	-	11.1	-	
その他	2	-	-	-	-	50.0	-	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-	50.0	-		
無回答	29	6.9	24.1	48.3	37.9	27.6	13.8	24	-	17.2	3.4	3.4	27.6	10.3	3.4	-	6.9	-		
参考	福岡市	321	14.3	34.3	56.7	48.0	13.7	5.0	18.7	8.7	13.1	3.4	5.3	25.2	7.2	8.1	2.8	0.3	-	
	久留米市	168	7.1	20.2	34.5	35.7	21.4	6.5	25.0	5.4	12.5	2.4	7.7	23.8	11.9	8.3	1.8	10.1	0.6	
	県(政令市、中核市を除く)	854	7.7	27.9	36.3	41.7	21.5	6.2	18.4	6.6	14.2	3.3	5.9	21.0	8.3	6.7	1.8	10.7	1.5	
	父子家庭	1,231	10.6	22.4	33.0	38.6	17.2	4.1	17.7	7.3	17.8	2.0	5.8	16.9	4.3	7.0	2.8	14.6	1.8	

(3) 未就学児の世話

問 29-1 【小学校入学前のお子さんがある方に】あなたが仕事などで家を空けている時、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。(〇印は1つ)

小学校入学前の子どもがいる人で、仕事などでの不在の場合の子どもの世話については、「認可保育所（保育園）」が52.0%、「幼稚園」「認定こども園」がいずれも12.0%となっている。

同居家族別にみると、父子のみの世帯の場合、「認可保育所（保育園）」(55.6%)の割合が高くなっており、父や母が同居する世帯では「実家や親せきの人」(いずれも25.0%)の割合が高くなっている。

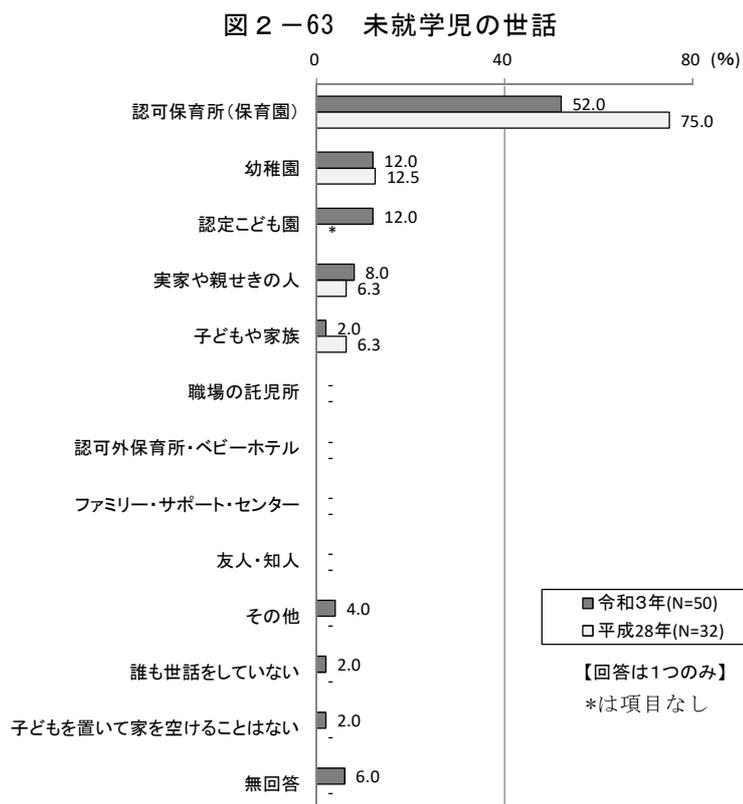


表 2-67 未就学児の世話

															(%)
		標本数	認可保育所 (保育園)	幼稚園	認定こども園	職場の託児所	認可外保育所・ベビーホテル	ファミリー・サポート・センター	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	その他	誰も世話をしていない	子どもを置いて家を空けることはない	無回答
全体		50 100.0	26 52.0	6 12.0	6 12.0	-	-	-	1 2.0	4 8.0	-	2 4.0	1 2.0	1 2.0	3 6.0
時系列	平成28年	32	75.0	12.5	...	-	-	-	6.3	6.3	-	-	-	-	-
	平成23年	47	55.3	17.0	...	-	-	-	6.4	4.3	2.1	2.1	-	-	12.8
	平成18年	43	55.8	14.0	...	-	-	-	11.6	11.6	-	2.3	-	-	4.7
	平成13年	45	60.0	6.7	...	-	-	...	6.7	11.1	-	-	2.2	6.7	6.7
同居家族別	父子のみ	18	55.6	11.1	22.2	-	-	-	-	-	-	-	5.6	-	5.6
	20歳以上の子ども	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	父	12	41.7	8.3	8.3	-	-	-	-	25.0	-	-	-	-	16.7
	母	16	43.8	-	12.5	-	-	-	6.3	25.0	-	-	-	-	12.5
	その他	11	36.4	9.1	9.1	-	-	-	9.1	9.1	-	18.2	-	-	9.1
	無回答	11	72.7	18.2	-	-	-	-	-	-	-	-	9.1	-	
参考	福岡市	60	61.7	8.3	1.7	-	5.0	-	3.3	10.0	-	3.3	-	5.0	1.7
	久留米市	12	75.0	-	8.3	-	-	-	-	8.3	-	-	-	8.3	-
	県(政令市、中核市を除く)	87	63.2	11.5	2.3	-	2.3	-	5.7	6.9	-	1.1	-	2.3	4.6
	母子家庭	275	56.4	12.4	9.5	0.7	2.5	-	1.1	5.8	0.4	-	0.4	5.1	5.8

(4) 小学生の世話

問 29-2 【小学生のお子さんがある方に】学校が終わったあとに、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。(〇印は 1 つ)

小学生の子どもがいる人で、学校が終わったあとの子どもの世話については、「放課後児童クラブ(学童保育)」が 22.0%で最も割合が高く、次いで「自分本人」が 21.2%、「実家や親せきの人」が 16.1%、「子どもや家族」が 11.9%となっている。また、「誰も世話をしていない」は 11.9%であった。

前回調査と比べて、「自分本人」が減少している。

同居家族別にみると、父子のみの世帯の場合、「自分本人」(30.9%)の占める割合が高くなっているが、父や母と同居している家庭では、「子どもや家族」が他の家庭に比べ高くなっている。

図 2-64 小学生の世話

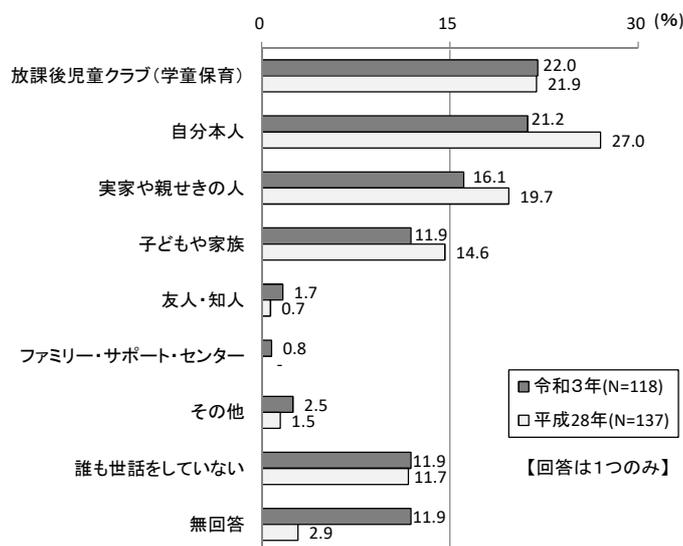


表 2-68 小学生の世話

		標本数	自分本人	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	放課後児童クラブ(学童)	ファミリー・サポート・センター	その他	誰も世話をしていない	無回答
全体		118	25	14	19	2	26	1	3	14	14
		100.0	21.2	11.9	16.1	1.7	22.0	0.8	2.5	11.9	11.9
時系列	平成28年	137	27.0	14.6	19.7	0.7	21.9	-	1.5	11.7	2.9
	平成23年	72	6.9	22.2	27.8	-	29.2	-	2.8	6.9	4.2
	平成18年	73	5.5	35.6	27.4	-	24.7	-	1.4	4.1	1.4
	平成13年	50	8.0	26.0	36.0	2.0	10.0	...	-	16.0	2.0
同居家族別	父子のみ	55	30.9	7.3	14.5	1.8	18.2	-	1.8	14.5	10.9
	20歳以上の子ども	4	25.0	25.0	-	-	25.0	-	-	-	25.0
	父	17	17.6	35.3	29.4	-	5.9	-	-	-	11.8
	母	31	12.9	29.0	25.8	-	16.1	-	3.2	-	12.9
	その他	13	-	23.1	23.1	7.7	15.4	-	15.4	-	15.4
無回答	21	9.5	-	9.5	-	42.9	4.8	-	-	28.6	4.8
参考	福岡市	162	29.6	13.6	18.5	0.6	11.1	0.6	2.5	21.6	1.9
	久留米市	56	28.6	14.3	12.5	-	23.2	-	1.8	16.1	3.6
	県(政令市、中核市を除く)	304	19.4	19.4	16.4	0.3	20.7	-	2.3	13.8	7.6
	母子家庭	351	22.8	5.7	17.1	-	37.3	1.1	3.1	10.0	2.8

※平成 23 年以前の調査では小学 1～3 年生がいる世帯が対象となっている。

(5) 小学生、中学生の子どもがひとりになる時間

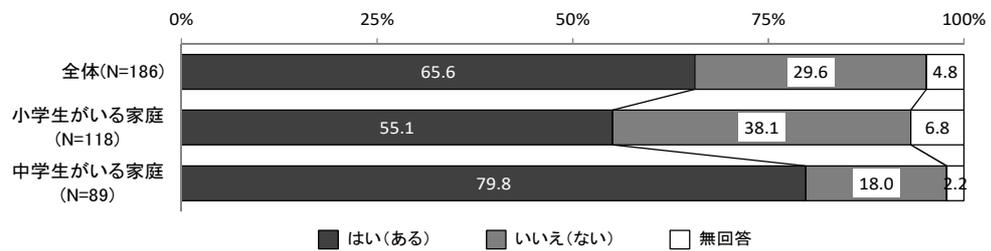
問 29-3 【小学生・中学生のお子さんがある方に】子どもがひとり（子どもだけ）になる時間がありますか。（〇印は1つ）

小学生・中学生の子どもがいる場合、学校が終わったあとに子どもだけになる時間があるかについては、「はい（ある）」が65.6%、「いいえ（ない）」が29.6%で、6割強が子どもだけになる時間があると回答している。小学生がいる家庭では、「はい（ある）」は55.1%であるのに対して、中学生がいる世帯では79.8%と、中学生のいる家庭の方が割合が高くなって

いる。
同居家族別にみると、父子のみの世帯と20歳以上の子どもがいる世帯で「はい（ある）」の割合が高く、父や母と同居している家庭で「いいえ（ない）」の割合が高い。

図 2-65 小学生、中学生の子どもがひとりになる時間の有無

<令和3年>



<平成28年>

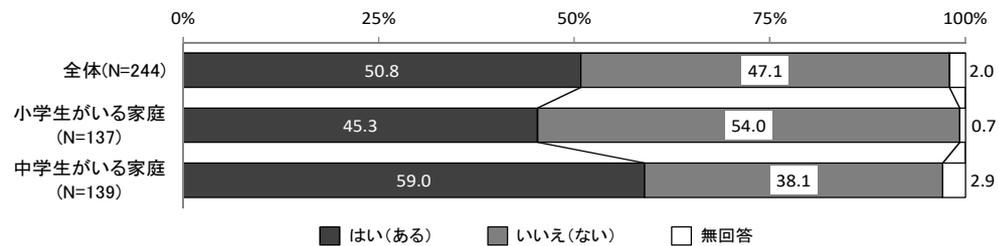


表 2-69 小学生、中学生の子どもがひとりになる時間の有無

		標本数	はい(ある)	いいえ(ない)	無回答
全体		186	122	55	9
		100.0	65.6	29.6	4.8
前回	平成28年	244	50.8	47.1	2.0
同居家族別	父子のみ	89	77.5	18.0	4.5
	20歳以上の子ども	6	83.3	16.7	-
	父	29	31.0	62.1	6.9
	母	46	30.4	65.2	4.3
	その他	22	40.9	54.5	4.5
	無回答	30	83.3	13.3	3.3
参考	福岡市	273	77.7	22.0	0.4
	久留米市	89	74.2	24.7	1.1
	県(政令市、中核市を除く)	512	60.5	36.3	3.1
	母子家庭	526	58.7	39.4	1.9

問 29-3-1 【はいと答えた方に】子どもがひとり（子どもだけ）になる時間はどれくらいですか。（〇印は1つ）

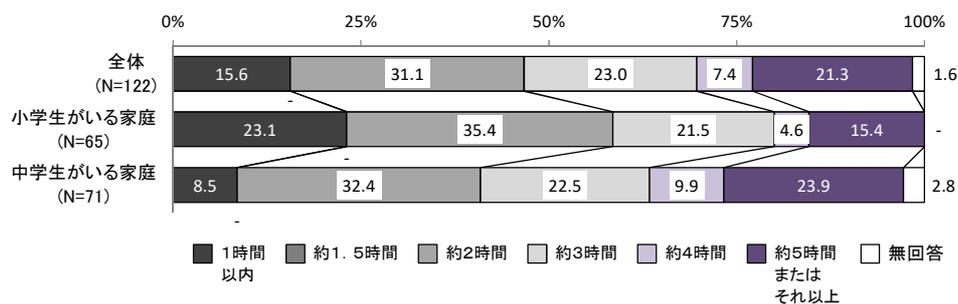
子どもがひとりだけになる時間としては、「約2時間」が31.1%で最も割合が高く、次いで「約3時間」が23.0%、「約5時間またはそれ以上」が21.3%、「1時間以内」が15.6%、「約4時間」が7.4%を占めている。

小学生がいる家庭では、「1時間以内」(23.1%)の割合が、中学生がいる家庭よりも高くなっている。

中学生がいる家庭では、「約5時間またはそれ以上」(23.9%)の割合が、小学生がいる家庭と比べて高く、1人でいる時間が長くなっている。

図 2-66 小学生、中学生の子どもがひとりになる時間

<令和3年>



<平成28年>

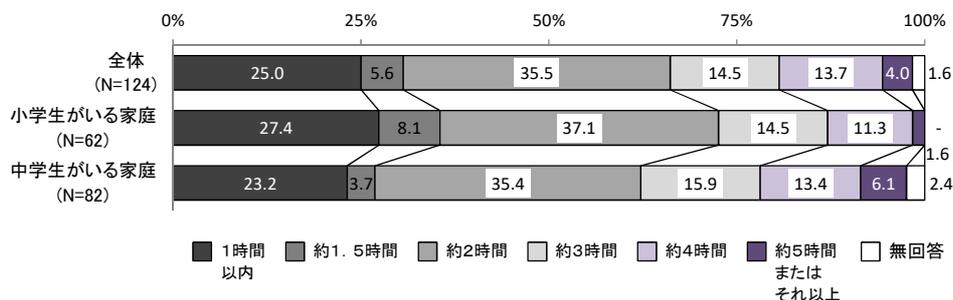


表2-70 小学生、中学生の子どもがひとりになる時間

		(%)							
		標本数	1時間以内	約1.5時間	約2時間	約3時間	約4時間	約5時間またはそれ以上	無回答
全体		122 100.0	19 15.6	-	38 31.1	28 23.0	9 7.4	26 21.3	2 1.6
前回	平成28年	124	25.0	5.6	35.5	14.5	13.7	4.0	1.6
同居家族別	父子のみ	69	13.0	-	30.4	23.2	8.7	21.7	2.9
	20歳以上の子ども	5	-	-	60.0	40.0	-	-	-
	父	9	33.3	-	11.1	11.1	11.1	33.3	-
	母	14	28.6	-	21.4	21.4	7.1	21.4	-
	その他	9	33.3	-	33.3	11.1	11.1	11.1	-
	無回答	25	12.0	-	32.0	28.0	4.0	24.0	-
現在の就業形態別	自営業主	16	18.8	-	25.0	37.5	12.5	6.3	-
	家族従業者	2	-	-	50.0	50.0	-	-	-
	正社員・正職員	89	15.7	-	31.5	21.3	6.7	22.5	2.2
	派遣・契約社員	1	-	-	-	-	100.0	-	-
	パート・アルバイト	2	-	-	50.0	-	-	50.0	-
	臨時・日雇	6	16.7	-	50.0	16.7	-	16.7	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	212	12.7	4.2	29.7	22.2	13.2	16.5	1.4
	久留米市	66	16.7	6.1	27.3	15.2	6.1	27.3	1.5
	県(政令市、中核市を除く)	310	13.9	4.5	31.6	22.6	10.0	13.2	4.2
	母子家庭	309	20.7	3.9	30.7	14.6	9.1	19.4	1.6

(6) 小学生、中学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援

問 29-3-2 【はいと答えた方に】子どもがひとり（子どもだけ）になる時間に、利用したい支援がありますか。（〇印はいくつでも）

子どもだけになる時間に利用したい支援としては、子どもが小学生の場合は「学力向上のための指導」が41.5%で最も割合が高く、次いで「生活習慣（挨拶、片付け等）の指導」「食事の提供」がいずれも26.2%、「学習スペースの提供」が23.1%、「自主学习用教材の提供」が21.5%、「フリースペースの提供」が10.8%で続いている。一方、「特にない」は40.0%であった。

子どもが中学生の場合は、「学力向上のための指導」が35.2%で最も割合が高く、次いで「受験対策のための学習支援」が25.4%「生活習慣（挨拶、片付け等）の指導」が23.9%、「食事の提供」が21.1%、「自主学习用教材の提供」が16.9%、「学習スペースの提供」が12.7%、「フリースペースの提供」が4.2%となっている。「特にない」は38.0%であった。

同居家族別にみると、子どもが小学生の場合はすべての家庭で「学力向上のための指導」の割合が高くなっている。

図 2-67 小学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]

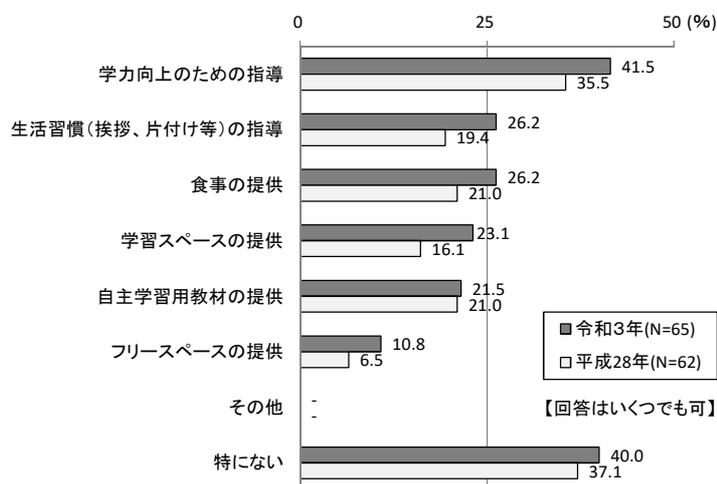


図 2-68 中学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]

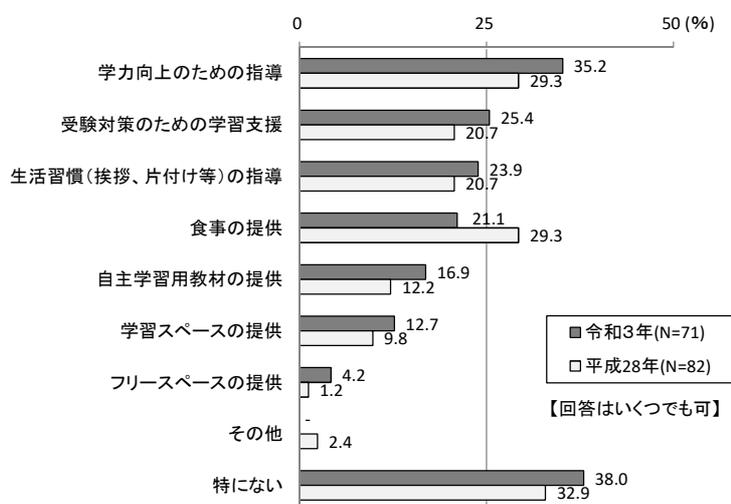


表2-71 小学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援〔複数回答〕

			(%)								
		標本数	供学 習ス ペー スの 提	指学 力向 上 の た め の	提自 主学 習用 教材 の	片生 活 付 け 等 慣 の 挨 拶 導、	食 事 の 提 供	提フ リ ー ス ペ ー ス の	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体		65 100.0	15 23.1	27 41.5	14 21.5	17 26.2	17 26.2	7 10.8	-	26 40.0	1 1.5
前回	平成28年	62	16.1	35.5	21.0	19.4	21.0	6.5	-	37.1	1.6
同居 家族 別	父子のみ	36	19.4	41.7	27.8	19.4	36.1	8.3	-	41.7	2.8
	20歳以上の子ども	3	66.7	66.7	33.3	100.0	33.3	-	-	-	-
	父	6	-	33.3	33.3	-	-	16.7	-	33.3	-
	母	8	12.5	50.0	25.0	25.0	-	12.5	-	37.5	-
	その他	2	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0	-
	無回答	16	31.3	43.8	6.3	37.5	18.8	18.8	-	43.8	-
現在 の 就 業 形 態 別	自営業主	8	37.5	50.0	37.5	50.0	25.0	-	-	37.5	-
	家族従業者	2	-	-	50.0	-	50.0	-	-	50.0	-
	正社員・正職員	50	24.0	46.0	18.0	26.0	28.0	14.0	-	36.0	2.0
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パート・アルバイト	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	臨時・日雇	2	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	117	17.1	43.6	22.2	25.6	25.6	7.7	-	36.8	0.9
	久留米市	42	14.3	35.7	14.3	16.7	19.0	9.5	2.4	42.9	2.4
	県(政令市、中核市を除く)	153	10.5	26.1	20.9	20.3	19.0	3.9	2.6	44.4	3.3
	母子家庭	173	23.7	36.4	24.9	20.8	22.0	13.3	1.7	33.5	0.6

表2-71-2 学年別にみた小学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援〔複数回答〕

			(%)								
		標本数	供学 習ス ペー スの 提	指学 力向 上 の た め の	提自 主学 習用 教材 の	片生 活 付 け 等 慣 の 挨 拶 導、	食 事 の 提 供	提フ リ ー ス ペ ー ス の	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体		65 100.0	15 23.1	27 41.5	14 21.5	17 26.2	17 26.2	7 10.8	-	26 40.0	1 1.5
学年 別	小学1年生	6	-	50.0	-	33.3	33.3	-	-	50.0	-
	小学2年生	10	20.0	40.0	20.0	30.0	30.0	20.0	-	60.0	-
	小学3年生	11	36.4	18.2	9.1	18.2	9.1	9.1	-	54.5	-
	小学4年生	15	20.0	46.7	26.7	13.3	33.3	20.0	-	33.3	-
	小学5年生	19	26.3	47.4	31.6	36.8	36.8	15.8	-	26.3	5.3
	小学6年生	26	23.1	38.5	19.2	23.1	30.8	3.8	-	38.5	-

表2-72 中学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]

		標本数	(%)									
			供学 習ス ペース の提 供	指学 力向 上の ため の	学受 験支 援の ため の	提自 主学 習用 教材 の	片生 活習 慣(挨拶 指導、	食 事 の 提 供	提フ リ ー ス ペ ー ス の	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体		71 100.0	9 12.7	25 35.2	18 25.4	12 16.9	17 23.9	15 21.1	3 4.2	- -	27 38.0	1 1.4
前回	平成28年	82	9.8	29.3	20.7	12.2	20.7	29.3	1.2	2.4	32.9	-
同居 家族 別	父子のみ	39	5.1	25.6	20.5	10.3	20.5	20.5	2.6	-	41.0	2.6
	20歳以上の子ども	5	20.0	60.0	40.0	20.0	60.0	20.0	20.0	-	40.0	-
	父	4	25.0	25.0	25.0	50.0	-	-	25.0	-	50.0	-
	母	8	25.0	37.5	37.5	50.0	12.5	-	25.0	-	50.0	-
	その他	8	-	37.5	37.5	25.0	12.5	12.5	-	-	37.5	-
	無回答	12	41.7	58.3	25.0	16.7	41.7	41.7	-	-	16.7	-
現在 の 就 業 形 態 別	自営業主	12	8.3	33.3	25.0	8.3	41.7	8.3	8.3	-	33.3	-
	家族従業者	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	正社員・正職員	48	16.7	39.6	25.0	18.8	20.8	25.0	4.2	-	33.3	2.1
	派遣・契約社員	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	パート・アルバイト	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	臨時・日雇	4	-	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-	-	75.0	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	130	15.4	45.4	35.4	23.1	23.8	28.5	1.5	-	34.6	0.8
	久留米市	32	12.5	46.9	25.0	25.0	15.6	18.8	6.3	-	40.6	-
	県(政令市、中核市を除く)	221	10.4	36.2	23.5	15.8	19.0	21.7	4.1	0.5	40.7	2.3
	母子家庭	136	20.6	43.4	41.9	16.9	19.9	21.3	6.6	-	35.3	0.7

表2-72-2 学年別にみた中学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]

		標本数	(%)									
			供学 習ス ペース の提 供	指学 力向 上の ため の	学受 験支 援の ため の	提自 主学 習用 教材 の	片生 活習 慣(挨拶 指導、	食 事 の 提 供	提フ リ ー ス ペ ー ス の	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体		71 100.0	9 12.7	25 35.2	18 25.4	12 16.9	17 23.9	15 21.1	3 4.2	- -	27 38.0	1 1.4
学 年 別	中学1年生	19	26.3	57.9	21.1	26.3	31.6	36.8	10.5	-	21.1	-
	中学2年生	12	8.3	25.0	16.7	-	-	8.3	-	-	50.0	8.3
	中学3年生	47	8.5	31.9	31.9	21.3	29.8	21.3	2.1	-	36.2	-

(7) 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費

問 29-4 【高校生、短大・大学生、その他の学生のお子さんがいる方に】そのお子さんの教育費として利用しているものがありますか。(○印はいくつでも)

高校、短大・大学及びその他の学生のいる世帯で、その子どもの教育費として利用しているのは、「高等教育の修学支援新制度」が 29.4%で最も割合が高く、次いで「高等教育の修学支援新制度以外の奨学金等」が 15.6%を占めている。前回調査と比較すると、「何も利用していない」が 10.5ポイント減少している。

現在の就業形態別にみると、派遣・契約社員などでは「高等教育の修学支援新制度」の割合が、他に比べ高くなっている。また、正社員・正職員では「何も利用していない」(48.2%)の割合が高くなっている。

図 2-69 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費 [複数回答]

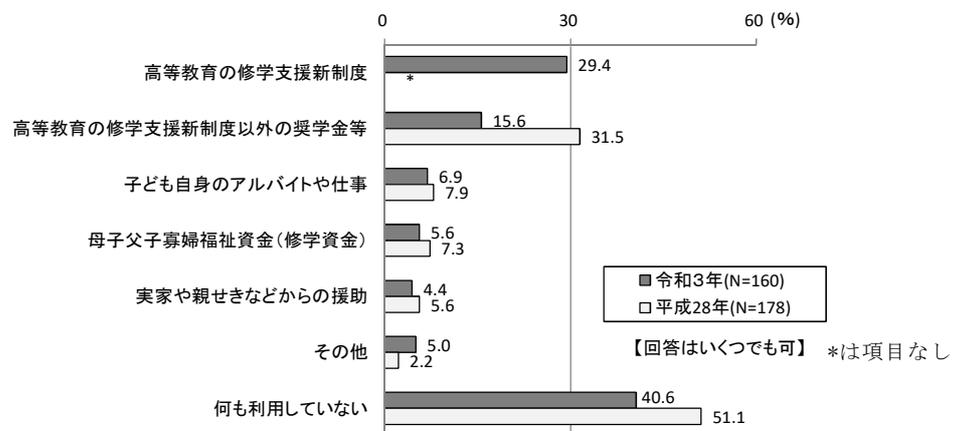


表 2-73 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費 [複数回答]

		標本数	(母子父子寡婦福祉資金)	高等教育の修学支援新制度	高等教育以外の奨学金等	子ども自身のアルバイト	実家や親せきなどからの援助	その他	何も利用していない	無回答
全体		160	9	47	25	11	7	8	65	9
		100.0	5.6	29.4	15.6	6.9	4.4	5.0	40.6	5.6
時系列	平成28年	178	7.3	...	31.5	7.9	5.6	2.2	51.1	7.3
	平成23年	164	31.7	6.7	9.1	3.7	53.7	2.4
	平成18年	136	26.5	14.7	11.0	4.4	52.9	3.7
	平成13年	127	24.4	17.3	8.7	0.8	56.7	0.8
現在の就業形態別	自営業主	25	8.0	44.0	32.0	4.0	-	4.0	24.0	12.0
	家族従業者	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	正社員・正職員	110	3.6	22.7	10.9	8.2	5.5	5.5	48.2	5.5
	派遣・契約社員	9	11.1	55.6	22.2	-	-	-	22.2	-
	パート・アルバイト	3	33.3	33.3	-	-	33.3	-	-	-
	臨時・日雇	3	33.3	-	-	-	-	-	66.7	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	2	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	211	3.3	44.1	25.6	6.2	4.7	3.8	35.5	2.4
	久留米市	84	1.2	46.4	14.3	8.3	4.8	2.4	27.4	6.0
	県(政令市、中核市を除く)	391	2.8	48.8	15.1	5.1	4.6	1.3	32.7	4.3
	母子家庭	376	5.9	55.3	28.2	10.4	7.4	5.6	18.9	2.1

問 29-4-1 【高等教育の修学支援新制度を利用していない方に】その理由はなぜですか。
 (〇印は 1 つ)

高等教育の修学支援新制度を利用していない理由では、「制度を知らない」が 39.8%で最も割合が高くなっている。

現在の就業形態別や世帯年収別にみても、「制度を知らない」の割合が高くなっている。

図 2-70 高等教育の修学支援新制度を利用していない理由

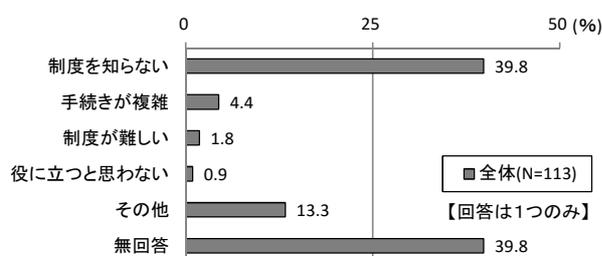


表 2-74 高等教育の修学支援新制度を利用していない理由

		標本数	制度を知らない	制度が難しい	手続きが複雑	役に立つと思わない	その他	無回答
全体		113	45	2	5	1	15	45
		100.0	39.8	1.8	4.4	0.9	13.3	39.8
現在の就業形態別	自営業主	14	35.7	-	-	-	7.1	57.1
	家族従業者	1	100.0	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	85	42.4	2.4	4.7	-	15.3	35.3
	派遣・契約社員	4	50.0	-	-	-	-	50.0
	パート・アルバイト	2	-	-	-	-	-	100.0
	臨時・日雇	3	33.3	-	33.3	33.3	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-
	その他	2	-	-	-	-	50.0	50.0
無回答	-	-	-	-	-	-	-	
世帯年収別	150万円未満	4	25.0	-	-	25.0	-	50.0
	150～200万円未満	5	20.0	-	-	-	20.0	60.0
	200～300万円未満	9	33.3	11.1	22.2	-	11.1	22.2
	300～400万円未満	20	25.0	-	-	-	10.0	65.0
	400～500万円未満	16	37.5	-	6.3	-	-	56.3
	500～700万円未満	27	40.7	3.7	-	-	18.5	37.0
	700～1,000万円未満	21	52.4	-	9.5	-	23.8	14.3
	1,000万円以上	7	57.1	-	-	-	14.3	28.6
無回答	4	75.0	-	-	-	-	25.0	
参考	福岡市	118	35.6	3.4	1.7	4.2	15.3	39.8
	久留米市	45	35.6	-	13.3	4.4	8.9	37.8
	県(政令市、中核市を除く)	200	42.5	4.0	6.5	3.5	10.5	33.0
	母子家庭	168	39.3	1.2	6.5	1.8	11.3	39.9

(8) 子どもの進学についての考え

問 30 あなたは、お子さんをどこまで進学させようと思いますか。(○印は1つ)

子どもの進学について、「子どもの意思に任せる」が36.3%で最も割合が高く、次いで「大学」が25.5%、「高校」が10.8%となっている。前回調査に比べ、「高校」「大学」が減少し、「子どもの意思に任せる」がやや増加している。

年齢別にみると、50歳以上では「大学」(30.3%)の割合がやや高くなっている。
世帯年収別500万円以上の各層では、「大学」の割合が高くなっている。

図 2-71 子どもの進学についての考え

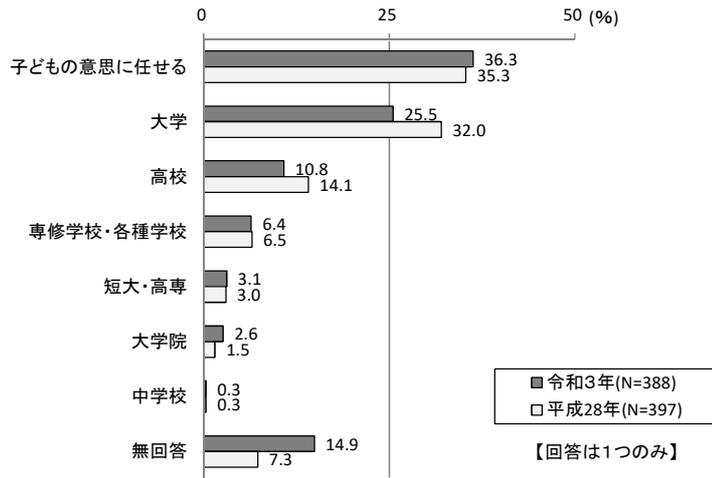


表 2-75 子どもの進学についての考え

		標本数	中学校	高校	短大・高専	専修学校・各種学校	大学	大学院	子どもの意思に任せる	無回答
全体		388	1	42	12	25	99	10	141	58
時系列	平成28年	397	0.3	14.1	3.0	6.5	32.0	1.5	35.3	7.3
	平成23年	437	-	14.0	3.0	5.7	31.8	1.6	38.0	5.9
	平成18年	366	-	20.2	3.8	6.8	24.3	1.4	41.3	2.2
	平成13年	322	0.3	23.3	5.6	7.5	20.8	-	39.1	3.4
年齢別	29歳以下	14	-	7.1	-	-	7.1	-	64.3	21.4
	30~34歳	21	4.8	19.0	-	-	14.3	-	47.6	14.3
	35~39歳	41	-	9.8	-	4.9	26.8	2.4	39.0	17.1
	40~44歳	77	-	10.4	6.5	9.1	20.8	2.6	36.4	14.3
	45~49歳	95	-	9.5	4.2	6.3	27.4	2.1	38.9	11.6
	50歳以上	132	-	11.4	2.3	7.6	30.3	3.8	29.5	15.2
	無回答	8	-	12.5	-	-	25.0	-	25.0	37.5
世帯年収別	150万円未満	25	-	28.0	4.0	-	8.0	4.0	44.0	12.0
	150~200万円未満	32	-	25.0	6.3	9.4	12.5	-	31.3	15.6
	200~300万円未満	44	-	13.6	-	9.1	13.6	-	45.5	18.2
	300~400万円未満	69	-	8.7	5.8	7.2	17.4	1.4	43.5	15.9
	400~500万円未満	59	1.7	11.9	1.7	8.5	27.1	-	33.9	15.3
	500~700万円未満	82	-	7.3	4.9	6.1	32.9	4.9	31.7	12.2
	700~1,000万円未満	46	-	-	-	4.3	45.7	6.5	37.0	6.5
	1,000万円以上	14	-	-	-	-	42.9	7.1	21.4	28.6
無回答	17	-	11.8	-	5.9	29.4	-	23.5	29.4	
参考	福岡市	484	0.2	6.8	1.7	5.4	46.5	2.1	32.6	4.8
	久留米市	168	0.6	17.3	3.0	8.9	26.2	0.6	38.7	4.8
	県(政令市、中核市を除く)	854	0.2	13.9	2.2	4.8	32.2	0.9	37.2	8.4
	母子家庭	1,231	0.3	10.4	2.4	6.0	30.4	1.7	42.3	6.5

9. 生活状況

(1) 近所づきあいの程度

問 31 あなたのふだんの近所づきあいはいかがですか。(〇印は 1 つ)

ふだんの近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」が 66.2%で最も割合が高く、次いで「会えば立ち話をする程度」が 12.9%、「お互いに家を行き来する程度」が 2.3%となっており、「つきあいはない」との回答は 15.2%であった。

経年でみると、「会えば立ち話をする程度」の割合は減少傾向にある。

年齢別でみると、34 歳以下の年齢層では、「あいさつをする程度」の割合が特に高くなっている。

図 2-72 近所づきあいの程度

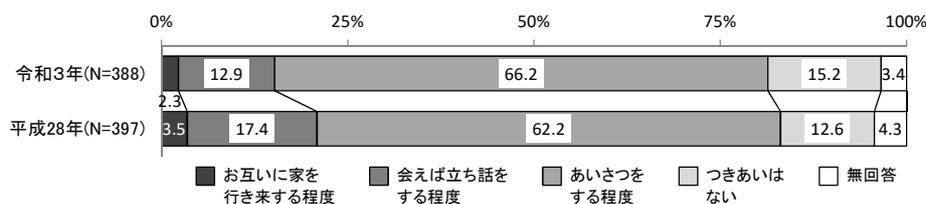


表 2-76 近所づきあいの程度

		標本数	お互いに家を行き来する程度	会えば立ち話をする程度	あいさつをする程度	つきあいはない	無回答
全体		388	9	50	257	59	13
		100.0	2.3	12.9	66.2	15.2	3.4
時系列	平成28年	397	3.5	17.4	62.2	12.6	4.3
	平成23年	437	2.3	16.9	72.8	7.6	0.5
	平成18年	366	2.5	14.8	69.7	12.6	0.5
	平成13年	322	3.4	18.9	67.1	9.6	0.9
年齢別	29歳以下	14	-	-	78.6	14.3	7.1
	30～34歳	21	4.8	-	81.0	9.5	4.8
	35～39歳	41	-	14.6	68.3	14.6	2.4
	40～44歳	77	2.6	14.3	67.5	11.7	3.9
	45～49歳	95	3.2	11.6	63.2	17.9	4.2
	50歳以上	132	2.3	15.9	63.6	16.7	1.5
	無回答	8	-	12.5	62.5	12.5	12.5
参考	福岡市	484	1.0	14.5	63.2	20.7	0.6
	久留米市	168	1.8	25.0	62.5	10.7	-
	県(政令市、中核市を除く)	854	4.0	21.8	60.7	12.5	1.1
	母子家庭	1,231	2.1	19.8	60.1	17.4	0.6

(2) 生きがいを感じること

問 32 あなたは毎日の生活で、どのようなことに生きがいを感じますか。(〇印は3つまで)

毎日の生活で生きがいを感じることは、「子どもの成長」が77.1%で特に高い割合を占める。次いで「趣味・スポーツ」が40.7%、「仕事」が31.2%、「娯楽」が21.9%が続いている。

現在の仕事の有無別にみると、「仕事」「娯楽」は仕事を持っている人の割合が高い。

現在の就業形態別にみると、「子どもの成長」はどの就業形態であっても割合が高くなっている。

図 2-73 生きがいを感じること [複数回答]

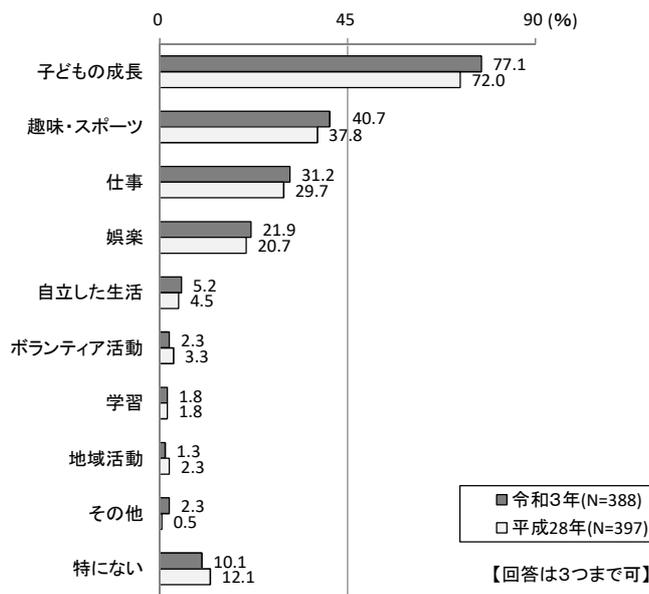


表 2-77 生きがいを感じること [複数回答]

		標本数	子どもの成長	仕事	趣味・スポーツ	学習	娯楽	地域活動	ボランティア活動	自立した生活	その他	特にない	無回答
全体		388	77.1	31.2	40.7	1.8	21.9	1.3	2.3	5.2	2.3	10.1	3.4
時系列	平成28年	397	72.0	29.7	37.8	1.8	20.7	2.3	3.3	4.5	0.5	12.1	4.5
	平成23年	437	77.6	32.7	38.4	3.4	24.3	3.2	1.8	5.3	0.5	10.5	0.5
	平成18年	366	76.0	31.1	35.2	0.8	24.6	1.4	1.1	4.4	1.4	11.5	1.4
	平成13年	322	78.0	31.7	32.0	2.2	24.5	3.1	2.2	8.7	2.2	11.5	1.9
別事現在の有無	持っている	364	77.5	32.7	42.0	1.6	22.5	1.1	1.9	5.2	2.2	9.6	3.3
	持っていない	24	70.8	8.3	20.8	4.2	12.5	4.2	8.3	4.2	4.2	16.7	4.2
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現在の就業形態別	自営業主	52	80.8	51.9	34.6	-	11.5	5.8	7.7	5.8	3.8	5.8	5.8
	家族従業者	3	100.0	66.7	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	272	75.4	30.5	44.5	1.8	25.7	0.4	1.1	5.1	2.2	10.3	3.3
	派遣・契約社員	12	91.7	25.0	33.3	8.3	16.7	-	-	16.7	-	8.3	-
	パート・アルバイト	10	90.0	10.0	10.0	-	10.0	-	-	-	-	10.0	-
	臨時・日雇	10	80.0	20.0	40.0	-	20.0	-	-	-	-	20.0	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	75.0	-	50.0	-	25.0	-	-	-	-	-	-
無回答	1	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	484	80.8	31.8	39.0	3.5	18.6	2.7	1.0	4.8	0.6	11.0	1.0
	久留米市	168	80.4	28.6	36.9	3.6	19.0	3.6	1.8	6.5	0.6	11.3	-
	県(政令市、中核市を除く)	854	79.2	27.0	40.6	2.0	24.0	3.0	2.5	5.9	2.0	9.3	1.1
	母子家庭	1,231	81.7	30.7	25.0	3.2	22.5	0.7	0.5	11.0	2.3	10.9	0.7

(3) 生活上の不安や悩み

問 33 あなたは、生活の上で、どんな不安や悩みがありますか。(〇印は3つまで)

生活上の不安や悩みでは、「生活費」が 48.2%と最も割合が高く、次いで「子ども」が 38.9%、「自分の健康(病気や事故)」が 33.5%、「仕事」が 23.7%、「借金や負債の返済」が 20.6%、「家事や身の回りのこと」が 20.4%となっている。

前回調査と比べると、「子ども」が 5.7ポイント、「自分の健康(病気や事故)」が 6.8ポイント増加している。

年齢別にみると、30～34歳の年齢層で「生活費」や「仕事」の割合が高くなっている。

同居家族別にみると、父子のみの世帯では、「生活費」(53.5%)、「仕事」(29.7%)の割合が、他に比べ高くなっている。

現在の仕事の有無別にみると、仕事を持っていない人で「生活費」(70.8%)、「仕事」(37.5%)などの割合が高くなっている。

現在の就業形態別にみると、自営業主で「事業を続けるための資金」(36.5%)の割合が他に比べ高くなっている。

世帯年収別にみると、「生活費」の割合は、400万円未満の各層で特に割合が高くなっている。

家計の状態別では、厳しいと回答した人ほど「生活費」「借金や負債の返済」の割合が高くなる傾向にある。

図 2-74 生活上の不安や悩み [複数回答]

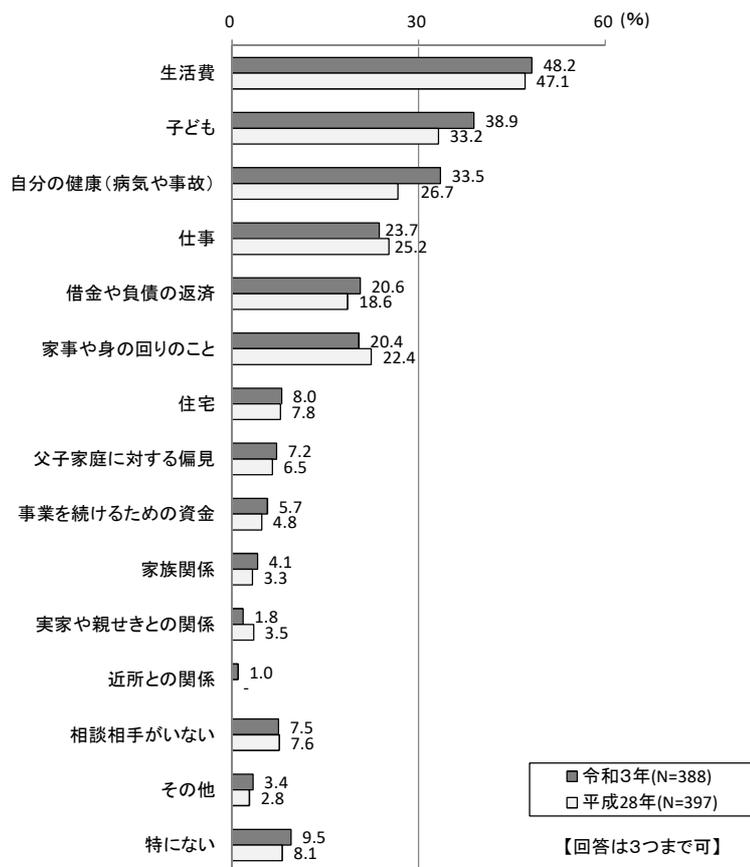


表2-78 生活上の不安や悩み〔複数回答〕

		標本数	生活費	事業を続けるための資金	借金や負債の返済	仕事	住宅	家事や身の回りのこと	自分の健康（病気や事故）	子ども	家族関係	実家や親せきとの関係	近所との関係	父子家庭に対する偏見	相談相手がない	その他	特にない	(%) 無回答
全体		388 100.0	187 48.2	22 5.7	80 20.6	92 23.7	31 8.0	79 20.4	130 33.5	151 38.9	16 4.1	7 1.8	4 1.0	28 7.2	29 7.5	13 3.4	37 9.5	6 1.5
時系列	平成28年	397	47.1	4.8	18.6	25.2	7.8	22.4	26.7	33.2	3.3	3.5	-	6.5	7.6	2.8	8.1	5.5
	平成23年	437	52.6	6.2	21.1	30.7	7.3	18.5	26.5	33.9	6.6	3.9	0.2	5.0	5.7	1.8	6.6	1.8
	平成18年	366	45.6	6.6	28.7	28.7	9.8	20.5	35.2	37.2	4.6	2.2	1.4	7.7	4.6	0.5	7.1	1.1
	平成13年	322	47.5	7.5	31.7	28.9	10.9	25.2	35.1	28.3	4.3	1.9	0.6	5.9	6.5	1.2	6.5	1.9
年齢別	29歳以下	14	50.0	7.1	28.6	21.4	-	-	-	28.6	-	7.1	-	28.6	-	-	7.1	-
	30～34歳	21	66.7	-	14.3	47.6	14.3	19.0	9.5	38.1	9.5	-	-	14.3	-	4.8	9.5	-
	35～39歳	41	51.2	2.4	29.3	22.0	7.3	12.2	31.7	41.5	4.9	2.4	2.4	14.6	4.9	4.9	9.8	2.4
	40～44歳	77	46.8	11.7	28.6	16.9	5.2	23.4	36.4	39.0	6.5	2.6	1.3	3.9	5.2	1.3	10.4	-
	45～49歳	95	45.3	6.3	11.6	28.4	10.5	17.9	36.8	37.9	1.1	1.1	-	7.4	9.5	4.2	11.6	2.1
	50歳以上	132	47.7	3.8	18.9	22.0	7.6	25.0	37.1	40.2	4.5	1.5	0.8	1.5	9.8	3.8	8.3	2.3
	無回答	8	37.5	-	37.5	12.5	12.5	25.0	37.5	37.5	-	-	12.5	37.5	-	-	-	-
同居家族別	父子のみ	172	53.5	7.6	20.9	29.7	5.8	22.7	30.8	40.1	1.7	1.2	0.6	9.3	9.9	2.3	7.0	0.6
	20歳以上の子ども	31	41.9	6.5	12.9	22.6	12.9	19.4	38.7	35.5	-	-	-	-	9.7	6.5	9.7	9.7
	父	62	40.3	1.6	17.7	19.4	16.1	14.5	29.0	37.1	12.9	3.2	3.2	9.7	1.6	1.6	12.9	1.6
	母	95	43.2	3.2	21.1	18.9	14.7	12.6	33.7	32.6	11.6	3.2	2.1	7.4	2.1	3.2	12.6	1.1
	その他	50	36.0	-	18.0	18.0	4.0	10.0	30.0	34.0	8.0	2.0	4.0	8.0	8.0	-	20.0	2.0
	無回答	60	51.7	8.3	20.0	15.0	5.0	26.7	38.3	46.7	-	3.3	-	5.0	8.3	8.3	5.0	1.7
経過年数別	1年未満	35	51.4	2.9	22.9	20.0	8.6	2.9	20.0	31.4	5.7	-	2.9	5.7	5.7	8.6	14.3	-
	1～2年未満	47	40.4	2.1	19.1	19.1	6.4	27.7	42.6	48.9	2.1	4.3	2.1	4.3	2.1	10.6	6.4	4.3
	2～3年未満	32	53.1	3.1	15.6	28.1	9.4	18.8	31.3	40.6	3.1	-	-	15.6	15.6	3.1	9.4	-
	3～4年未満	35	45.7	8.6	28.6	25.7	5.7	11.4	25.7	34.3	8.6	5.7	-	8.6	8.6	5.7	5.7	2.9
	4～5年未満	43	51.2	4.7	25.6	23.3	4.7	20.9	34.9	44.2	-	2.3	2.3	7.0	9.3	-	7.0	4.7
	5～10年未満	110	51.8	10.0	19.1	23.6	5.5	21.8	31.8	36.4	3.6	0.9	0.9	10.0	6.4	0.9	11.8	0.9
	10～15年未満	57	47.4	3.5	17.5	28.1	15.8	22.8	42.1	33.3	3.5	1.8	-	-	8.8	1.8	8.8	-
	15年以上	24	37.5	4.2	16.7	20.8	8.3	29.2	33.3	50.0	12.5	-	-	4.2	4.2	-	12.5	-
	無回答	5	40.0	-	40.0	20.0	20.0	40.0	40.0	40.0	-	-	-	20.0	20.0	-	-	-
別事現在の無仕	持っている	364	46.7	5.8	21.7	22.8	8.0	20.1	33.2	39.0	4.4	1.9	1.1	7.4	7.7	3.6	9.9	1.4
	持っていない	24	70.8	4.2	4.2	37.5	8.3	25.0	37.5	37.5	-	-	-	4.2	4.2	-	4.2	4.2
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現在の就業形態別	自営業主	52	42.3	36.5	28.8	28.8	7.7	15.4	38.5	28.8	1.9	-	-	5.8	3.8	3.8	1.9	5.8
	家族従業者	3	33.3	-	33.3	33.3	-	33.3	-	33.3	-	-	-	33.3	-	-	33.3	-
	正社員・正職員	272	44.9	0.4	19.5	20.6	8.8	21.0	30.9	43.0	5.5	2.6	1.5	7.4	8.1	4.0	12.1	0.7
	派遣・契約社員	12	58.3	-	25.0	41.7	8.3	25.0	50.0	25.0	-	-	-	-	16.7	-	-	-
	パート・アルバイト	10	90.0	-	30.0	30.0	-	10.0	30.0	20.0	-	-	-	10.0	10.0	-	-	-
	臨時・日雇	10	70.0	-	30.0	20.0	-	20.0	60.0	30.0	-	-	-	20.0	10.0	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	50.0	25.0	25.0	25.0	-	25.0	50.0	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-
		無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
世帯年収別	150万円未満	25	64.0	28.0	28.0	24.0	4.0	8.0	36.0	32.0	-	-	-	16.0	4.0	-	-	4.0
	150～200万円未満	32	68.8	18.8	34.4	25.0	9.4	18.8	28.1	21.9	-	-	-	15.6	6.3	-	3.1	3.1
	200～300万円未満	44	61.4	2.3	20.5	34.1	4.5	11.4	36.4	31.8	4.5	2.3	-	6.8	11.4	2.3	9.1	2.3
	300～400万円未満	69	69.6	2.9	29.0	29.0	10.1	20.3	31.9	37.7	1.4	-	1.4	2.9	4.3	4.3	4.3	-
	400～500万円未満	59	54.2	1.7	27.1	27.1	10.2	22.0	28.8	44.1	5.1	3.4	-	5.1	11.9	1.7	6.8	1.7
	500～700万円未満	82	25.6	-	13.4	20.7	8.5	25.6	30.5	47.6	7.3	3.7	2.4	4.9	6.1	6.1	15.9	-
	700～1,000万円未満	46	21.7	6.5	8.7	10.9	6.5	21.7	45.7	43.5	6.5	2.2	2.2	13.0	10.9	4.3	10.9	2.2
	1,000万円以上	14	7.1	7.1	7.1	28.6	14.3	21.4	21.4	21.4	-	-	-	7.1	-	-	42.9	7.1
	無回答	17	58.8	5.9	5.9	-	-	29.4	47.1	47.1	5.9	-	-	5.9	5.9	5.9	-	
家計の形態別	十分やっつけける	38	-	2.6	-	15.8	5.3	18.4	31.6	39.5	5.3	5.3	-	2.6	5.3	2.6	36.8	2.6
	だいたいやっつけける	120	15.8	5.0	5.0	25.8	6.7	23.3	40.0	42.5	5.0	1.7	0.8	8.3	8.3	4.2	15.0	3.3
	時々赤字になる	141	63.8	4.3	27.7	24.1	9.9	21.3	31.2	41.8	3.5	1.4	2.1	6.4	7.8	4.3	2.8	-
	とても足りない	89	87.6	10.1	39.3	23.6	7.9	15.7	29.2	29.2	3.4	1.1	-	9.0	6.7	1.1	1.1	1.1
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	福岡市	484	45.2	6.6	18.8	29.8	8.5	20.0	34.3	42.8	4.5	2.1	0.8	6.4	8.3	3.7	8.9	1.0
	久留米市	168	51.2	7.7	25.6	26.8	7.1	16.7	44.0	35.1	3.6	1.8	1.2	5.4	7.7	1.8	5.4	1.8
	県(政令市、中核市を除く)	854	49.5	5.0	21.5	23.9	8.5	20.5	36.2	37.7	5.0	2.3	0.5	6.0	6.6	2.6	7.7	0.8
	母子家庭	1,231	59.6	2.2	13.2	30.1	11.2	8.0	35.7	34.2	3.6	5.0	0.5	6.7	3.7	4.8	6.8	1.1

(4) 困ったときの相談相手

問 34 あなたは何か困った問題が起きた場合、誰に相談していますか。(○印は3つまで)

困ったことが起きた場合の相談相手としては、「実家や親せきの人」が 39.7%で最も割合が高く、次いで「友人・知人」が 33.5%、「子どもや家族」が 28.6%など、身近な人を相談相手としている。また、経年でみると「子どもや家族」が 5.2ポイント増加している。

年齢別でみると、39歳以下の年齢層では「実家や親戚の人」の割合が特に高くなっている。

同居家族別では、父子のみ、20歳以上の子どもとの同居世帯で「自分で解決している」の割合が高くなっている。

父子家庭になった理由別にみると、死別の場合「自分で解決している」(35.3%)の割合が、他に比べ高くなっている。

図 2-75 困ったときの相談相手 [複数回答]

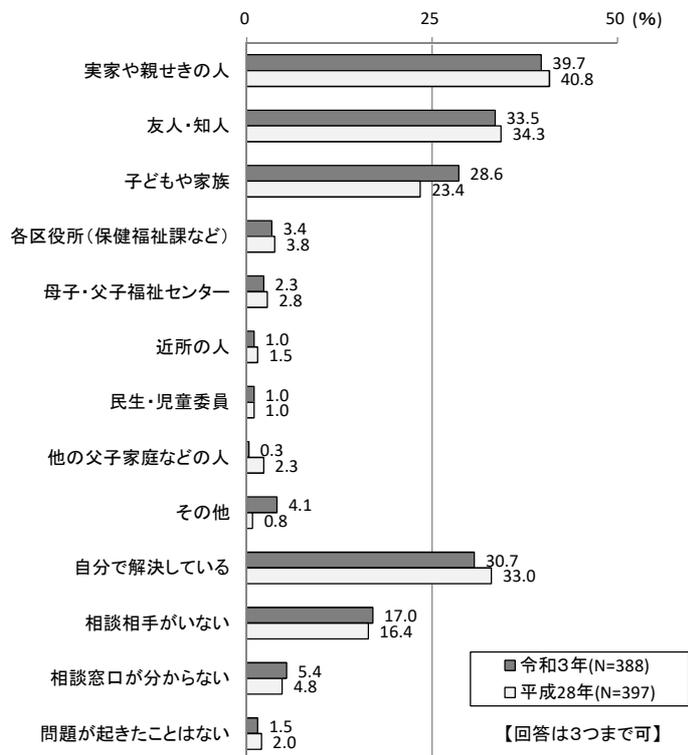


表2-79 困ったときの相談相手〔複数回答〕

																(%)
		標本数	子どもや家族	実家や親せきの人	近所の人	友人・知人	他の父子家庭などの人	母子・父子福祉センター	各区役所（保健福祉課など）	民生・児童委員	その他	自分で解決している	相談相手がない	相談窓口が分からない	問題が起きたことはない	無回答
全体		388	111	154	4	130	1	9	13	4	16	119	66	21	6	6
		100.0	28.6	39.7	1.0	33.5	0.3	2.3	3.4	1.0	4.1	30.7	17.0	5.4	1.5	1.5
時系列	平成28年	397	23.4	40.8	1.5	34.3	2.3	2.8	3.8	1.0	0.8	33.0	16.4	4.8	2.0	5.3
	平成23年	437	30.2	38.4	1.6	41.9	0.2	0.2	1.6	0.5	2.1	36.4	12.1	3.7	1.1	1.1
	平成18年	366	38.8	37.4	0.8	37.2	0.3	0.8	1.6	0.3	1.6	15.3	8.2	1.9	1.1	2.2
	平成13年	322	29.8	36.0	2.2	28.9	0.9	...	1.6	0.3	1.6	45.3	12.1	...	1.9	1.6
年齢別	29歳以下	14	28.6	50.0	-	57.1	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	-
	30～34歳	21	23.8	57.1	-	47.6	-	4.8	4.8	-	4.8	28.6	4.8	-	4.8	-
	35～39歳	41	39.0	56.1	2.4	43.9	-	2.4	2.4	-	9.8	14.6	4.9	-	-	-
	40～44歳	77	23.4	36.4	1.3	33.8	-	5.2	3.9	-	6.5	36.4	16.9	3.9	-	-
	45～49歳	95	29.5	46.3	1.1	28.4	-	1.1	-	2.1	4.2	27.4	17.9	5.3	1.1	3.2
	50歳以上	132	28.8	28.0	0.8	28.0	0.8	1.5	6.1	1.5	1.5	38.6	24.2	9.8	2.3	2.3
	無回答	8	25.0	37.5	-	50.0	-	-	-	-	-	25.0	12.5	-	-	-
同居家族別	父子のみ	172	27.3	43.0	1.7	34.3	-	2.3	2.9	1.7	1.7	35.5	20.9	5.2	1.2	-
	20歳以上の子ども	31	32.3	25.8	-	16.1	-	-	3.2	3.2	3.2	45.2	25.8	9.7	-	9.7
	父	62	40.3	41.9	1.6	32.3	1.6	1.6	4.8	-	4.8	22.6	8.1	6.5	1.6	1.6
	母	95	42.1	33.7	1.1	37.9	-	-	3.2	-	3.2	25.3	10.5	6.3	1.1	1.1
	その他	50	24.0	40.0	-	36.0	-	2.0	2.0	-	10.0	20.0	10.0	4.0	6.0	2.0
無回答	60	13.3	43.3	-	33.3	-	5.0	3.3	-	8.3	28.3	20.0	5.0	1.7	3.3	
経過年数別	1年未満	35	17.1	51.4	-	25.7	-	2.9	5.7	-	8.6	34.3	17.1	8.6	-	-
	1～2年未満	47	34.0	36.2	2.1	31.9	-	6.4	6.4	2.1	4.3	31.9	17.0	8.5	-	4.3
	2～3年未満	32	28.1	40.6	-	34.4	-	-	3.1	3.1	-	28.1	31.3	3.1	-	-
	3～4年未満	35	22.9	48.6	2.9	25.7	-	2.9	-	-	5.7	28.6	8.6	2.9	5.7	5.7
	4～5年未満	43	37.2	44.2	-	34.9	-	4.7	4.7	2.3	4.7	27.9	20.9	-	-	2.3
	5～10年未満	110	28.2	36.4	0.9	33.6	-	0.9	0.9	0.9	4.5	26.4	13.6	4.5	2.7	0.9
	10～15年未満	57	22.8	38.6	-	45.6	1.8	1.8	3.5	-	3.5	38.6	15.8	7.0	1.8	-
	15年以上	24	41.7	25.0	4.2	20.8	-	-	8.3	-	-	33.3	25.0	12.5	-	-
	無回答	5	40.0	40.0	-	60.0	-	-	-	-	-	40.0	-	-	-	-
理由別	死別	85	30.6	35.3	1.2	29.4	-	2.4	7.1	1.2	2.4	35.3	22.4	7.1	1.2	3.5
	離婚	271	28.4	42.8	1.1	36.2	-	1.8	1.8	1.1	4.4	29.5	15.1	5.2	1.8	0.4
	その他の生別	25	24.0	20.0	-	16.0	-	4.0	4.0	-	8.0	28.0	24.0	4.0	-	8.0
	無回答	7	28.6	42.9	-	42.9	14.3	14.3	14.3	-	-	28.6	-	-	-	-
参考	福岡市	484	28.9	39.5	0.4	33.3	0.2	2.3	0.8	1.0	4.3	34.9	16.3	4.5	2.1	0.6
	久留米市	168	32.1	31.5	0.6	28.0	3.0	1.8	3.6	-	3.0	36.3	14.9	5.4	1.8	1.8
	県(政令市、中核市を除く)	854	34.3	39.0	0.6	33.8	0.8	0.5	1.5	0.4	2.8	31.5	13.0	3.9	2.1	0.8
	母子家庭	1,231	35.9	43.5	0.6	51.4	2.8	1.2	5.2	0.2	2.5	23.4	7.5	1.4	0.6	0.9

(5) 家事を担当している人

問 35 あなたの世帯では、炊事、掃除、洗濯などの家事を主に誰がしていますか。

(○印は 1 つ)

家事を主にしている人は、「自分本人」が 68.3%で最も割合が高く、次いで「父母・義父母」が 21.4%となっている。前回調査と比べると、「自分本人」が 8.1 ポイント増加し、「父母・義父母」が 5.3 ポイント減少している。

同居家族別では、父子のみ、20 歳以上の子どもの同居世帯で「自分本人」の割合が特に高い。

図 2-76 家事を担当している人

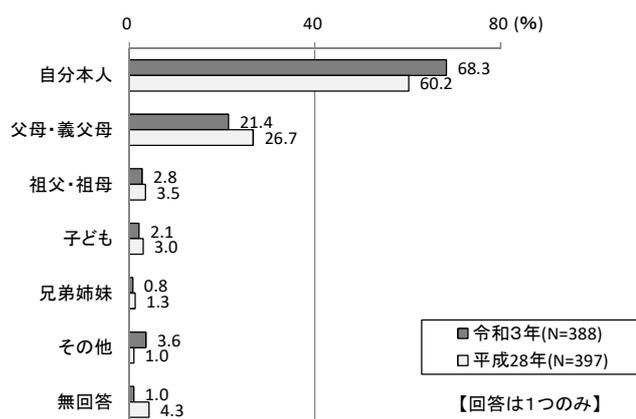


表 2-80 家事を担当している人

			(%)						
		標本数	自分本人	子ども	父母・義父母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
全 体		388 100.0	265 68.3	8 2.1	83 21.4	11 2.8	3 0.8	14 3.6	4 1.0
時系列	平成28年	397	60.2	3.0	26.7	3.5	1.3	1.0	4.3
	平成23年	437	50.3	3.7	34.1	7.3	1.1	3.0	0.5
	平成18年	366	46.4	5.7	41.3	3.6	1.6	0.8	0.5
	平成13年	322	52.8	7.7	28.9	3.7	1.2	4.3	1.2
同居家族別	父子のみ	172	91.3	2.3	4.1	0.6	-	1.7	-
	20歳以上の子ども	31	67.7	3.2	9.7	-	-	9.7	9.7
	父	62	22.6	1.6	59.7	9.7	1.6	3.2	1.6
	母	95	16.8	-	68.4	7.4	2.1	4.2	1.1
	その他	50	28.0	2.0	48.0	4.0	6.0	10.0	2.0
	無回答	60	91.7	1.7	3.3	1.7	-	1.7	-
別事現在の有無仕	持っている	364	67.9	2.2	21.4	3.0	0.8	3.8	0.8
	持っていない	24	75.0	-	20.8	-	-	-	4.2
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
参 考	福岡市	484	72.5	2.5	19.0	2.1	1.0	2.3	0.6
	久留米市	168	71.4	5.4	19.0	1.2	-	2.4	0.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	61.9	1.8	28.6	4.3	0.5	2.5	0.5
	母子家庭	1,231	84.2	0.2	12.6	1.8	-	0.7	0.6

問 36 ふだん家事をしている人が病気などの時は、代わりに主に誰が家事をしますか。

(○印は 1 つ)

ふだん家事をしている人が病気などの時に代わりに家事をする人は、「自分本人」が 36.3% で最も割合が高く、次いで「子ども」が 20.9%、「父母・義父母」が 14.2%を占めている。また、「代わりに家事をする人がいない」は 20.4%を占める。

前回調査と比べると、「自分本人」が 13.6 ポイント増加し、「代わりに家事をする人はいない」が 8.1 ポイント減少している。

年齢別にみると、39 歳以下では「父母・義父母」、45 歳以上では「代わりに家事をする人はいない」の割合が高くなっている。

同居家族別にみると、父子のみの家庭では「代わりに家事をする人はいない」(30.2%) の割合が高くなっている。

子どもの状況別にみると、子どもが中学校以上の年代になると「子ども」の割合が高くなっている。

図 2-77 家事担当者が病気の時に代わりに家事をする人

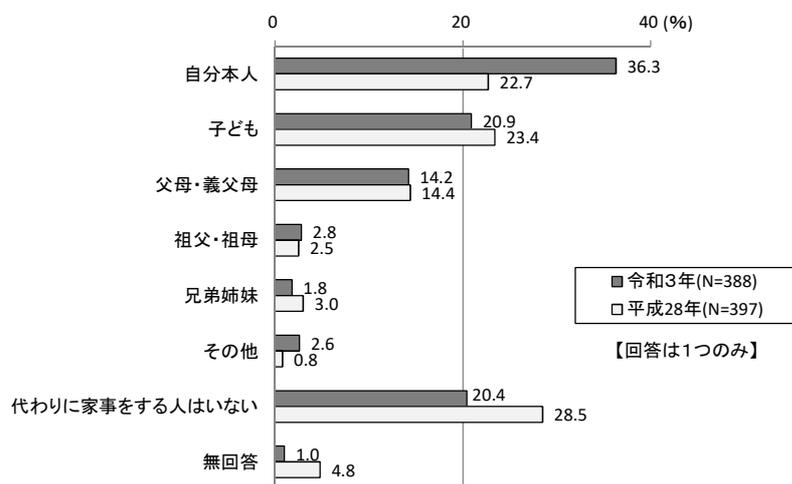


表2-81 家事担当者が病気の時に代わりに家事をする人

		(%)								
		標本数	自分本人	子ども	父母・義父母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	代わりに家事をする人はいない	無回答
全体		388 100.0	141 36.3	81 20.9	55 14.2	11 2.8	7 1.8	10 2.6	79 20.4	4 1.0
時系列	平成28年	397	22.7	23.4	14.4	2.5	3.0	0.8	28.5	4.8
	平成23年	437	26.3	17.2	14.9	3.7	5.5	3.4	28.1	0.9
	平成18年	366	26.8	24.0	15.0	1.4	4.6	1.4	24.9	1.9
	平成13年	322	28.0	22.7	9.3	2.5	4.7	4.3	27.0	1.6
年齢別	29歳以下	14	28.6	-	35.7	14.3	14.3	7.1	-	-
	30～34歳	21	52.4	4.8	28.6	-	-	-	14.3	-
	35～39歳	41	43.9	7.3	24.4	2.4	4.9	-	17.1	-
	40～44歳	77	49.4	18.2	13.0	2.6	1.3	3.9	11.7	-
	45～49歳	95	30.5	25.3	12.6	3.2	1.1	2.1	24.2	1.1
	50歳以上	132	28.8	28.0	8.3	1.5	0.8	3.0	27.3	2.3
	無回答	8	37.5	25.0	12.5	12.5	-	-	12.5	-
同居家族別	父子のみ	172	26.7	21.5	14.0	2.9	2.9	1.7	30.2	-
	20歳以上の子ども	31	22.6	48.4	-	-	-	3.2	16.1	9.7
	父	62	51.6	11.3	22.6	1.6	1.6	4.8	4.8	1.6
	母	95	58.9	10.5	15.8	2.1	2.1	3.2	6.3	1.1
	その他	50	50.0	18.0	14.0	4.0	4.0	4.0	4.0	2.0
無回答	60	28.3	18.3	16.7	6.7	-	5.0	25.0	-	
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	3	66.7	-	-	33.3	-	-	-	-
	認可保育所・園	34	44.1	-	23.5	5.9	5.9	2.9	18	-
	認可外保育施設	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-
	幼稚園	9	33.3	-	11.1	-	-	-	56	-
	認定こども園	5	80.0	-	20.0	-	-	-	-	-
	小学生	118	39.8	8.5	22.0	4.2	2.5	1.7	21	-
	中学生	89	34.8	22.5	18.0	2.2	2.2	1.1	18	1.1
	高校生	116	39.7	26.7	6.9	1.7	1.7	5.2	16	1.7
	高等専門学校生	8	25.0	50.0	-	-	-	-	25	-
	短大生	4	-	50.0	-	-	-	-	50	-
	大学生	27	25.9	33.3	11.1	3.7	-	-	22	3.7
	専修学校・各種学校生	15	26.7	46.7	-	-	-	-	27	-
	就労	17	23.5	47.1	5.9	5.9	-	5.9	12	-
	無職	9	22.2	33.3	11.1	-	-	-	22	11.1
その他	2	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	
無回答	29	31.0	27.6	17.2	3.4	-	3.4	17	-	
参考	福岡市	484	32.0	23.3	12.6	1.4	2.5	3.7	23.6	0.8
	久留米市	168	29.2	25.0	12.5	1.2	4.2	3.6	23.8	0.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	35.0	23.1	14.8	2.3	3.4	2.5	18.3	0.7
	母子家庭	1,231	33.1	18.3	19.3	1.6	1.9	0.8	24.2	0.7

(6) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況

問37 あなたは、母子会（母子寡婦福祉会）に加入していますか。（○印は1つ）

母子会（母子寡婦福祉会）への加入状況は、「加入している」が1.0%、「加入していない」が93.6%で、加入していない人が9割を超えている。

図2-78 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況

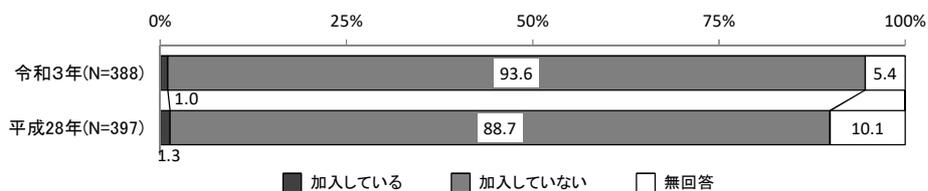


表2-82 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況

		標本数	加入している (%)	加入していない (%)	無回答 (%)
全体		388	1.0	93.6	5.4
前回	平成28年	397	1.3	88.7	10.1
年齢別	29歳以下	14	-	100.0	-
	30～34歳	21	-	90.5	9.5
	35～39歳	41	2.4	95.1	2.4
	40～44歳	77	2.6	92.2	5.2
	45～49歳	95	1.1	96.8	2.1
	50歳以上	132	-	91.7	8.3
	無回答	8	-	87.5	12.5
理由別	死別	85	2.4	89.4	8.2
	離婚	271	0.7	94.8	4.4
	その他の生別	25	-	96.0	4.0
	無回答	7	-	85.7	14.3
参考	久留米市	168	2.4	88.7	8.9
	県(政令市、中核市を除く)	854	1.8	91.2	7.0
	母子家庭	1,231	3.2	96.1	0.7

問 37-1 【加入していると答えた方に】加入して良かったことはありますか。
(○印は3つまで)

母子会に加入して良かったことは、「新しい情報がもらえる」で 100.0%、「知り合いが増えた」で 50.0%、「相談する相手ができる」「レクリエーションなどが豊富」でいずれも 25.0% の回答があった。

図 2-79 母子会（母子寡婦福祉会）に加入して良かったこと [複数回答]

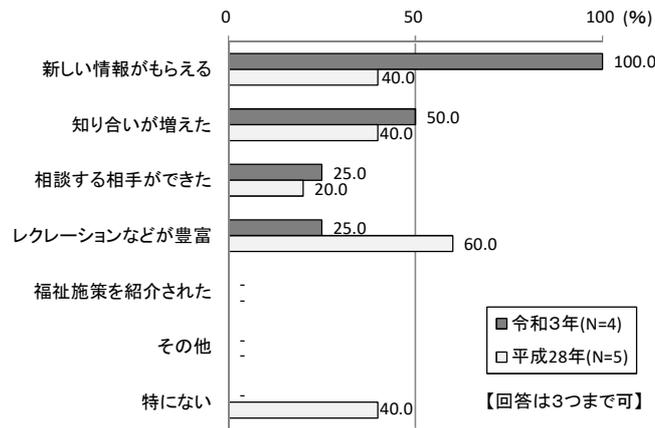


表 2-83 母子会（母子寡婦福祉会）に加入して良かったこと [複数回答]

		標本数	知り合いが増えた	相談する相手ができる	福祉施策を紹介された	レクリエーションなどが豊富	新しい情報がもらえる	その他	特にない	無回答
全体		4	2	1	-	1	4	-	-	-
前回	平成28年	5	40.0	20.0	-	60.0	40.0	-	40.0	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	-	100.0	-	-	100.0	-	-	-
	40～44歳	2	50.0	-	-	50.0	100.0	-	-	-
	45～49歳	1	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-
	50歳以上 無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
理由別	死別	2	50.0	-	-	-	100.0	-	-	-
	離婚	2	50.0	50.0	-	50.0	100.0	-	-	-
	その他の生別	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	久留米市	4	75.0	25.0	-	50.0	50.0	25.0	-	-
	県(政令市、中核市を除く)	15	6.7	-	13.3	26.7	46.7	13.3	26.7	13.3
	母子家庭	39	12.8	15.4	15.4	25.6	51.3	-	23.1	2.6

問 37-2 【加入していないと答えた方に】加入していない理由は。(〇印は 1 つ)

母子会に加入していない理由としては、「母子会を知らない」が 83.5% で最も割合が高く、次いで「母子会に関心がない」が 7.7%、「気が進まない」が 3.6% となっている。前回調査と比べると、「母子会を知らない」が 12.2 ポイント増加している。

図 2-80 母子会（母子寡婦福祉会）に加入していない理由

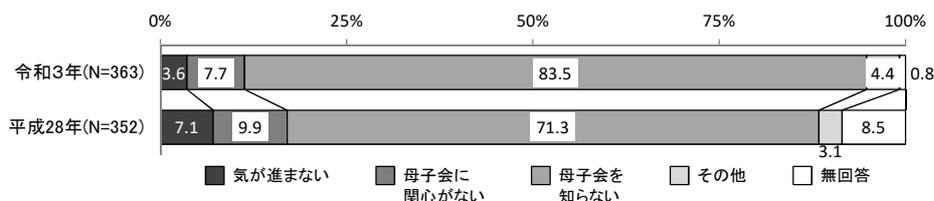


表 2-84 母子会（母子寡婦福祉会）に加入していない理由

		標本数	気が進まない	母子会に関心がない	母子会を知らない	その他	無回答
全体		363	13	28	303	16	3
		100.0	3.6	7.7	83.5	4.4	0.8
前回	平成28年	352	7.1	9.9	71.3	3.1	8.5
年齢別	29歳以下	14	14.3	-	85.7	-	-
	30～34歳	19	5.3	15.8	73.7	5.3	-
	35～39歳	39	-	12.8	84.6	-	2.6
	40～44歳	71	2.8	-	87.3	8.5	1.4
	45～49歳	92	5.4	7.6	80.4	5.4	1.1
	50歳以上	121	2.5	10.7	83.5	3.3	-
	無回答	7	-	-	100.0	-	-
理由別	死別	76	1.3	7.9	90.8	-	-
	離婚	257	4.3	7.4	82.1	5.1	1.2
	その他の生別	24	4.2	12.5	70.8	12.5	-
	無回答	6	-	-	100.0	-	-
参考	久留米市	149	5.4	5.4	81.9	4.7	2.7
	県(政令市、中核市を除く)	779	5.0	9.2	80.0	2.3	3.5
	母子家庭	1,183	4.5	10.3	79.3	3.6	2.3

問 37-3 【加入していないと答えた方に】では、今後はいかがですか。(〇印は1つ)

母子会に加入していない人の今後の加入意向としては、「加入したい」が13.2%、「加入したくない」が10.5%、「加入の必要性を感じない」が64.5%となっている。
 前回調査と比べると、「加入の必要性を感じない」が9.1ポイント増加している。
 年齢別にみると、最も加入意向の割合が高いのは「35～39歳」(23.1%)で、最も低いのは「40～44歳」(7.0%)となっている。

図 2-81 母子会（母子寡婦福祉会）への加入意向

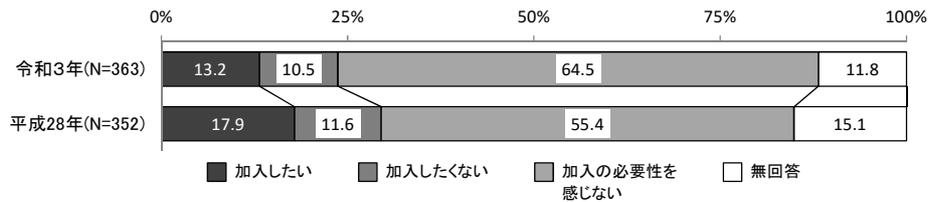


表 2-85 母子会（母子寡婦福祉会）への加入意向

		標本数	加入したい	加入したくない	加入の必要性を感じない	無回答
全体		363	48	38	234	43
前回	平成28年	352	17.9	11.6	55.4	15.1
年齢別	29歳以下	14	-	14.3	57.1	28.6
	30～34歳	19	10.5	5.3	78.9	5.3
	35～39歳	39	23.1	7.7	59.0	10.3
	40～44歳	71	7.0	9.9	71.8	11.3
	45～49歳	92	9.8	12.0	62.0	16.3
	50歳以上	121	17.4	11.6	62.8	8.3
	無回答	7	28.6	-	57.1	14.3
理由別	死別	76	9.2	11.8	71.1	7.9
	離婚	257	14.8	10.1	61.9	13.2
	その他の生別	24	12.5	8.3	70.8	8.3
	無回答	6	-	16.7	66.7	16.7
参考	久留米市	149	14.8	12.1	51.0	22.1
	県(政令市、中核市を除く)	779	11.4	11.2	62.9	14.5
	母子家庭	1,183	12.0	12.3	64.8	10.9

10. 公的機関や制度の周知と利用及び要望

(1) 公的機関や制度の周知と利用状況

問 38 あなたは、次のような公的機関や制度を利用したことがありますか。次にあげる公的機関や制度についてそれぞれあてはまるものを1つずつ選んでください。
また、今後引き続き、あるいは新たに利用したいと思うものすべて選んでください。

(ア) 利用したことがある公的機関や制度

利用したことがある公的機関や制度としては、「児童扶養手当」(47.2%)が特に高く、「各区役所(保健福祉課など)」(36.1%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(24.0%)、「子ども・家庭相談コーナー」(20.6%)、「医療費支給制度」(11.6%)、「就学援助」(10.6%)が続いている。

前回調査と比べると、「医療費支給制度」の利用経験が減少している。

図 2-82 利用したことがある公的機関や制度 [複数回答]

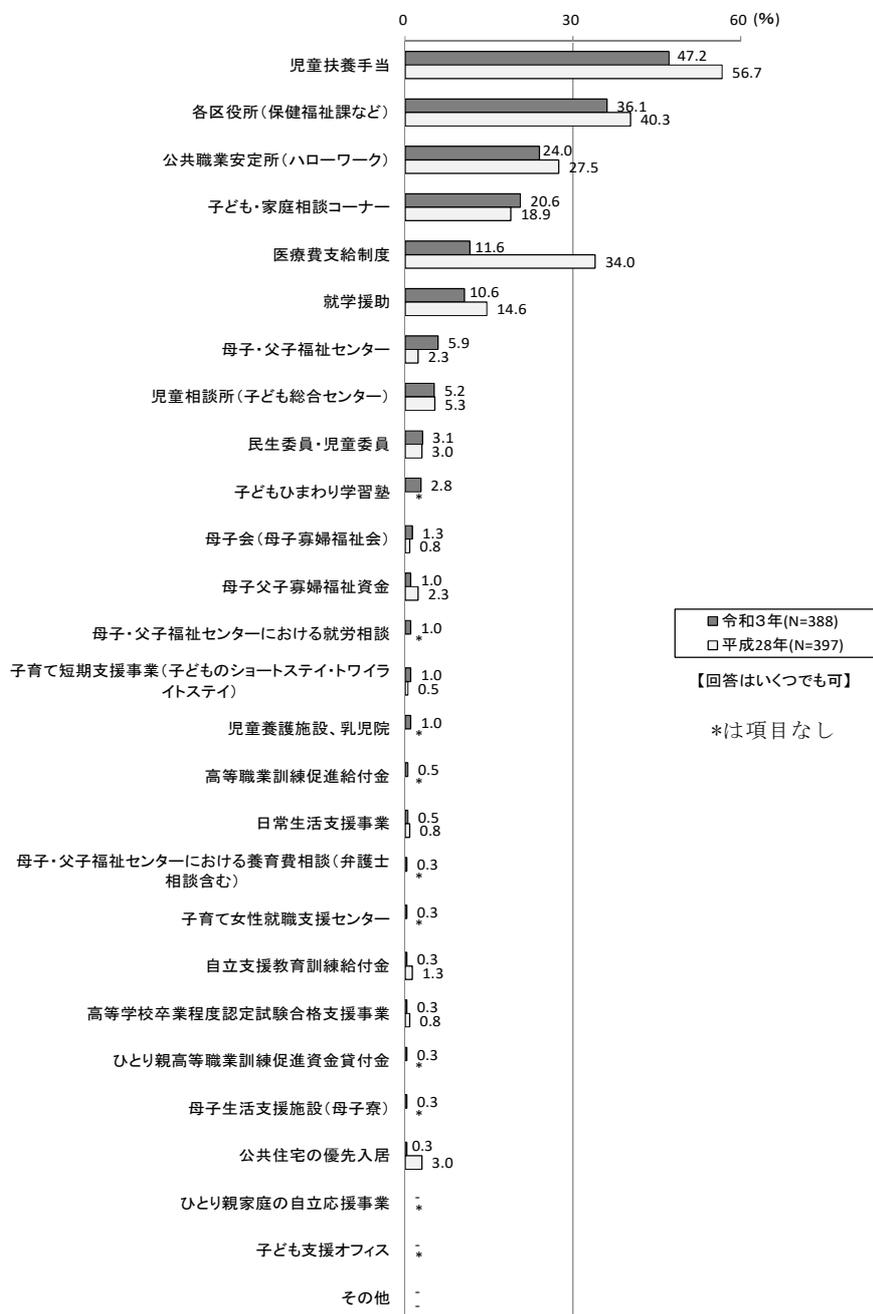


表2-86 利用したことがある公的機関や制度〔複数回答〕

		標本数	各区役所 (保健福祉課など)	子ども・ 家庭相談コーナ-	民生委員・ 児童委員	母子会 (母子寡婦福祉会)	母子・ 父子福祉センタ-	ける就労相 談	母子・ 父子福祉センタ- にお ける養育費相 談(弁護士相 談 含む)	母子・ 父子福祉センタ- にお ける養育費相 談(弁護士相 談 含む)	児童扶養手 当	母子父 子寡婦福祉資 金	公共職 業安定所(ハ ローワー ク)	子育て 女性就職支 援センタ-	自立支 援教育訓練 給付金	高等職 業訓練促進 給付金	高等学 校卒業程度 認定試験合 格支 援事業	(%)
全体		388 100.0	140 36.1	80 20.6	12 3.1	5 1.3	23 5.9	4 1.0	1 0.3	183 47.2	4 1.0	93 24.0	1 0.3	1 0.3	2 0.5	1 0.3	1 0.3	
時系列	平成28年	397	40.3	18.9	3.0	0.8		2.3		56.7	2.3	27.5	...	1.3	0.8
	平成23年	437	28.8	10.1	2.5	0.5		-		37.3	...	29.3
	平成18年	366	17.8	5.2	3.0	...		1.4		28.7
	平成13年	322	7.8	1.6	3.7	...		0.3		27.6
年齢別	29歳以下	14	50.0	28.6	7.1	7.1	7.1	-	-	42.9	-	28.6	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	21	47.6	28.6	-	-	4.8	-	-	61.9	-	9.5	-	-	-	-	-	-
	35~39歳	41	46.3	22.0	2.4	2.4	4.9	4.9	-	53.7	-	31.7	2.4	-	-	-	-	-
	40~44歳	77	39.0	20.8	-	2.6	10.4	-	-	48.1	2.6	23.4	-	1.3	-	1.3	-	-
	45~49歳	95	33.7	16.8	3.2	1.1	7.4	1.1	1.1	45.3	-	30.5	-	-	1.1	1.1	-	-
	50歳以上 無回答	132 8	30.3 25.0	22.0 -	4.5 12.5	-	3.0 -	0.8 -	-	42.4 75.0	1.5 -	18.9 25.0	-	-	-	-	-	-
経過年数別	1年未満	35	40.0	20.0	2.9	2.9	8.6	2.9	-	28.6	2.9	20.0	-	2.9	-	-	-	-
	1~2年未満	47	36.2	12.8	2.1	-	8.5	-	2.1	38.3	-	21.3	-	-	-	-	-	-
	2~3年未満	32	31.3	18.8	3.1	-	-	-	-	37.5	-	25.0	-	-	-	-	-	-
	3~4年未満	35	42.9	25.7	2.9	2.9	2.9	-	-	31.4	2.9	22.9	-	-	-	-	-	-
	4~5年未満	43	41.9	32.6	7.0	2.3	7.0	2.3	-	53.5	2.3	23.3	-	-	2.3	-	-	-
	5~10年未満	110	40.0	22.7	1.8	1.8	7.3	0.9	-	60.0	0.9	25.5	0.9	-	-	-	-	-
	10~15年未満	57	22.8	12.3	3.5	-	3.5	-	-	50.9	-	24.6	-	-	1.8	1.8	-	-
	15年以上 無回答	24 5	33.3 20.0	25.0 -	- 20.0	-	8.3 -	4.2 -	-	50.0 40.0	-	25.0 40.0	-	-	-	-	-	-
参考	福岡市	484	11.4	21.1	3.5	...	10.5	50.0	1.7	20.2	0.6	0.6	0.8	0.8	-	-
	久留米市	168	11.3	...	1.2	3.6	64.9	0.6	-	0.6	-	-
	県(政令市、中核市を除く)	854	8.7	1.5	2.2	1.4	2.1	1.5	0.7	53.0	0.8	26.9	...	0.8	0.5	0.1	-	-
	母子家庭	1,231	65.2	41.7	7.3	4.9	10.4	7.5	2.4	74.8	2.9	55.6	14.5	4.5	4.5	0.2	-	-

		標本数	ひとり親 家庭の自 立応援事 業	ひとり親 高等職 業訓練 促進資 金	児童相 談所(子 ども総 合セン タ-)	子ども 支援オ フィス	子の育 て短期 支援事 業(子 ども のショ ートス テイ トワイ ラ)	日常生 活支 援事 業	子ども ひま わり学 習塾	就学 援助	母子生 活支 援施 設(母 子寮)	公共住 宅の優 先入 居	児童養 護施 設、乳 児院	医療費 支給制 度	その他
全体		388 100.0	-	1 0.3	20 5.2	-	4 1.0	2 0.5	11 2.8	41 10.6	1 0.3	1 0.3	4 1.0	45 11.6	-
時系列	平成28年	397	5.3	...	0.5	0.8	...	14.6	...	3.0	...	34.0	-
	平成23年	437	4.6	...	0.9	0.5	...	12.6	...	2.5	...	19.2	0.2
	平成18年	366	6.6	0.5	...	13.1	0.3
	平成13年	322	6.2	0.9	...	7.1	0.3
年齢別	29歳以下	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-
	30~34歳	21	-	-	9.5	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-
	35~39歳	41	-	-	7.3	-	-	-	12.2	-	-	-	-	17.1	-
	40~44歳	77	-	-	6.5	-	-	-	5.2	10.4	-	-	-	13.0	-
	45~49歳	95	-	1.1	2.1	-	1.1	1.1	11.6	-	1.1	3.2	7.4	-	-
	50歳以上 無回答	132 8	-	-	6.1	-	2.3	0.8	4.5	12.1	0.8	-	0.8	11.4	12.5
経過年数別	1年未満	35	-	-	5.7	-	-	-	-	2.9	-	-	-	5.7	-
	1~2年未満	47	-	-	6.4	-	-	-	-	6.4	-	2.1	-	12.8	-
	2~3年未満	32	-	-	3.1	-	3.1	-	3.1	12.5	-	-	-	15.6	-
	3~4年未満	35	-	-	2.9	-	-	-	-	2.9	-	2.9	-	14.3	-
	4~5年未満	43	-	-	7.0	-	2.3	-	4.7	-	-	-	-	14.0	-
	5~10年未満	110	-	-	6.4	-	0.9	0.9	5.5	15.5	-	-	1.8	9.1	-
	10~15年未満	57	-	1.8	3.5	-	-	-	3.5	21.1	-	-	1.8	15.8	-
	15年以上 無回答	24 5	-	-	4.2	-	4.2	4.2	-	8.3	4.2	-	-	4.2	20.0
参考	福岡市	484	...	0.2	4.3	-	0.4	0.4	...	21.9	-	1.2	1.0	12.6	0.4
	久留米市	168	9.5	...	0.6	1.2	...	25.6	...	0.6	...	17.3	0.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	10.5	0.4	0.5	-	...	14.4	...	0.9	2.0	15.8	0.1
	母子家庭	1,231	1.3	2.1	7.1	0.2	1.2	0.9	5.8	27.1	1.9	8.5	1.5	30.8	0.2

(イ) 知っているが利用したことがない公的機関や制度

知っているが利用したことがない公的機関や制度としては、「公共職業安定所（ハローワーク）」（42.8%）、「児童相談所（子ども総合センター）」（37.6%）、「民生委員・児童委員」（34.5%）、「子ども・家庭相談コーナー」（33.8%）、「各区役所（保健福祉課など）」（27.8%）、「児童養護施設・乳児院」（26.8%）などが高くなっている。

図 2-83 知っているが利用したことがない公的機関や制度 [複数回答]

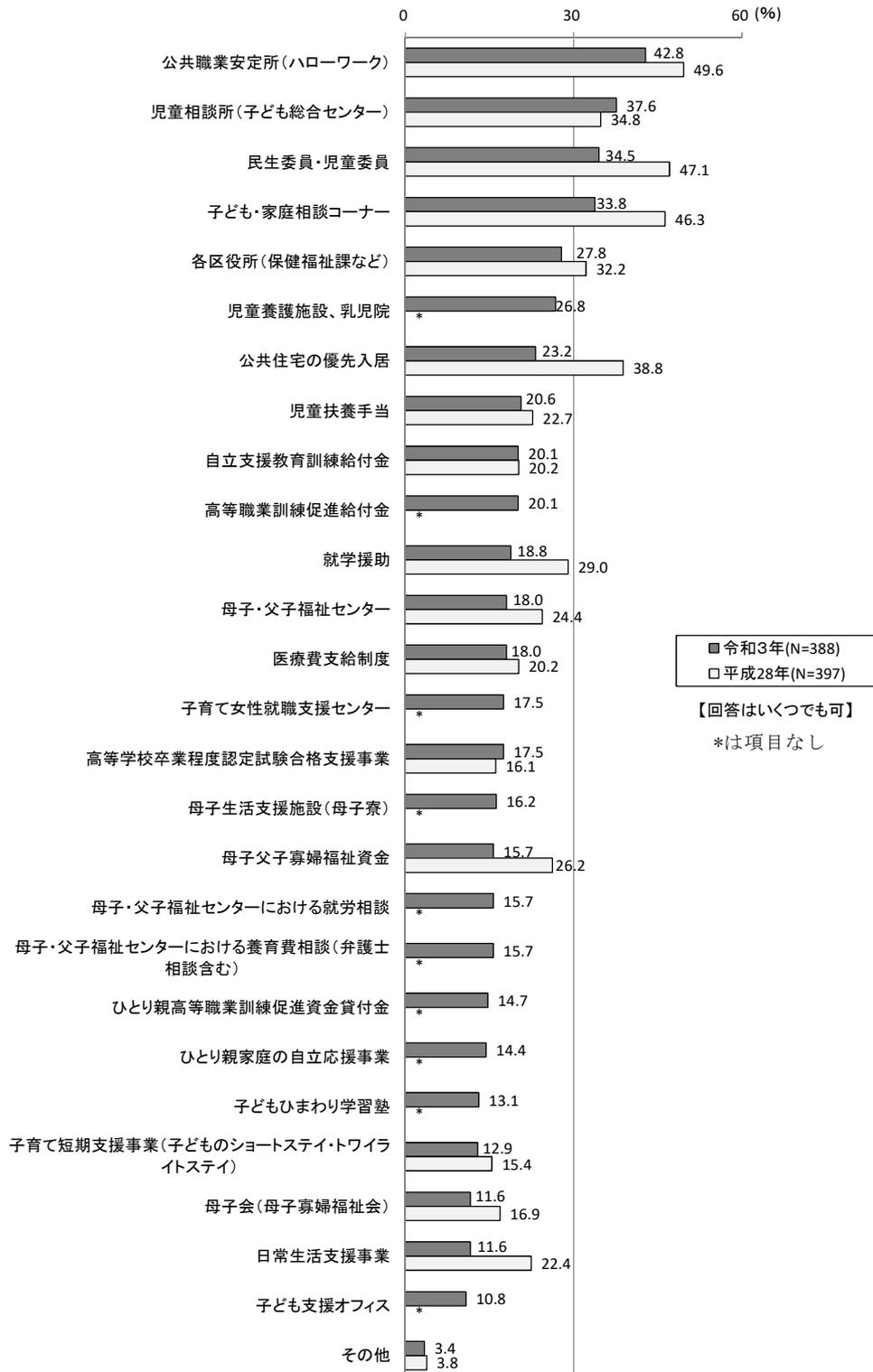


表2-87 知っているが利用したことがない公的機関や制度〔複数回答〕

		標本数	各区役所 (保健福祉課など)	子ども・ 家庭相談コーナ ー	民生委員・ 児童委員	母子会(母子 寡婦福祉会)	母子・父子 福祉センタ ー	ける就労相 談	母子・父子 福祉センタ ーにお ける養育費 相談(弁護 士相談 含む)	母子・父子 福祉センタ ーにお ける養育費 相談(弁護 士相談 含む)	児童扶養手 当	母子父子寡 婦福祉資金	公共職業安 定所(ハロー ワーク)	子育て女性 就職支援セ ンター	自立支援教 育訓練給付 金	高等職業訓 練促進給付 金	高等学校卒 業程度認定 試験合格支 援事業	(%)
全体		388 100.0	108 27.8	131 33.8	134 34.5	45 11.6	70 18.0	61 15.7	61 15.7	80 20.6	61 15.7	166 42.8	68 17.5	78 20.1	78 20.1	68 17.5	68 17.5	68
時系列	平成28年	397	32.2	46.3	47.1	16.9		24.4		22.7	26.2	49.6	...	20.2	16.1
	平成23年	437	35.5	45.5	47.6	19.5		30.7		31.4	...	44.2
	平成18年	366	43.4	44.8	51.4	...		42.3		51.4
	平成13年	322	41.6	32.0	55.6	...		45.7		49.7
年齢別	29歳以下	14	28.6	35.7	28.6	14.3	14.3	21.4	14.3	28.6	14.3	35.7	14.3	28.6	21.4	28.6	21.4	28.6
	30~34歳	21	14.3	38.1	23.8	14.3	23.8	19.0	23.8	19.0	14.3	42.9	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	
	35~39歳	41	19.5	31.7	26.8	4.9	12.2	9.8	17.1	14.6	12.2	36.6	7.3	12.2	12.2	12.2	12.2	
	40~44歳	77	18.2	26.0	32.5	9.1	18.2	16.9	18.2	16.9	18.2	41.6	16.9	20.8	22.1	20.8	20.8	
	45~49歳	95	33.7	36.8	36.8	12.6	18.9	17.9	15.8	23.2	15.8	41.1	15.8	20.0	20.0	13.7	13.7	
	50歳以上	132	31.8	34.8	39.4	14.4	18.9	13.6	14.4	21.2	15.2	48.5	21.2	18.9	19.7	17.4	17.4	
無回答	8	62.5	50.0	25.0	-	12.5	12.5	-	25.0	25.0	25.0	-	25.0	12.5	-	-	-	
経過年数別	1年未満	35	31.4	42.9	40.0	22.9	22.9	14.3	17.1	31.4	11.4	42.9	17.1	22.9	25.7	31.4	31.4	
	1~2年未満	47	19.1	31.9	23.4	8.5	10.6	12.8	12.8	23.4	14.9	48.9	17.0	25.5	23.4	17.0	17.0	
	2~3年未満	32	25.0	31.3	34.4	15.6	15.6	9.4	9.4	28.1	18.8	37.5	15.6	18.8	15.6	18.8	18.8	
	3~4年未満	35	25.7	37.1	31.4	2.9	11.4	11.4	14.3	34.3	5.7	42.9	28.6	17.1	17.1	17.1	17.1	
	4~5年未満	43	18.6	14.0	25.6	4.7	18.6	14.0	16.3	4.7	11.6	41.9	9.3	9.3	11.6	11.6	11.6	
	5~10年未満	110	27.3	35.5	37.3	14.5	22.7	20.0	19.1	15.5	22.7	47.3	18.2	24.5	22.7	18.2	18.2	
	10~15年未満	57	40.4	42.1	35.1	12.3	17.5	19.3	17.5	17.5	10.5	40.4	19.3	19.3	19.3	17.5	17.5	
	15年以上	24	25.0	29.2	54.2	8.3	20.8	12.5	12.5	20.8	20.8	29.2	16.7	12.5	20.8	8.3	8.3	
無回答	5	80.0	40.0	40.0	-	-	-	20.0	-	60.0	20.0	20.0	-	20.0	20.0	-	-	
参考	福岡市	484	28.5	28.7	33.7	...	29.1	21.9	16.1	41.7	15.1	19.0	17.1	14.0	14.0	
	久留米市	168	30.4	...	42.3	16.1	18.5	16.1	17.9	14.9	16.7	16.7	
	県(政令市、中核市を除く)	854	29.5	31.0	32.1	11.4	13.8	21.2	18.3	20.3	11.8	39.6	...	23.5	23.0	17.9	17.9	
	母子家庭	1,231	16.5	34.1	44.0	14.9	28.8	36.2	29.0	11.6	23.5	22.9	37.1	37.8	33.4	22.9	22.9	

		標本数	ひとり親 家庭の自 立応援事 業	ひとり親 高等職 業訓練 促進資 金	児童相 談所(子 ども総 合セン ター)	子ども 支援オ フィス	子育て 短期支 援事業 (子ど もイ ンステ イ)	日常生 活支 援事 業	子ども ひま わり学 習塾	就学 援助	母子生 活支 援施 設(母 子寮)	公共住 宅の優 先入 居	児童養 護施 設、乳 児院	医療費 支給制 度	その他
全体		388 100.0	56 14.4	57 14.7	146 37.6	42 10.8	50 12.9	45 11.6	51 13.1	73 18.8	63 16.2	90 23.2	104 26.8	70 18.0	13 3.4
時系列	平成28年	397	34.8	...	15.4	22.4	...	29.0	...	38.8	...	20.2	3.8
	平成23年	437	38.7	...	13.0	19.5	...	33.9	...	43.9	...	24.7	-
	平成18年	366	44.0	24.6	...	32.2	2.7
	平成13年	322	58.7	36.6	...	30.4	5.9
年齢別	29歳以下	14	14.3	21.4	28.6	7.1	7.1	7.1	7.1	14.3	14.3	28.6	21.4	21.4	7.1
	30~34歳	21	23.8	23.8	47.6	19.0	14.3	14.3	19.0	28.6	28.6	33.3	47.6	33.3	4.8
	35~39歳	41	9.8	9.8	31.7	7.3	4.9	9.8	17.1	19.5	12.2	29.3	29.3	9.8	-
	40~44歳	77	23.4	20.8	35.1	13.0	18.2	15.6	15.6	24.7	16.9	23.4	31.2	16.9	3.9
	45~49歳	95	9.5	10.5	43.2	8.4	11.6	9.5	11.6	14.7	13.7	23.2	22.1	22.1	2.1
	50歳以上	132	12.9	12.9	35.6	12.1	14.4	12.1	12.1	17.4	16.7	19.7	24.2	16.7	4.5
無回答	8	12.5	25.0	50.0	-	-	-	-	-	12.5	25.0	25.0	-	-	
経過年数別	1年未満	35	20.0	17.1	45.7	8.6	14.3	14.3	20.0	20.0	20.0	25.7	40.0	20.0	5.7
	1~2年未満	47	12.8	10.6	29.8	10.6	10.6	12.8	12.8	17.0	12.8	17.0	17.0	14.9	2.1
	2~3年未満	32	9.4	12.5	25.0	6.3	6.3	6.3	3.1	15.6	9.4	21.9	21.9	18.8	3.1
	3~4年未満	35	8.6	11.4	42.9	8.6	5.7	8.6	8.6	20.0	8.6	17.1	20.0	17.1	-
	4~5年未満	43	9.3	11.6	32.6	11.6	16.3	11.6	14.0	16.3	14.0	16.3	18.6	9.3	-
	5~10年未満	110	20.0	18.2	36.4	13.6	15.5	14.5	19.1	21.8	22.7	30.9	33.6	22.7	6.4
	10~15年未満	57	14.0	15.8	47.4	12.3	15.8	10.5	8.8	14.0	17.5	21.1	26.3	19.3	3.5
	15年以上	24	12.5	12.5	37.5	8.3	12.5	8.3	8.3	25.0	-	25.0	25.0	16.7	-
無回答	5	-	20.0	60.0	-	-	-	-	20.0	60.0	20.0	40.0	-	-	
参考	福岡市	484	...	16.3	33.1	9.7	8.3	8.9	...	15.9	11.8	19.2	26.4	15.5	1.4
	久留米市	168	54.2	...	14.3	13.1	...	18.5	...	25.0	...	21.4	3.0
	県(政令市、中核市を除く)	854	51.1	13.2	11.2	11.4	...	20.3	...	25.3	30.2	18.5	3.6
	母子家庭	1,231	29.1	27.5	48.3	13.2	16.2	14.8	17.4	21.2	40.5	40.7	49.5	22.3	2.4

(ウ) 知らない公的機関や制度

知らなかった公的機関や制度としては、「日常生活支援事業」(67.3%)、福岡県が実施する「子ども支援オフィス」(66.2%)、「母子会(母子寡婦福祉会)」「子育て短期支援事業(子どものショートステイ・トワイライトステイ)」(ともに64.4%)、「ひとり親家庭の自立応援事業」(64.2%)、「ひとり親高等職業訓練促進基金貸付金」(63.1%)などが高くなっている。前回調査と比較すると、「医療費支給制度」が11.5ポイント増加している。

図2-84 知らない公的機関や制度 [複数回答]

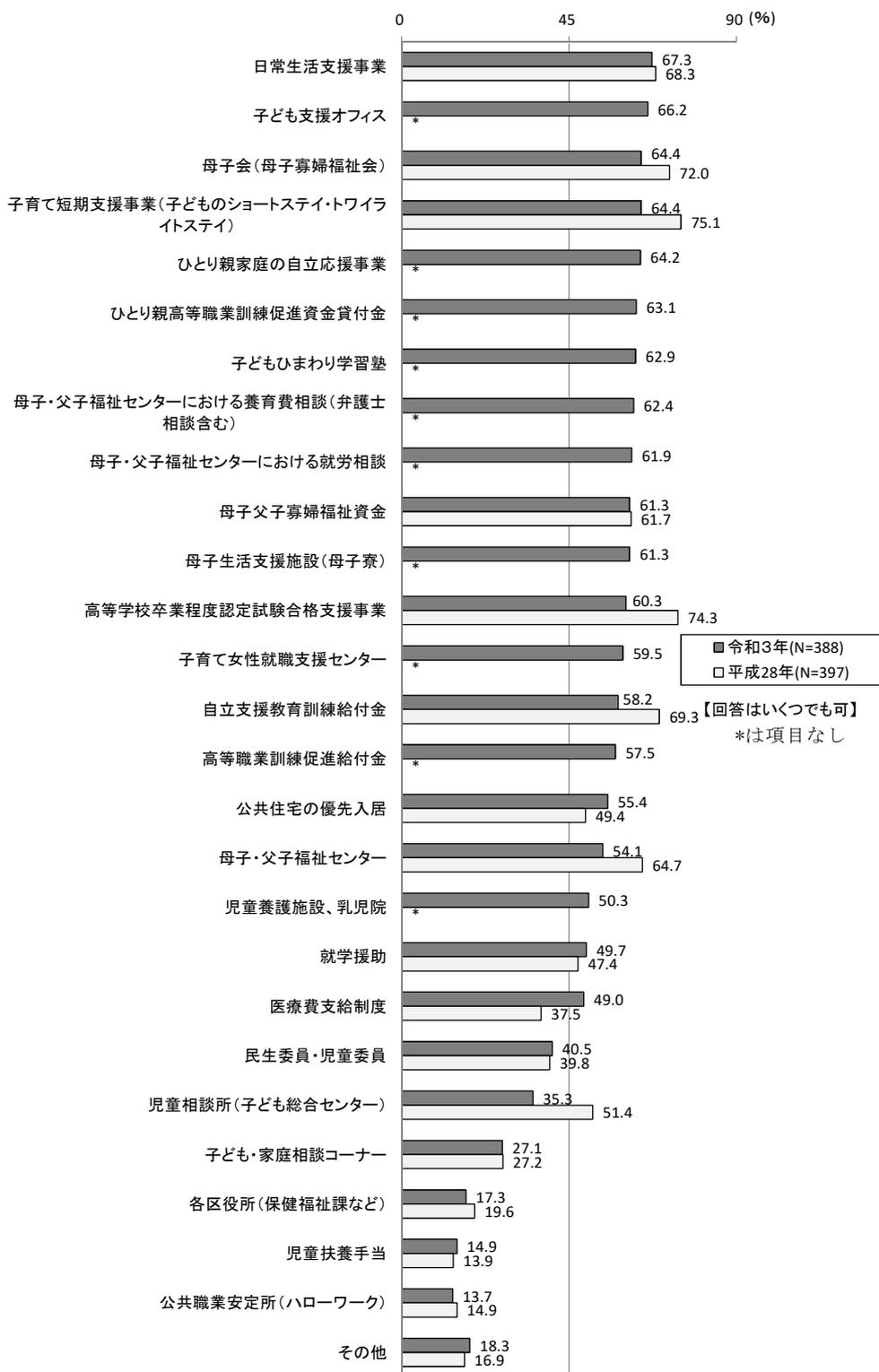


表2-88 知らない公的機関や制度〔複数回答〕

		標本数	各区役所 (保健福祉課など)	子ども・ 家庭相談コーナ ー	民生委員・ 児童委員	母子会(母子 寡婦福祉会)	母子・父子 福祉センタ ー	ける就労相 談	母子・父子 福祉センタ ーにお ける養育費 相談(弁護 士相談 含む)	母子・父子 福祉センタ ーにお ける養育費 相談(弁護 士相談 含む)	児童扶養手 当	母子父子寡 婦福祉資金	公共職業安 定所(ハロー ワーク)	子育て女性 就職支援セ ンター	自立支援教 育訓練給付 金	高等職業訓 練促進給付 金	高等学校卒 業程度認定 試験合格支 援事業	(%)
全体		388 100.0	67 17.3	105 27.1	157 40.5	250 64.4	210 54.1	240 61.9	242 62.4	58 14.9	238 61.3	53 13.7	231 59.5	226 58.2	223 57.5	234 60.3		
時系列	平成28年	397	19.6	27.2	39.8	72.0		64.7		13.9	61.7	14.9	59.5	69.3	74.3	
	平成23年	437	23.1	30.2	34.3	64.8		53.8		19.5	...	13.0	
	平成18年	366	29.8	39.6	35.2	...		43.7		10.9	
	平成13年	322	33.2	47.5	22.0	...		34.8		7.5	
年齢別	29歳以下	14	-	7.1	35.7	50.0	42.9	50.0	57.1	7.1	57.1	14.3	57.1	42.9	50.0	42.9		
	30~34歳	21	14.3	9.5	42.9	52.4	38.1	47.6	42.9	9.5	52.4	14.3	33.3	33.3	33.3	33.3		
	35~39歳	41	17.1	26.8	51.2	73.2	63.4	68.3	65.9	14.6	68.3	14.6	70.7	68.3	68.3	68.3		
	40~44歳	77	20.8	31.2	41.6	61.0	48.1	58.4	59.7	13.0	55.8	14.3	58.4	54.5	51.9	54.5		
	45~49歳	95	11.6	25.3	36.8	63.2	50.5	57.9	60.0	9.5	61.1	8.4	61.1	56.8	55.8	62.1		
	50歳以上	132	22.0	29.5	38.6	66.7	59.8	67.4	67.4	22.7	63.6	15.2	59.1	63.6	62.9	65.2		
	無回答	8	12.5	50.0	50.0	87.5	75.0	75.0	75.0	-	75.0	37.5	75.0	62.5	62.5	75.0		
経過年数別	1年未満	35	14.3	22.9	42.9	60.0	51.4	68.6	68.6	22.9	71.4	22.9	68.6	60.0	60.0	54.3		
	1~2年未満	47	27.7	36.2	53.2	70.2	59.6	66.0	63.8	19.1	66.0	8.5	57.4	55.3	55.3	61.7		
	2~3年未満	32	21.9	28.1	34.4	56.3	56.3	62.5	62.5	18.8	53.1	12.5	56.3	53.1	56.3	53.1		
	3~4年未満	35	14.3	20.0	45.7	71.4	65.7	68.6	62.9	14.3	71.4	14.3	51.4	62.9	62.9	62.9		
	4~5年未満	43	23.3	37.2	44.2	65.1	51.2	65.1	65.1	23.3	65.1	16.3	69.8	69.8	65.1	67.4		
	5~10年未満	110	13.6	21.8	38.2	61.8	49.1	57.3	58.2	9.1	54.5	10.0	57.3	52.7	54.5	59.1		
	10~15年未満	57	15.8	26.3	40.4	64.9	54.4	56.1	59.6	12.3	61.4	12.3	57.9	57.9	54.4	56.1		
	15年以上	24	12.5	25.0	16.7	62.5	45.8	58.3	62.5	12.5	54.2	20.8	54.2	62.5	54.2	66.7		
	無回答	5	-	60.0	40.0	100.0	100.0	80.0	100.0	-	80.0	40.0	100.0	80.0	80.0	100.0		
参考	福岡市	484	39.9	32.9	41.1	...	42.6	16.5	59.7	17.6	58.7	57.4	58.7	62.6		
	久留米市	168	49.4	...	47.0	68.5	10.7	71.4	72.0	75.0	73.8		
	県(政令市、中核市を除く)	854	45.8	50.2	48.7	70.5	65.7	60.5	63.9	13.5	69.9	17.6	...	58.8	60.0	64.9		
	母子家庭	1,231	3.7	7.6	26.0	57.8	37.6	33.8	45.7	2.8	49.9	4.5	27.0	35.3	39.0	52.9		

		標本数	ひとり親家 庭の自立 応援事業	ひとり親 高職 業訓練 促進資 金	児童相 談所(子 ども総 合セン ター)	子ども 支援オ フィス	のシ ョー トス テイ イ)	子育 て短 期支 援事 業(子 ども ライ オ)	日 常生 活支 援事 業	子 ども ひま わり 学 習塾	就 学 援 助	母 子生 活支 援施 設(母 子寮)	公 共住 宅の 優先 入居	児 童養 護施 設、 乳児 院	医 療費 支給 制度	そ の他
全体		388 100.0	249 64.2	245 63.1	137 35.3	257 66.2	250 64.4	261 67.3	244 62.9	193 49.7	238 61.3	215 55.4	195 50.3	190 49.0	71 18.3	
時系列	平成28年	397	51.4	...	75.1	68.3	...	47.4	...	49.4	...	37.5	16.9	
	平成23年	437	41.6	...	70.3	64.8	...	39.1	...	38.4	...	42.6	0.2	
	平成18年	366	38.8	63.1	...	44.5	11.2	
	平成13年	322	17.7	43.8	...	43.2	9.6	
年齢別	29歳以下	14	64.3	57.1	42.9	64.3	71.4	71.4	71.4	64.3	57.1	42.9	50.0	35.7	21.4	
	30~34歳	21	42.9	42.9	9.5	47.6	52.4	52.4	47.6	38.1	38.1	33.3	19.0	23.8	4.8	
	35~39歳	41	70.7	70.7	43.9	75.6	78.0	73.2	65.9	51.2	70.7	53.7	53.7	53.7	19.5	
	40~44歳	77	51.9	54.5	35.1	62.3	58.4	61.0	55.8	42.9	59.7	53.2	45.5	45.5	19.5	
	45~49歳	95	67.4	65.3	31.6	66.3	64.2	65.3	64.2	50.5	63.2	52.6	52.6	47.4	12.6	
	50歳以上	132	69.7	68.9	39.4	68.2	64.4	70.5	65.9	53.0	62.9	62.9	55.3	55.3	22.0	
	無回答	8	75.0	50.0	25.0	75.0	75.0	100.0	75.0	50.0	50.0	75.0	50.0	62.5	37.5	
経過年数別	1年未満	35	65.7	68.6	34.3	74.3	71.4	71.4	65.7	62.9	65.7	60.0	45.7	57.1	17.1	
	1~2年未満	47	68.1	68.1	42.6	68.1	68.1	68.1	66.0	55.3	63.8	61.7	59.6	51.1	21.3	
	2~3年未満	32	62.5	59.4	43.8	62.5	62.5	65.6	65.6	43.8	62.5	50.0	50.0	37.5	18.8	
	3~4年未満	35	71.4	68.6	34.3	71.4	74.3	71.4	71.4	57.1	71.4	62.9	57.1	48.6	17.1	
	4~5年未満	43	69.8	67.4	41.9	69.8	62.8	69.8	62.8	62.8	67.4	65.1	62.8	58.1	27.9	
	5~10年未満	110	58.2	60.0	34.5	62.7	60.9	63.6	52.7	41.8	53.6	46.4	40.9	45.5	14.5	
	10~15年未満	57	61.4	56.1	22.8	61.4	59.6	66.7	66.7	42.1	59.6	56.1	49.1	43.9	14.0	
	15年以上	24	62.5	62.5	33.3	62.5	58.3	62.5	66.7	45.8	66.7	50.0	50.0	54.2	16.7	
	無回答	5	100.0	80.0	40.0	100.0	100.0	100.0	100.0	60.0	40.0	80.0	60.0	80.0	60.0	
参考	福岡市	484	...	60.1	40.3	67.4	68.4	68.0	...	44.4	64.3	57.0	49.6	50.8	20.7	
	久留米市	168	26.8	...	75.0	75.6	...	47.0	...	64.9	...	51.8	20.2	
	県(政令市、中核市を除く)	854	22.6	69.6	71.1	71.5	...	48.6	...	56.9	50.5	48.7	19.3	
	母子家庭	1,231	46.3	46.4	21.9	63.1	59.3	60.8	53.7	31.0	34.8	27.9	25.7	25.3	8.1	

(2) 今後利用したい公的機関や制度

今後利用したい公的機関や制度では、「各区役所（保健福祉課など）」（17.5%）、「児童扶養手当」（16.5%）、「医療費支給制度」（12.4%）、「子ども・家庭相談コーナー」（11.9%）などが比較的高い割合を占めている。

年齢別にみると「児童扶養手当」は、30歳代で他の年齢層に比べ、割合が高くなっている。

図2-85 今後利用したい公的機関や制度〔複数回答〕

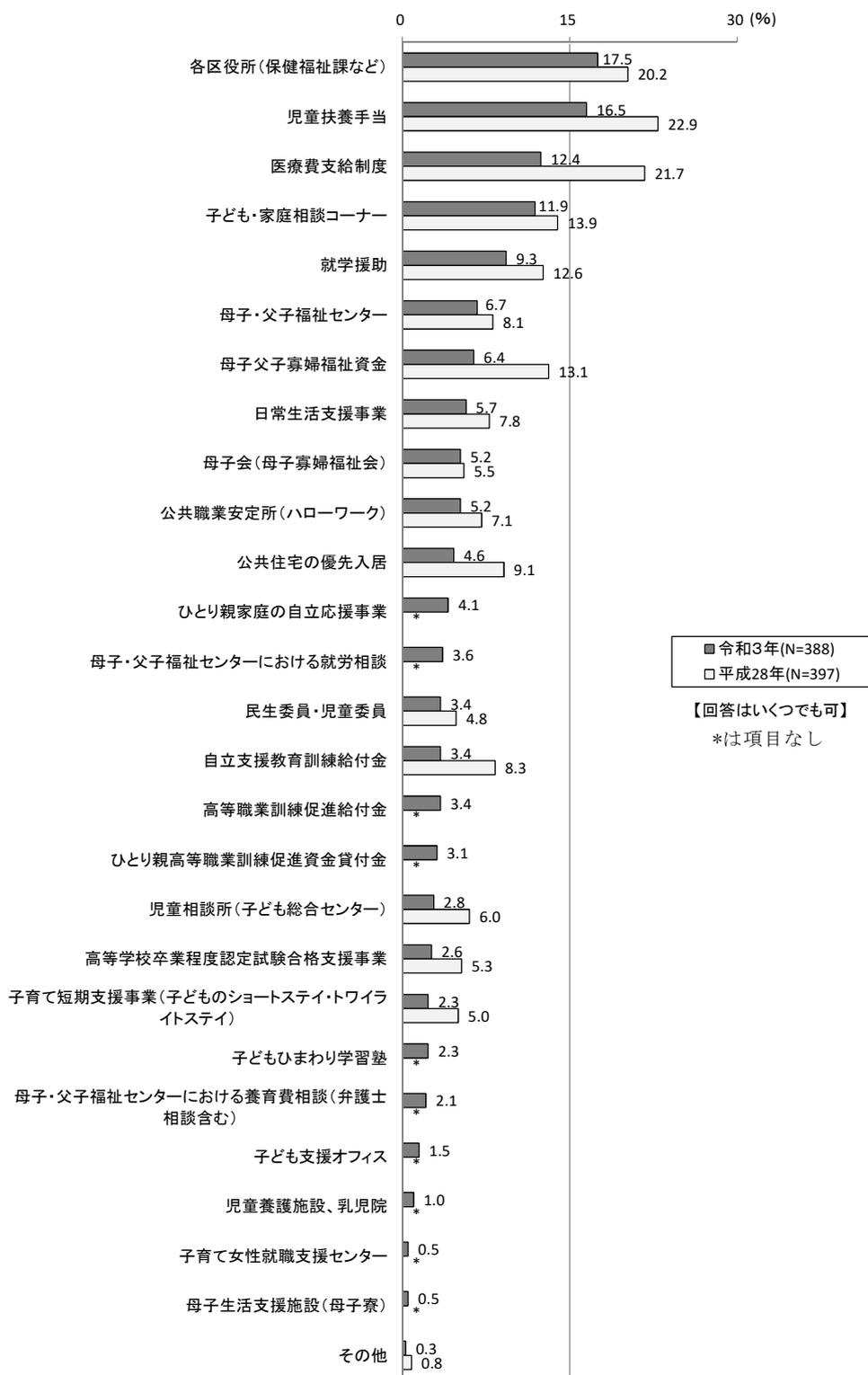


表2-89 今後利用したい公的機関や制度〔複数回答〕

		標本数	各区役所（保健福祉課など）	子ども・家庭相談コーナー	民生委員・児童委員	母子会（母子寡婦福祉会）	母子・父子福祉センター	おける就労相談センターに	相談含む）	おける養育費相談（弁護士に）	児童扶養手当	母子父子寡婦福祉資金	公共職業安定所（ハローワーク）	子育て女性就職支援センター	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	(%)
全体		388 100.0	68 17.5	46 11.9	13 3.4	20 5.2	26 6.7	14 3.6	8 2.1	64 16.5	25 6.4	20 5.2	2 0.5	13 3.4	13 3.4	10 2.6		
時系列	平成28年	397	20.2	13.9	4.8	5.5		8.1		22.9	13.1	7.1	...	8.3	5.3	
	平成23年	437	22.9	12.4	7.6	4.1		4.3		29.3	...	11.7	
	平成18年	366	15.8	11.2	6.8	...		4.4		13.1	
	平成13年	322	12.4	10.6	7.1	...		3.1		9.3	
年齢別	29歳以下	14	21.4	21.4	-	-	-	-	-	14.3	-	-	-	-	-	-	-	
	30～34歳	21	23.8	14.3	-	4.8	4.8	-	-	23.8	9.5	-	-	-	-	-	-	
	35～39歳	41	31.7	19.5	4.9	7.3	12.2	2.4	-	26.8	9.8	4.9	-	2.4	2.4	4.9		
	40～44歳	77	15.6	13.0	2.6	3.9	6.5	6.5	2.6	18.2	5.2	5.2	1.3	3.9	3.9	2.6		
	45～49歳	95	10.5	5.3	-	4.2	3.2	-	1.1	11.6	2.1	2.1	-	1.1	1.1	3.2		
	50歳以上	132	18.2	12.9	6.8	6.1	9.1	6.1	3.8	15.9	9.8	9.1	0.8	6.1	6.1	2.3		
無回答	8	12.5	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
経過年数別	1年未満	35	25.7	14.3	-	11.4	11.4	5.7	5.7	28.6	8.6	8.6	-	2.9	2.9	5.7		
	1～2年未満	47	17.0	14.9	6.4	6.4	8.5	6.4	6.4	21.3	12.8	4.3	2.1	6.4	6.4	6.4		
	2～3年未満	32	25.0	21.9	6.3	3.1	6.3	3.1	3.1	15.6	3.1	3.1	-	3.1	6.3	3.1		
	3～4年未満	35	17.1	14.3	5.7	5.7	5.7	2.9	2.9	14.3	2.9	5.7	-	-	2.9	-		
	4～5年未満	43	11.6	7.0	2.3	2.3	4.7	2.3	-	11.6	4.7	2.3	-	7.0	2.3	2.3		
	5～10年未満	110	20.0	12.7	1.8	5.5	6.4	3.6	-	21.8	8.2	5.5	0.9	1.8	1.8	1.8		
	10～15年未満	57	8.8	3.5	1.8	3.5	3.5	1.8	-	7.0	1.8	1.8	-	-	-	-		
	15年以上	24	20.8	12.5	8.3	4.2	12.5	4.2	4.2	4.2	8.3	12.5	-	12.5	12.5	4.2		
無回答	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-		
家計の状況別	十分やっつけいける	38	10.5	7.9	2.6	2.6	-	-	-	5.3	-	-	-	-	-	-	-	
	だいたいやっつけいける	120	13.3	7.5	1.7	2.5	2.5	-	-	13.3	1.7	1.7	-	-	-	0.8	0.8	
	時々赤字になる	141	19.1	14.2	5.0	7.8	10.6	4.3	2.8	15.6	7.1	7.8	0.7	5.7	5.7	1.4		
	とても足りない	89	23.6	15.7	3.4	5.6	9.0	9.0	4.5	27.0	14.6	7.9	1.1	5.6	4.5	7.9		
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
参考	福岡市	484	7.6	9.3	2.9	...	8.7	16.5	7.4	3.3	1.0	3.5	3.9	3.7		
	久留米市	168	12.5	...	5.4	8.9	26.2	14.3	9.5	8.3	6.5		
	県(政令市、中核市を除く)	854	5.7	3.3	3.0	3.4	4.3	4.3	4.8	20.7	7.3	5.0	...	5.6	6.2	4.2		
	母子家庭	1,231	17.6	12.3	2.3	4.6	4.7	3.8	3.0	20.1	7.2	10.6	6.8	6.1	5.5	2.9		

		標本数	業ひとり親家庭の自立応援事業	ひとり親高等職業訓練促進資金貸付金	児童相談所（子ども総合センター）	子ども支援オフィス	子育て短期支援事業（子どもショートステイ）	日常生活支援事業	子どもひまわり学習塾	就学援助	母子生活支援施設（母子寮）	公共住宅の優先入居	児童養護施設、乳児院	医療費支給制度	その他	無回答
全体		388 100.0	16 4.1	12 3.1	11 2.8	6 1.5	9 2.3	22 5.7	9 2.3	36 9.3	2 0.5	18 4.6	4 1.0	48 12.4	1 0.3	270 69.6
時系列	平成28年	397	6.0	...	5.0	7.8	...	12.6	...	9.1	...	21.7	0.8	57.4
	平成23年	437	7.6	...	6.4	13.0	...	18.8	...	11.0	...	28.8	0.2	50.3
	平成18年	366	8.7	9.0	...	16.4	1.1	62.0
	平成13年	322	9.0	9.9	...	13.4	0.9	62.1
年齢別	29歳以下	14	-	-	-	-	-	-	-	7.1	-	-	-	7.1	-	78.6
	30～34歳	21	-	-	4.8	-	-	-	-	4.8	-	9.5	-	14.3	-	66.7
	35～39歳	41	2.4	2.4	4.9	2.4	2.4	2.4	-	7.3	-	-	-	14.6	-	61.0
	40～44歳	77	3.9	3.9	6.5	3.9	2.6	3.9	3.9	11.7	1.3	5.2	3.9	11.7	1.3	66.2
	45～49歳	95	2.1	2.1	1.1	1.1	1.1	2.1	2.1	7.4	-	2.1	-	9.5	-	80.0
	50歳以上	132	7.6	4.5	1.5	0.8	3.8	11.4	3.0	11.4	0.8	6.8	0.8	15.2	-	65.9
無回答	8	-	-	-	-	-	12.5	-	-	-	12.5	-	-	-	75.0	
経過年数別	1年未満	35	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	2.9	5.7	11.4	-	8.6	-	28.6	-	54.3
	1～2年未満	47	8.5	6.4	6.4	4.3	4.3	10.6	4.3	6.4	2.1	6.4	4.3	12.8	2.1	63.8
	2～3年未満	32	3.1	6.3	-	-	3.1	3.1	-	9.4	-	3.1	-	9.4	-	65.6
	3～4年未満	35	-	-	-	-	-	11.4	-	-	-	5.7	-	22.9	-	65.7
	4～5年未満	43	9.3	2.3	2.3	-	4.7	7.0	7.0	14.0	-	7.0	-	18.6	-	79.1
	5～10年未満	110	1.8	0.9	3.6	1.8	1.8	4.5	1.8	11.8	0.9	2.7	1.8	8.2	-	67.3
	10～15年未満	57	1.8	-	-	-	-	3.5	-	7.0	-	1.8	-	3.5	-	84.2
	15年以上	24	8.3	12.5	4.2	-	-	4.2	-	12.5	-	8.3	-	8.3	-	70.8
無回答	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80.0	
家計の状況別	十分やっつけいける	38	-	-	5.3	-	5.3	5.3	2.6	2.6	-	-	-	7.9	-	84.2
	だいたいやっつけいける	120	0.8	1.7	1.7	1.7	0.8	2.5	-	3.3	-	1.7	0.8	4.2	-	74.2
	時々赤字になる	141	5.0	3.5	4.3	2.1	2.8	6.4	2.8	9.2	0.7	6.4	1.4	17.7	-	68.1
	とても足りない	89	9.0	5.6	1.1	1.1	2.2	9.0	4.5	20.2	1.1	7.9	1.1	16.9	1.1	59.6
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	福岡市	484	...	3.3	3.3	3.5	3.7	4.1	...	11.0	1.2	6.2	1.0	11.4	1.0	68.6
	久留米市	168	4.8	...	6.0	10.7	...	25.0	...	11.3	...	22.6	1.2	53.6
	県(政令市、中核市を除く)	854	3.6	3.3	2.8	3.7	...	11.7	...	5.3	1.4	13.5	0.9	68.1
	母子家庭	1,231	4.8	4.0	2.8	2.2	2.7	3.5	5.1	11.4	1.1	6.8	1.1	15.4	0.4	59.3

(3) 行政機関に対する要望

問 39 あなたは、父子家庭に関する国や県・市町村の施策で、特にどのようなことを望んでいますか。(○印は3つまで)

父子家庭に対する国や県・市の施策で要望したいこととしては、「年金・手当などを充実する」が57.7%で最も割合が高く、次いで「医療保障を充実する」が26.3%、「父子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」が14.2%、「生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する」が11.9%、「保育所や放課後児童クラブなどを充実する」「交際や結婚などを相談できる窓口をつくる」がいずれも10.3%となっている。

前回調査と比べると、「医療保障を充実する」が7.5ポイント減少し、「父子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」が7.7ポイント増加している。

年齢別にみると、29歳以下では「職業訓練の場や働く機会を増やす」(21.4%)、「保育所や放課後児童クラブなどを充実する」(28.6%)、「病後児保育を充実する」(28.6%)などの割合が高くなっている。

現在の仕事の有無別にみると、仕事を持っていない人で「職業訓練の場や働く機会を増やす」「県営住宅や市営住宅を増やす」の割合が、仕事を持っている人に比べ高くなっている。

世帯年収別にみると、150万円～500万円未満の年収層では「年金・手当などを充実する」の割合が、他に比べ高くなっている。

家計の状態別にみると、家計が不足している人で、「年金・手当などを充実する」「医療保障を充実する」の割合が高くなっている。

図2-86 行政機関に対する要望 [複数回答]

